

令和5年 朝日村議会

12月定例会会議録

令和5年 12月5日 開会

令和5年 12月15日 閉会

朝 日 村 議 会

令和5年朝日村議会12月定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (12月5日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○議案第57号から議案第74号まで及び報告第4号の上程	6
○議案提案説明	6
○議案内容説明	12
○散 会	13
○署名議員	15

第 2 号 (12月12日)

○議事日程	17
○出席議員	17
○欠席議員	17
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	17
○事務局職員出席者	17
○開 議	18
○議事日程の報告	18

○会議録署名議員の指名	1 8
○諸般の報告	1 8
○一般質問	1 9
羽多野 美 映 君	1 9
豊 田 恵美子 君	3 4
清 澤 あゆみ 君	4 7
古 池 美佐江 君	5 8
小 林 弘 之 君	6 7
清 沢 正 毅 君	7 7
清 沢 敬 子 君	9 0
齊 藤 正 法 君	1 0 5
中 村 文 映 君	1 1 6
○散 会	1 2 9
○署名議員	1 3 1

第 3 号 (12月15日)

○議事日程	1 3 3
○出席議員	1 3 3
○欠席議員	1 3 3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 3 3
○事務局職員出席者	1 3 4
○開 議	1 3 5
○議事日程の報告	1 3 5
○会議録署名議員の指名	1 3 5
○諸般の報告	1 3 5
○議案第57号から議案第74号までの質疑、討論、採決	1 3 6
○同意第20号から同意第22号までの上程	1 5 7
○議案提案説明	1 5 7
○議案内容説明	1 5 7
○同意第20号から同意第22号までの質疑、討論、採決	1 5 8

○議員派遣について	1 5 9
○閉会中の継続調査の申出について	1 5 9
○村長挨拶	1 6 0
○閉 会	1 6 1
○署名議員	1 6 3

令和5年朝日村告示第80号

令和5年朝日村議会12月定例会を次のとおり招集する。

令和5年11月30日

朝日村長 小林 弘 幸

1 期 日 令和5年12月5日

2 場 所 朝日村役場

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	齊藤正法君	2番	中村文映君
3番	羽多野美映君	5番	豊田恵美子君
6番	清澤あゆみ君	7番	古池美佐江君
8番	小林弘之君	9番	清沢正毅君
10番	清沢敬子君	11番	北村直樹君

不応招議員（なし）

令和5年朝日村議会12月定例会 第1日

議事日程(第1号)

令和5年12月5日(火) 午前9時開会

開 会

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 (1) 会期の決定

(2) 審議日程表

第 3 諸般の報告

(付議事件)

第 4 議案第57号 朝日村犯罪被害者等支援条例の制定について

第 5 議案第58号 朝日村防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定について

第 6 議案第59号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

第 7 議案第60号 朝日村空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例について

第 8 議案第61号 朝日村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

第 9 議案第62号 朝日村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

第10 議案第63号 朝日村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

第11 議案第64号 朝日村手数料徴収条例の一部を改正する条例について

第12 議案第65号 朝日村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

第13 議案第66号 朝日村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

第14 議案第67号 松本広域連合規約の一部を変更する規約について

第15 議案第68号 工事請負変更契約の締結について

第16 議案第69号 令和5年度朝日村一般会計補正予算(第5号)について

- 第17 議案第70号 令和5年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
第18 議案第71号 令和5年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第2号）について
第19 議案第72号 令和5年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
第20 議案第73号 令和5年度朝日村簡易水道事業会計補正予算（第3号）について
第21 議案第74号 令和5年度朝日村下水道事業会計補正予算（第2号）について
第22 報告第4号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について
第23 議案第57号から議案第74号まで及び報告第4号の議案提案説明
第24 議案第57号から議案第74号まで及び報告第4号の議案内容説明
-

出席議員（10名）

1番	齊藤正法君	2番	中村文映君
3番	羽多野美映君	5番	豊田恵美子君
6番	清澤あゆみ君	7番	古池美佐江君
8番	小林弘之君	9番	清沢正毅君
10番	清沢敬子君	11番	北村直樹君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	小林弘幸君	副村長	越川豪君
教育長	百瀬司郎君	会計管理者兼 総務課長	上條晴彦君
企画財政課長	清沢さおり君	住民福祉課長	上條裕子君
建設環境課長	大池守君	産業振興課長	清沢光寿君
教育次長	上條靖尚君	保育園長	上條浩充君

事務局職員出席者

議会事務局長	山本珠明君	書記	北林薫君
--------	-------	----	------

開会 午前 9時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（北村直樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和5年朝日村議会12月定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（北村直樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（北村直樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

1番 齊藤正法 議員

2番 中村文映 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（北村直樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月15日までの11日間としたいと思いますが、これにご異議
ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月15日までの11日間と決定いたしました。

次に、審議日程は別紙のとおり行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

よって、審議日程は別紙のとおり決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（北村直樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会の説明員は、村長、副村長、教育長、各課長であります。

入札結果調書、定期監査結果、例月出納検査結果及び監査実施結果が別紙のとおり報告されております。

また、報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第57号から議案第74号まで及び報告第4号の上程

○議長（北村直樹君） この際、日程第4、議案第57号から日程第21、議案第74号まで並びに日程第22、報告第4号の議案を一括上程いたします。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案提案説明

○議長（北村直樹君） 日程第23、ただいま提出されました議案提案理由の説明を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） おはようございます。

本日ここに、令和5年朝日村議会12月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、議員、村民の皆様方には、コロナ禍も一区切りがつき、明るく活力ある村づくりにご協力をいただきまして感謝を申し上げます。

初めに、ロシアとウクライナとの戦争が混迷を深めている間に、新たに中東の地で戦争が再燃してしまいました。イスラエルとパレスチナガザ地区に拠点を置くハマスとの戦争は、早く停戦の合意に至ってほしいと願い、戦争で犠牲になられました方々のご冥福をお祈りするものでございます。

ここで村の動静に触れたいと思います。

小林村政の2期目に入り、村民の声を聞く新たな活動として融和集会を定期的に、6回開催してまいりました。村民と行政、村民と村民のコロナ禍で希薄となったコミュニケーション不足を解消し、いろいろな意見交換から村づくりの思いを共有する機会となっております。

水道水について現状を報告いたします。

現在、節水のお願いを連日していますが、今年の朝日村の降水量は、記録的な猛暑に加え、台風や秋雨前線の影響もなく、8月、9月、10月で言いますと197ミリで、昨年50%の状況です。水道水の水源である大尾沢の湧水は極端に少なく、昨年11月には1日約1,018トンの湧水がありましたが、今年の11月は1日約517トンと半分になっています。この状況が続けば断水の可能性もあることから、先月末、朝日村渇水対策本部を立ち上げ、日々の水源の状況把握と対策を検討する体制を整えました。

今年の農業は、全国的に記録的な猛暑と小雨により、生産量の減少と品質の低下等厳しい状況が続きましたが、朝日村におきましては灌漑施設や農家の皆さんの努力により影響を最小限に食い止めることができたと思います。JA松本ハイランド朝日支所では、生産量は昨年比96%で、約184万ケース、販売高では昨年比103%、約25億円でありました。しかし、資材や肥料等の高騰により、農家の収益は厳しい状況が続いているものと思います。堆肥の補助等支援を継続してまいります。

朝日村の医療の在り方を協議会で審議いただいておりますが、安心して暮らせる村づくりに、医療体制の確保と継続性が必要と方向づけがされました。今後は、公設民営にて診療体制を整えるために、協議会を施設の場所や仕様を決める建設委員会、それと公募により医師を決める選考委員会、この2つの委員会で詳細を詰めてまいります。なお、開業は令和8年

3月を目指します。

鎖川の三俣から取水し小水力発電を行いたいとの民間企業から提案を受け、特に影響のある御馬越地区の住民の皆さんを中心に説明会等協議を重ねてまいりました。あわせて、村といたしましても施設設備の安全性や、魚類や自然や景観への影響度、住民や村へのデメリット、メリット等を検討し、水力発電は再生可能エネルギーであり、国や県のゼロカーボン施策と符合していると、今回提案の小水力発電事業に賛成する方針を固めました。

各種行政計画の作成に入っておりますので、少しお知らせをしたいと思います。

村の10年間の方向性を決める第6次総合計画も来期に中期を迎え、後期計画の検討に入りました。そのほか、老人福祉計画、介護保険事業計画、障害者福祉計画、障害福祉計画、障害児福祉計画など、それぞれ改定の時期を迎え、委員会を設け、作成に入りました。

松枯れによる倒木で村道の通行止め事故が先月末に発生いたしました。松くい虫による松枯れでの倒木事故は初めてで、人身事故にならず安堵いたしました。全村緊急点検を行い、対応策は取りました。

次に、人口確保対策です。

第6次総合計画の人口減少対策として、かねてより朝日村に住みたいが住居がないとの声に呼応し、特に若者向け村営賃貸住宅の建設が急務であるとしてまいりました。昨年度候補地として、村有地である旧おひさま保育園の跡地利用を検討しましたが、協議を進める中で中止とし、新たな建設候補地を検討してまいりました。このたび、あさひ保育園に隣接する農地を候補地として、近隣住民への説明会を行いました。様々な意見をいただきましたが、おおむね理解をいただいたと認識しておりますので、来年度以降の事業実施に向けて協議を進めてまいります。

続きまして、ただいま触れました案件以外の各課テーマについて進捗報告をいたします。

初めに、総務課関係でございます。

鎖川右岸の防災拠点としての西洗馬防災センター建設事業ですが、来年3月竣工に向け工事中であります。

公共施設への再生可能エネルギー導入を率先して行う環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用し、公共施設への再生可能エネルギー導入にかかわる規模やコストの調査を始めました。新たに防火水槽2か所、西洗馬防災センターと御馬越に、年内に設置を終了する予定です。

指定避難場所にWi-Fi設備を設置する事業を古見集落センター、小野沢公民館、針尾

集落センター、西洗馬防災センターの4か所で進めております。

次に、企画財政課関係でございます。

行政サービスのデジタル化を進めるに当たり、村民の皆様の状況、要望を把握するためにアンケートを実施しました。今後の情報発信サービスの参考といたします。

次に、住民福祉課関係でございます。国と村の政策である価格高騰重点支援関連事業として、低所得子育て世帯特別給付金子供1人5万円と、低所得世帯特別給付金、住民税非課税世帯3万円の給付がされておりますが、さらに今後7万円が追加され支給されます。また、社会福祉施設等経営継続支援金がそれぞれの施設に給付されました。県の政策として価格高騰特別対策支援金、住民税所得割非課税1世帯2万円の給付がされており、今後、子育て世帯生活支援特別給付金、住民所得税所得割非課税子供1人3万円が給付されます。

秋のコロナワクチン接種が12月3日で終了となりました。

次に、建設環境課関係でございます。

先ほど触れました大尾沢水源ですが、湯水対策本部の監視活動を継続し、断水の事態を避けるべく各種対策の検討、近隣自治体に万が一の場合の給水車による水道水の補充等協力体制をお願いしております。

大尾沢浄水場建設工事の進捗ですが、浄水棟の工事が終了し、ろ過機械設備の取付工事が行われています。

西洗馬の特定空き家に関し、10月に略式行政代執行を行い、家屋庭木の除去が行われ更地となり、今後は管財人による土地の処分となります。

次に、産業振興課関係でございます。

堆肥購入支援金と肥料価格高騰対策支援金の申請が先月より始まりました。

スキー場のオープンを12月23日に向け準備が進められています。多くの村民の皆さんのご利用をお待ちしております。

次に、教育委員会関係でございます。

小学校の普通教室棟の長寿命化工事が終了しました。

来年開校150周年の記念事業を準備中ですが、先月、児童によるプレイベントとして横断幕の設置と役場には懸垂幕でPRを始めました。

秋の公民館事業として、体育祭、ゴルフ大会、文化祭が行われ、全体で約1,400名の参加者があり、盛大に行われました。

保育園の関係ですが、現在園児数が145名、うち未満児が45名となっています。来年度入

所希望園児は36名で、うち未満児が26名であります。国がこども誰でも通園制度を検討しており、今後ますます未満児受入れ体制の検討が必要です。

それでは、ただいま上程されました議案につきましてご説明申し上げます。

本日提案いたしました議案は、条例10件、規約1件、契約1件、予算6件、報告1件、計19件でございます。

初めに、議案第57号 朝日村犯罪被害者等支援条例の制定につきましては、犯罪被害者等の支援に関し、基本となる事項を定め、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進することを目的に制定するものでございます。

次に、議案第58号 朝日村防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定につきましては、村が行う防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定め、村民等の権利利益を保護するとともに、村民等が安心して安全に暮らし続けられる地域社会の実現に寄与することを目的として制定するものでございます。

次に、議案第59号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、刑法等の一部改正により懲役と禁錮の2つの刑が廃止され、新たに拘禁刑が創設されたことに伴い、関係する村条例の改正を行うため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第60号 朝日村空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国の空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第61号 朝日村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第62号 朝日村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国の特別職の国家公務員の給与に関する法律の改正に準じて、期末手当の支給月数を改正するものでございます。

次に、議案第63号 朝日村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国の人事院勧告に基づく、国家公務員の給与改定に準じて、一般職員の給与改定を行うものでございます。

次に、議案第64号 朝日村手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、国の戸籍法の一部改正に伴い、手数料を徴収する事務として、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行、戸籍謄本等の広域交付等が追加されるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第65号 朝日村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国

の健康保険法の一部改正に伴い、出産する被保険者にかかわる産前産後期間相当分の保険税を免除するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第66号 朝日村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、1か月未満の道路占用料に関し、消費税の表記について改正を行うものでございます。

次に、議案第67号 松本広域連合規約の一部を変更する規約につきましては、松本広域連合の処理する事務の変更に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第68号 工事請負変更契約の締結につきましては、令和4年9月16日に契約を締結しました大尾沢浄水場建設工事請負契約につきまして、単品スライド条項により契約金額を増額するため、議会の承認をお願いするものでございます。

次に、議案第69号から議案第74号までは補正予算でございます。

初めに、議案第69号 令和5年度朝日村一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ2億1,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億9,820万円とするものでございます。

歳入の主なものは、繰越金8,492万円、地方交付税7,018万円、国庫支出金2,518万円、村債1,800万円でございます。

歳出の主なものは、地方債の繰上償還金1億2,705万円、物価高騰対応重点支援交付金事業2,039万円、本郷工区圃場整備事業2,010万円でございます。

次に、議案第70号 令和5年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ7,110万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,600万円とするものでございます。

歳入の主なものは、県支出金5,627万円、繰越金1,492万円でございます。

歳出の主なものは、一般被保険者療養給付費3,700万円、一般被保険者高額療養費1,890万円、財政調整基金積立金760万円でございます。

次に、議案第71号 令和5年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ3,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,200万円とするものでございます。

歳入の主なものは繰越金3,433万円、歳出の主なものは、介護保険支払準備基金積立金2,140万円、介護給付費交付金等返還金1,164万円でございます。

次に、議案第72号 令和5年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ69万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

れ5,231万円とするものでございます。

主なものは、後期高齢者医療広域連合保険料等負担金の減額69万円でございます。

次に、議案第73号 令和5年度朝日村簡易水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、収益的支出に260万円を追加し、総額を1億2,604万円とするものでございます。

主な内容は、上下水道管路情報システム構築業務委託料など153万円、緊急時設置型給水タンク材料費100万円でございます。

次に、議案第74号 令和5年度朝日村下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的支出に698万円を追加し、総額を2億7,746万円とするものでございます。

主な内容は、上下水道管路情報システム構築業務委託料及び特定環境保全公共下水道事業変更計画書作成業務委託料670万円でございます。

次に、報告第4号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、朝日村の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行いましたので、教育委員会から報告するものでございます。

以上、本日提案いたしました議案等につきましてご説明を申し上げましたが、担当課長及び担当者から補足の説明をいたしますので、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

◎議案内容説明

○議長（北村直樹君） 日程第24、ただいま提出されました議案第57号から議案第74号まで及び報告第4号の議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。

議案内容説明は、全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は全員協議会で行いますので暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時27分

[全 員 協 議 会]

再開 午後 3時15分

○議長（北村直樹君） これより本会議を再開いたします。

◎散会の宣告

○議長（北村直樹君） 報告第4号につきましては、報告でありますので、報告を受けたものとして処理します。

以上で、本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時15分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和5年朝日村議会12月定例会 第2日

議事日程(第2号)

令和5年12月12日(火) 午前9時開議

開議

議事日程の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 諸般の報告

第3 一般質問

出席議員(10名)

1番	齊藤正法君	2番	中村文映君
3番	羽多野美映君	5番	豊田恵美子君
6番	清澤あゆみ君	7番	古池美佐江君
8番	小林弘之君	9番	清沢正毅君
10番	清沢敬子君	11番	北村直樹君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	小林弘幸君	副村長	越川豪君
教育長	百瀬司郎君	会計管理者兼 総務課長	上條晴彦君
企画財政課長	清沢さおり君	住民福祉課長	上條裕子君
建設環境課長	大池守君	産業振興課長	清沢光寿君
教育次長	上條靖尚君	保育園長	上條浩充君

事務局職員出席者

議会事務局長	山本珠明君	書記	北林薫君
--------	-------	----	------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（北村直樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（北村直樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（北村直樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

3番 羽多野 美 映 議員

5番 豊 田 恵美子 議員

を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（北村直樹君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の説明員は、村長、副村長、教育長、各課長です。

報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（北村直樹君） 日程第3、これから一般質問を行います。

質問は申合せの順に行います。質問席にて、議員番号、氏名を告げてから発言をしてください。

なお、議員1人の持ち時間が答弁を含めて50分と決められております。簡潔にお願いをいたします。また、持ち時間終了5分前になりましたら、事務局からリンでお知らせしますので、お含みおきをお願いします。

◇ 羽多野 美 映 君

○議長（北村直樹君） 最初に、3番、羽多野美映議員。

羽多野美映議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） 3番、羽多野美映でございます。

私は3問質問をいたします。

1問目、村の水源を活用した安全・安心でおいしい水の供給の3つの「ほしょう」保証・保障・補償についてです。

告知放送では連日節水と呼びかける内容の周知が行われています。12月3日までは大尾沢浄水場での水量は例年の半分であるという内容で、放送を耳にする住民からは不安の声が上がっていました。平成29年3月に策定した朝日村簡易水道事業経営戦略では、村の水源を活用した安全・安心でおいしい水の供給という経営理念が掲げられ、当村では質の高い飲料水の供給、安心できる設備更新の事業を展開していると受け止めていました。連日繰り返される節水の呼びかけは安心できる水の供給という部分に不安が生じるものでした。12月4日からは告知内容がより具体的になり、公式LINEからも節水を促すお知らせが届くようになりました。さらに、12月5日には議会への状況説明がありました。11月下旬に湧水対策本部を立ち上げ、現在は冬季の湧水期に向けての対策を検討中とのことです。そこで以下質問します。

①節水の呼びかけに告知放送を用いていますが、ホームページやLINE等では周知が行

われてこなかったのはなぜですか。また、放送は一度のみで繰り返さない理由、周知方法における判断基準をいま一度ご説明ください。

②告知放送により、配水量に変化があったのでしょうか。節水の呼びかけが適切だったかどうかの効果判定をどのタイミングでしているのでしょうか。

③現在、通常の半分として知らせを受けていますが、4日付の市民タイムスでは3分の1との説明がありました。現状影響が出ていることを教えてください。

④議会への説明及び市民タイムスの報道内容では、渇水の原因は総雨量が少なかったとありますが、具体的なデータがあれば、示していただきながら原因についてご説明ください。

⑤過去数年に遡り、冬季に水源地の湧水が減少している状況が続いています。今後さらなる渇水が心配されます。現状への対応と将来の対策についてご説明ください。

⑥新たな水源地の調査も検討されていくと思いますが、以前に使用していた水源、西洗馬水道などの活用の可能性はあるのでしょうか。

以上、ご答弁をお願いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） それでは、羽多野美映議員、ご質問の、村の水源を活用した安全・安心でおいしい水の供給の3つの「ほしょう」保証・保障・補償につきましてお答えさせていただきます。

初めに、①につきまして、村民の皆様には周知できるものとして告知放送での周知を行ってまいりました。また、議員ご指摘のとおり、ホームページ、LINEでの周知も先週より実施しておりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、②につきまして全村への配水量につきましては、ほとんど横ばいで変化はない状況です。10月25日から節水のお願いをする告知放送を始めております。効果検証につきましては、システムにより、日ごとの配水量が確認できますので、目に見える形での告知放送等の効果が出ていないような状況と考えております。

続いて、③につきまして大きな要因はやはり雨量であります。村長の議会初日の提案説明でもありましたが、村内の雨量が例年の半分であり、これが水源水量減少に影響しております。

続いて、④につきまして、③の質問でもありましたとおり、雨量が原因でありますので、

大尾沢第2水源、こちらは湧き水ではありますが、山腹の浅い部分からの湧き水と考えられ、雨量に影響を受けやすいと思います。

雨量ですが、気象庁のデータ、松本市今井のデータになりますが、2003年から2020年までの平均で8月から10月のデータで392.5ミリ、昨年2022年が337.5ミリ、今年2023年が139ミリでした。今年は昨年の40%、2003年から2020年の平均に対しては35%の雨量でありました。大尾沢の水量ではありますが、2022年との比較となりますが、8月でマイナス1万6,000トン、これは約ですが、前年比71%、9月で約マイナス2万8,000トン、前年比46%、10月でマイナス2万1,000トン、前年比49%と低い状態が続いておりました。

続いて⑤につきまして、現在長野県水道協議会へ給水車派遣の応援要請を行っております。先週6日夜より大尾沢配水池の水位が減少したため、8日金曜日に松本市、塩尻市より給水車が2台ずつ、昨日11日には、塩尻市、安曇野市より1台ずつ派遣していただき給水を実施しております。

今後も水位が下がった場合は、継続的に給水車の派遣を要請していく予定であります。

また、昨日御馬越の水道と大尾沢水道が接続されていることが分かり、配管工事を進め、御馬越水道から補給できる体制を整えました。こちらも応急処置的な対応であります。御馬越の水源の容量を確認しながら補給を行っていくものとなります。

また、災害浄水機器をレンタルし、舟ヶ沢水源の余剰水をろ過する手配を進めております。こちらは来週18日月曜日に設置する予定です。この装置は1時間当たり2立方、2トンのろ過能力があり、2台を設置する予定です。さらに、深夜帯の配水量から不明水があることが分かっておりました。不明水の特定は困難でありましたが、県から調査機器を借り、本管の漏水が疑われる箇所の特定制調査を進め、不明水の解消も併せて進めていきます。

村民の皆様には引き続き節水にご協力をお願いいたします。また、先月契約した水道事業基本計画策定業務では、村内水道の現状把握と今後の水利用について調査を行い、新たな水源の確保についても調査を実施する予定であります。

最後に、⑥につきまして平成23年に村内の調査を行い、水源になり得る箇所の調査を行っております。しかしながら、現在の配水池、配水管の関係もありますので、基本計画策定業務の中で新たな水源の調査を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢さおり君登壇〕

○企画財政課長（清沢さおり君） では、私からは羽多野美映議員ご質問の告知放送が1回のみで繰り返さない理由、周知の判断基準についてという質問について、お答えをいたします。

まず初めに、告知放送が一度のみで繰り返さない理由についてでございます。

告知放送につきましては音声告知のため、複数の項目を放送するに当たり、長くなり過ぎないように、分かりやすく端的に行うこととしております。また、告知放送を行うための防災行政無線の戸別受信機には録音機能がございますが、1回の放送で録音可能な時間は2分となっており、超えた部分が録音できない可能性がございますので、こういったことから緊急的の一時的に放送する場合を除き、数日間にわたって放送する際は、基本的に繰り返さないという基準とさせていただいております。

今回の節水の呼びかけにつきましては、大変重要な内容ではございますが、文面を変更しながら、当面の間、定期的に放送をしているため、繰り返さない運用となっておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

次に、周知の基準につきましては、緊急的で一時的なものを除き、ホームページへの掲載を基本とし、さらに周知が必要なもの、緊急的で一時的なもの等につきましては告知放送、LINE、メール配信等での対応としておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員、再質問はございますか。

羽多野議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） 12月5日の説明の後、本当にいろいろな面から急いで対策をいただいているということが理解できました。

ただ、やはり10月の時点で告知放送をしていたその内容があまりにも簡単過ぎて、節水をお願いしますということだけだったわけです。そのことについて、村民は具体的に何をやっていいのか分からなかったと思います。そこの部分が私の言いたい3つの「ほしょう」の中の、請け負う保証の部分です。これは村が責任を持ってやらなければいけない危機管理、この情報共有です。しっかりと、もうこの時点で、10月の時点で雨量が少ないということが分かっているながら、もう少し具体的な呼びかけができなかったのかなということは思います。

水道、蛇口をひねれば水が出てきますから、節水を心がけている村民はいるんですけども、水は出てくるんだよね、水は使えるんだよねということのを会う人会う人、皆さんおっしゃっていました。だから使ってしまうんだと、節水をしたくても水が出るんだから、だけれ

ども、水が出るんだけど、何がこれからリスクなのかということが具体的に村民に伝わらないんです。せっかく告知放送、それからLINEがございますので、そのところ、もう少し使っていただきたかったなということを私は感じました。

もう12月に入りまして、しっかりと告知、それからLINEも使って放送していただいていますので、そのところはまた多分村民の方も意識することが増えてくると思うんですけども、例えば対策をしながら、今緊急的に補助をするという部分でやっているんですが、本当に大丈夫かどうかというところに、やっているほう、行政のほうも本当に大丈夫かというところは確かなことはないと思うんです。ただ、本当に大丈夫かという部分で、もしかすると断水を決行する、時間的に、例えば特定の日に、そういうことも考え得ると思うんですけども、そのような予定があるかどうかを教えてくださいと思います。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） いろいろご指摘をありがとうございます。

ちょっとひもといてみますと、我々先ほどからもお話をしているとおり、もう例年の半分以下の雨量なもので、非常に今年の水道は大丈夫かということ、ずっと気をもんでまいりました。いよいよこれはやはりやばいなということを、早々にもうマツタケが出ないという、あの時期から想定をしまして、まずは節水を呼びかけるということでスタートしました。

ただ、いろんな人と話をしていると、今、羽多野議員がおっしゃったように、節水は何すりゃいいだい、というようなことに話になりまして、ですから、途中から節水の方法もアナウンス内容を変えたりして、やってきております。

そして、この間ある人、ある人といってももう若い人じゃなくて、私と同世代の人と話をしているのに、人ごとなんです。というのは、よくひもといてみると分かったんです。西洗馬の人と話したんですけども、昔から朝日村の水道というのは、針尾の水道、御馬越の水道、そして西洗馬の水道とあって、大きな3つのくりに分れていたものですから、今、大尾沢の水源が足りていないから、西洗馬水道は大丈夫だというような、もう本当に先入観念、昔から西洗馬のほうの人たちは西洗馬水道というのが生きているものですから、いまだにそれが主な水源であって、大尾沢が全面的に供給しているということは知らない。そういったこともいろんな人と話をしている中で分かってきまして、昨日から放送を一部内容を変えました。

いわゆる大尾沢は針尾だけの問題じゃなくて、西洗馬のほうも、古見のほうも全部係って

いるんですという放送の内容に変えてきています。そういったことで、今までの西洗馬の水道の体系がいろいろ時代ごとに変遷してきたものですから、そのようなこともあって、ちょっと人ごとだというように捉えていた人が多かったと思います。結果、節水のお願いをしても、使用量は変わらないという結果でした。

それと、将来的な云々ということで行きますと、やっとな昨日ですが、昨日、暗くなるぐらいまで水道の業者さんをお願いをして、大尾沢で工事を行いました。たまたま大尾沢の水源地从り馬越水道の配管がつながっているということがいろんなひもといてきて分かりまして、それはいつ頃からその管を止めたのかはちょっと今まだ分からないんですが、その管を使って金曜日と昨日、他市から先ほどお話しした給水車を御馬越の水道から満タンにして大尾沢の水源地从りまで運んで、大尾沢の貯水池にホースで入れ替えるというその手作業を配管を利用してできるようになりました。ですから、毎日配水車が御馬越から大尾沢に通っているということを配管でできるように昨日の夕方になりましたので、これで少し危機的な断水になることは防げたのかなというふうに思っています。

これは、あくまでも暫定なものですから、まだこれから渇水期、来年の2月まではずっと続きますから、例年、その点とそれと今度来週18日に入る簡易的なろ過機、これを2台用意すれば、ほぼこの難局は乗り切れるというふうに今踏んでおります。ですから、少しそういった時間的な余裕を基に、今後の恒久的な対策、これをこれからしっかり練り上げていくというふうに移していきたいと思っております。

いずれにしても、節水のお願いをしても、節水の効果はありませんでした。ですから、これから今羽多野議員のおっしゃったように、もしそういうことを再度お願いをするときには、より細かなもう一回そういったことも心がけていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） いろいろ分かることがありましたので、理解していきたいと思うんですけども、実は、私、5日の日に説明を聞いて、張り切って家に帰ったんです。なぜかというと、これは告知がしっかりしていないと、自分も何かしなければいけないと思って、張り切って自分のSNSを使いまして節水の呼びかけをしました。知っている人にも、会う人にも必ず、これは自分、私たち議員が知り得た情報ですから、責任を持って村民の方にお伝えするということが私たちの責任ですので、きちんとお伝えをしていかなければと思いま

して、ちょっと頑張ってやってみたんですけども、この内容の質問はもう既に提出してあったものですから、5日の日から今日までの1週間で変わりましたということを建設環境課長から聞いたかった。実は期待していたんです。けれども、告知が変わってもほとんど変わらない。告知放送の内容が変わっても節水の状況が変わらないということなんです。これが現状です。そういうことなので、現時点での対策をとにかくやっていくということ、それからその中でも情報共有は諦めずに、村民の人にはやっていかなければいけないと思います。水は出るから、私たちは本当に危機感がないんです。

アラブの石油王が言っていた言葉があるんです。どんなにお金をかけても自由にならないものが世の中に一つだけある。それは何かというと水だと言ったそうです。そのぐらいお金をかけても自由にならないものは水である。水のない国はそういうふうを考えているんです。水のある環境のこの村はそういう危機意識というのはすごく低いんです。なので、今回この湧水の問題についてしっかりと深刻に受け止めていかなければならない。これは私たちだけではなくて、村民に対してもです。しっかりと、情報共有をしていくということをお互いにやっていきたいと思います。

それから、将来的に水源地の調査に関してなんですけれども、現地、その場所の調査だけじゃなくて、もう少し広い範囲でやっていかなければいけないんじゃないかと思います。

例えば日本じゃない国が水を買って取っているということもあります。なので、山の裏側がどうなっているのかとか、そういうことも含めながら、しっかりと水源の調査をしていただきたいと思います。

これから、断水のないような、やむを得ずということはあると思います、私は断水は決行するということはありません。そうしないと、村民は分からないというふうにおっしゃっていた方もいました。それはその村民の言葉というのは村民の覚悟です。断水、いいよと、断水してもこの村の水源地守ろうじゃないかという気持ちが伝わってきました、私、村民の方から。なので、断水というのは、やはり計画の中にあってもいいのかなというふうに思います。その辺のところも考えて要望ですので、しっかりとやっていっていただきたいと思います。

1 問目の質問を終わりにします。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員の1問目の質問は終わりました。

2 問目の質問をどうぞ。

羽多野議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） それでは、2問目の質問をいたします。

男性にも子宮頸がんワクチン接種の機会を。

9月定例会で質問に取り上げました子宮頸がんワクチンは、定期接種化になった当時、体調不良の訴えが多発したために一時接種を控えることとなりました。ようやく通常の定期接種が行われるようになり、キャッチアップ対応もされています。資料にもありますように、子宮頸がんはスクリーニングとHPVワクチン接種により予防できる上、正しく対応していれば、撲滅が可能ながんと言われていています。HPVワクチンは女性だけが接種するワクチンとイメージが強いですが、男性の接種こそ有効な予防手段であり、女性へのHPVの感染を防ぐだけでなく、男性がかかる病気を防ぐ効果もあります。しかし日本では広く知られていないのが現状です。

ここで少し、HPVについてご説明させていただきたいと思います。

簡単にまとめました資料をご覧になりながら、お聞きください。

HPVとは、ヒトパピローマウイルスという名前のごくありふれたウイルスです。言いづらいため以後はHPVと言わせていただきます。このウイルスは確認されているだけでも200種類以上あると言われていています。コロナウイルスの型が変わってきたと思うんですけども、その型と考えていただいて結構です。この中でも性交渉により感染する粘膜・性器型HPVは、ほとんどの大人が感染しています。2017年の時点では、一度感染したら根治する方法はないと言われているウイルスです。根治できないと聞くと怖いウイルスではないかと心配になりますが、感染しても症状が出ないことが特徴です。しかし感染したウイルスの種類によって、がんや性感染症を引き起こす可能性があります。

男性についても、尖圭コンジローマという性器にいぼができる病気や肛門がん、中咽頭がんなど、感染により発症するリスクがあります。尖圭コンジローマについては性交渉によって女性にも感染します。感染した女性が妊娠出産した場合、子供への感染リスクもあります。生まれた子供の喉の粘膜でいぼが増えることで窒息死する場合もあると、意外と危険な病気です。

子宮頸がんは日本では年間で約1万人が罹患し、約3割の方が亡くなっています。先進国において唯一日本だけが罹患率、死亡率ともに増えています。世界では既に39か国が男性へのHPVワクチン接種を行っており、日本でも幾つかの自治体が接種に対応しています。東京都では9月定例会で検討を表明しています。男性が接種することでさらなる予防効果が見

込めるといふこと、女性だけに関わる病気ではないという意識の中で、自治体が積極的に接種の助成をしていくことは非常に大切な取組と考えます。

朝日村としては、村民の健康を維持していくこと、将来的な医療費や生活費の負担を軽減するために先進自治体となってほしいと要望します。このようなワクチン接種費用の助成について、どう取り組んでいくかお聞かせください。

HPVはごく一般的なウイルスであるにもかかわらず、広く知られることがありません。HPVがどのようなもので、ワクチン接種にどんな効果が期待されるかという教育、周知活動は、病気を理解することや健康維持のために大切なことと思います。周知し、理解を深める活動について、村としての考えをお聞かせください。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條裕子君登壇〕

○住民福祉課長（上條裕子君） それでは、私から羽多野議員ご質問にお答えいたします。

HPVワクチンの接種につきましては、羽多野議員のご質問にもありますように、女性だけが接種する予防接種というイメージが強く、これは定期接種の対象が小学校6年生から高校1年生の女性に限られていたことと、一般的には女性がかかる子宮がんの原因として知られていることから思っております。

議員おっしゃいますとおり、HPVは、性別にかかわらず感染するものであること、男性が感染した場合でも、喉頭がんや肛門がん等のがんや性感染症を引き起こすウイルスであることは、広く知られていないと実感しております。男性に対するHPVワクチンの接種は現在のところ任意接種です。そのため、村では予防接種の推奨も助成も行ってきておりません。しかし、国では令和4年8月の厚生科学審議会において、HPVワクチンの有効性や安全性、費用対効果などを踏まえて、定期接種化について、これから評価検討を行っていくとしています。

助成につきましては、村といたしましても、県の自治体へのワクチン接種の助成の動向も踏まえまして、財政的な観点も含め、前向きに検討してまいりたいと思います。

また、定期接種化されていない任意接種と言われます予防接種につきましては、村の助成があるなしにかかわらず、住民への情報発信の取組ができないか、今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） 前向きな検討をされるということで、私も期待しているところなんですけれども、周知というのは言葉で言うのは簡単なんです。やるほうも、やってくださいとお願いする私たちのほうも、すごく簡単なことなんですけれども、それが理解の上でできているかということで結果が変わってくるんじゃないかなというふうに思います。

前回もお話ししましたけれども、子宮頸がんのワクチン、キャッチアップ、私の家族も対象なんですけれども、私が受けるかというふうに言っても、子供は、どうしようかなというふうに言っていたんです。ところが体調の不良によって、受診した医療機関で先生に勧められたんです。そのときに、しなきゃいけないということで、自分で手続を調べてやるからという連絡が来たんです。有識者だったり、説得力のある情報だったりということの発信、そういう理解があるとやったらいいのかな、やらなければいけないのかなという気持ちになると思うんです。そういう情報発信を私は要望したいと思います。

それから、やはり助成していただくということはすごく大事なことで、やりたいと思ってもやれる金額ではないんです。本当に、何万円というふうにかかりますから、そのところで、それが自由に朝日村が選べるということであったとしたら、いろいろ先進自治体調べてみたんですけれども、接種やりますというふうに枠を決めて、募集をかけたところがもういっぱいになってしまったというぐらい、男性の定期接種も意識の高い方は受けているんだそうです。そういうことも含めて、選ぶのは村民なんですけれども、選ぶものがたくさんあったほうが私はいいと思うんです。そのところは予算もしっかり検討していただいて、何人というふうに決めていただいてもいいんですけれども、できない予算じゃないんじゃないかなというふうに思うんです。ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

余談になります。風疹も日本で男性が受けなかった時期があります。1962年から1976年ぐらいだったと思うんですけれども、その期間に受けなかった男性から異常大流行して、今日本では風疹が撲滅できていない。先進国ではもう既に全く抑え込みができていないというんですけれども、そのぐらい日本というのはワクチン後進国なんです。それを今日、この会場で私の話を聞いてくださった方は意識を高く持っていただきたいと思います。

WHOが2019年の世界の健康に対する10の脅威として、その一つにワクチン忌避です。つまりワクチンを避けるということ、これが健康に対する10の脅威の一つだと言っています。免疫の仕組みをしっかりと理解してもらって、感染症に対する予防法、ワクチンが有効であ

ることが分かっているなら、積極的に接種ができる環境を自治体が整えるということは大事だと思います。これは要望です。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、2問目の質問を終わります。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

羽多野議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） それでは、3問目の質問をいたします。

全国体力運動能力、運動習慣等結果に見る朝日村の子供たちの現状と子供の運動習慣形成と体力向上のための取組についてです。

スポーツ庁では、2022年度の体力運動能力調査の結果を10月8日に公表しました。10年間で40代女性の成績がどの項目と合計点においても最低傾向にあるということが分かりました。加えて、10代男性の体力低下についても言及しており、当村での傾向が気になりました。

先日、東筑5村の議員交流会では幼児運動学を専攻し、柳沢運動プログラムを考案された柳沢秋孝先生から、今子供教育に必要なことと題してご講演いただき、自治体で取り組むべきことについて勉強してきました。

生涯にわたって健康な生活を営む上で、体力を保持増進することは幼少期から必要であり、村を挙げて環境づくりをすべきことがあるのではないかと考え、以下質問いたします。

①体力運動能力調査における当村の状況について教えてください。

②この調査に関し、村としての受止め、対策、取組について教えてください。住民福祉課では、成人の健康維持促進について、今後の取組についてどう生かしていきますか。40代と10代は親子の年代であることが予想されます。親子での運動の環境整備について、何かしていることはありますか。運動習慣の形成は幼少からと言われていますが、教育委員会ではこのことをどう捉えていますか。

③スポーツ庁では、学校、家庭及び地域における運動機会を確保し、子供の運動習慣の形成や体力向上につなげるため、昨年度5つの対策パッケージを発表しています。

資料についておりますので、またご覧ください。

地域の取組を2つ挙げています。こちら資料として用意しておりますので、このことについて、村の取組を教えてください。

④取組の中心となるのは、公民館ではないかと考えています。親子の関わりを増やす取組

や気軽に参加できるようなものの提供、さらには運動プログラムの提供や家庭できる簡単な体操、レクの配信など、現状に合った工夫と公民館活動についての考え方をお聞かせください。

⑤公民館活動をさらに活発化するための人材は充足している状況でしょうか。保育園、小学校、必要であれば社協などの連携をどうしていくか。

以上、答弁をお願いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） 私からは羽多野議員の3番目のご質問、全国体力運動能力、運動習慣等結果に見る朝日村の子供たちの現状と子供の運動習慣形成あるいは体力向上のための取組についてお答えをいたします。

少々お時間をいただきたいと思いますが、まず、1番目の体力運動能力調査における当村の状況についてであります。

朝日小学校では、児童の運動能力については毎年1学期に体力テストを実施し、現状を把握した上で、子供たちへの体力向上に向けた指導を行っているところであります。昨年度は、全校児童を対象に実施したデータと考察が出ておりますので、それを基にお答えをいたします。

体力テストは握力、上体起こし、体前屈、反復横跳び、シャトルラン、50メートル走、立ち幅跳び、ボール投げの8種目全てで実施をいたしました。結果であります。朝日小学校の子供たちは体前屈、反復横跳び、立ち幅跳びなどの種目では全国平均並みの数値が出ておりますが、握力、シャトルラン、50メートル走、ボール投げなどでは全国平均を下回っていることが分かりました。

この結果から、朝日小の子供たちは、柔軟性、俊敏性は通常的能力がありますが、走る、投げる、握るなどの身体をしっかりと動かし活動することで身につく筋力、持久力、走力の運動能力が低下している状況にあると言えます。これはここ3年間続いたコロナ禍で多くの活動や交流が制限され、学校での体育授業以外での運動経験が不足していることが理由と考えられます。これは、同年に調査された同校における児童生活実態調査からも、体育授業以外で運動する機会が週に1時間未満の児童が約半数いるという結果を見ても分かります。つまり、子供たちはこのコロナ禍においては、ほとんど運動から遠ざかっていたということにな

ります。

これは、一朝日村だけの状況ではなく、全国的な傾向でもあります。長野県教育委員会のスポーツ課によりますと、令和4年までの全国的な小学生の運動能力の結果を見ますと、令和元年度から4年間下降傾向が続いているという結果が出ております。特に、小学校では、これまで調査してきた中では、過去最低の数値を示したとの状況でありました。県としては、SNS環境の変化、生活習慣の変化、そこにコロナ禍が入って、さらに子供たちの運動習慣が奪われていると分析しております。ただ、長野県の小学生は運動が好きだという児童が多く、男子は全国5位、女子は全国3位とトップクラスにあります。しかし、週の運動量はというと、とても低く、全国40番台となります。このように、今の小学生は運動したい気持ちはあるものの、実際に運動に触れる機会は非常に少ない状況にあるということが分かります。

次に、2番目の村としての受止め、対策、取組についてお答えします。

1つ目のポツについてはこの後、住民福祉課でお答えします。

まず、このような現状を踏まえ、村としては想定されたこととはいえ、児童の運動能力の低下を大変ゆゆしき問題だと捉えており、早急に学校教育現場、社会教育現場と手を携えて、子供たちの運動習慣の回復に取り組むべき状況にあると考えております。

そこで、当村での取組であります、幼少期、学童期についてお答えをしたいと思います。

まず、幼少期であります、教育委員会としては、この時期の子供たちの運動習慣形成は非常に大事である捉え、幼少期の遊びを通して、子供が楽しく自発的に体を動かすことの喜びを体感してほしいと考えています。幼児期における運動は、その後の運動能力はもちろん、子供の積極性、意欲、コミュニケーション能力など、心身の発達にも影響を及ぼすとされているからであります。

子育て支援センターわくわく館では、定期的に年10回ほど、1、2歳児の未就園児を対象に、親子体操教室を開催し、そこに毎回15組程度の親子が集まり、駆けっこ、体操、鉄棒、マット遊びなど基礎的な運動要素を取り込んだ遊びを行い、体を動かす喜びを感得する機会を設けております。

子供たちは、年間を通しての運動体験で動きが大きく変化をいたします。保育園では日々の園庭やリズム室での遊びはもちろん、縄文村公園やおしめ山など、村内の様々な場所に向いて存分に山を登り、駆け回るなどの十分な遊びを取り入れることに努めております。

小学校では、昨年まで制限のあった遊び場を、今年度はどの時間も遊具や体育館、鉢盛教室、これは卓球であります、いずれかは利用できるように割り振りをし、校庭については

これまでの学年の割り振りを廃止し、自由に遊べる環境にいたしました。このことにより、昨年度より、児童の運動量が確保できてきています。これまで休止していた全校でのマラソン月間を復活させ、11月は週2回朝の活動にマラソン活動を実施しております。朝の時間、あるいは休み時間には自主的に走る児童も見られています。ただし、どの施設においてもやらない子は全くやらない。すぐに疲れて運動をやめてしまうなどの傾向が見られるのも現実であります。

次に、3番目のご質問、スポーツ庁での5つの対策パッケージのうち、地域の取組を2つ提言していますが、これについての村の取組であります。

対策パッケージの一つは、幼児期における運動習慣形成の取組強化、いま一つは子どものニーズに応じた多様なスポーツ環境整備の促進を掲げています。

まず最初の幼児期の運動習慣形成の強化についてであります。

本村では、幼児期の運動習慣形成には、先ほど申し上げましたように、子育て支援センターを拠点に専門の講師による体操教室を充実させていきたいと考えております。

また、2番目の子供のニーズに応じた多様なスポーツ環境の促進であります。これについては多様な環境の提供ということで、例えば村の体育祭をこれまでの地区対抗形式の体育祭を改め、住民の自主的な体験参加型のスポーツフェスティバルに切り替え、村民の皆さんに様々なスポーツを楽しんでいただいています。ここでは、親子や家族でバドミントン、ふわっとテニス、あるいはモルックやスラックラインなど、アーバン系のスポーツなどを楽しんでいる姿が見られ、児童にとっては多様なスポーツを体験する機会になっています。ただ、この試みはまだ2年目でありまして、今後さらに村民の皆さんや子どもたちのニーズに沿った運営が求められることとなります。また、指導者や競技団体の育成も課題として残されているのが現状であります。

4番目のご質問、公民館等で親子の関わりを増やす取組、気軽に参加できるものの提供が必要とのご提案であります。公民館では、あさひっこ運動遊び教室を開いて子供たちに運動に親しむ機会をつくっております。また、ジョグウォーク大会でウォーキングコースを新設しました。また、体育祭では先ほど申し上げたとおりです。このように公民館としても議員がおっしゃるとおり、気軽に参加しやすい場の提供、親子、家族で参加し、みんなで運動を楽しむ機会を今後も広げていきたいと考えています。

続いて、5番目のご質問ですが、公民館活動を活発化するための人材は充足しているかということでもありますけれども、今年度よりスポーツ担当の公民館主事に若手新人を配属いた

だき、張り切って取り組んでいただいているところではありますが、現状ではぎりぎりの人数で事業に対応している状況であります。また、保育園、小学校の先生方に出向いていただくということについては、働き方改革などの制限もあり、なかなか難しいところでもあります。今後は、公民館を中心に地域の皆さんと連携して、児童の運動機会を増やし、運動習慣形成を高めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（北村直樹君） 上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條裕子君登壇〕

○住民福祉課長（上條裕子君） それでは、羽多野議員のご質問②番の村としての受止め、対策の住民福祉課の部分についてお答えいたします。

体力運動能力の結果につきましては、今まで健康づくり担当課として注目が不足していた視点でございます。

村健康づくり計画の基本方針においても、ライフステージにおける心身機能の維持向上、身体活動、運動の項目がございます。住民福祉課としましても、皆様自身の健康の取組に健康ポイントの事業を行ってきました。まだまだではございますが、皆様の健康維持の運動や取組へのきっかけづくりに引き続き事業に取り組んでいきます。

今後においても、自分を知ってライフステージに合った健康づくりを行うためにも、年1回の健康診断の意識づけを行っていくとともに、健診結果だけでなく、体力運動能力調査の結果のデータにも注力し、健康維持を目的とした健康出前講座や健康教室の取組についてもコロナ前のような取組の方法がよいかも含め、検討し、実施していきたいと思っております。

以上です。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員、持ち時間があと20秒切りました。手短にお願いいたします。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） たくさん質問をいたしましたので、たくさんお答えをいただきまして、私のほうでしっかりとこれを持ち帰って集約しまして、次回の一般質問に再度、しっかりと整理をさせてやらせていただきたいと思いますので、これで3問目の質問は終わりにしたいと思います。

○議長（北村直樹君） これで、羽多野美映議員の一般質問は終わりました。

◇ 豊田 恵美子 君

○議長（北村直樹君） 次に、5番、豊田恵美子議員。

豊田恵美子議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） 5番、豊田恵美子でございます。

私からは2問質問を用意させていただきました。よろしくお願いいたします。

質問に移る前に、羽多野議員からもご質問ありました今の村の湯水状況と節水の呼びかけ、そして村行政による緊急対応、そして村民の節水の協力等に対してこの間の特に丁寧な村からの呼びかけに対してありがたく思っています。一議員として、根本的な対策に向けて危機感を抱いて、努力していかなければならないという思いも抱いていることを、まずご報告したいと思います。

水関連の件で、1番、朝日村御馬越左岸小水力発電所計画について、でございます。

健康長寿の村、朝日村において、環境に関する村の条例に基づき、森林の保全、水の安全性、土の汚染防止の観点から、将来にわたる持続可能な農産物の生産、おいしい水の利用に資する環境の保全が望まれています。そのためには環境評価を継続的に行うことが必要だと考えます。どのように環境を保全するか、土壌や周辺環境に影響が波及するかの予測は困難な面もあり、よく以前言われたように、小さなチョウの羽ばたきが竜巻を起こすといったバタフライ効果で知られるように、負荷がない、このぐらい大丈夫と考えられていたことが将来に大きな影響を及ぼすことも考えられます。現在議論されている小水力発電計画について、取水口の下流域の生態系保存について詳細な評価と検討はされていらっしゃるのでしょうか。

まず、日本水力株式会社の小水力発電システムの説明をお聞きする機会がありましたが、このシステム自体は環境への負荷が少ない発電システムであるというふうに私は理解しました。しかし、今回、提案されている朝日村でのこの場所での事業展開には様々な課題があり、無理な計画ではないかという危惧を抱いています。この立場から以下質問いたします。

1番、御馬越左岸住宅地の暮らしへの影響を村長はどう考えますか。

2番、朝日村における再生可能エネルギー発電設備設置事業と環境等との調和に関する条例の基本理念に、「朝日村の自然景観や農地及び生活環境は、村民の長年にわたる努力によ

り形成されてきたものであることに鑑み、村民共通のかけがえのない財産として、現在及び将来の村民がその恵沢を享受することができるよう、地域住民の意向を踏まえて、その保全及び活用が図られなければならない」「この条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講ずる」として、村の責務を定め、第7条には、村長は事業を抑制する区域を指定することができるかとあります。朝日村内に抑制区域は現在ありますか。

3番、鎖川の三俣上流域から少なくともウオーターパーク舟ヶ沢公園周辺までは抑制区域に指定すべきではないかと考えますが、いかがですか。

4番、今の鎖川のこの日本水力発電株式会社が一旦取水する区間の水利権はどうなっていますか。また、日本水力が取水した場合、三俣堰堤から発電所建設予定地と言われるもえぎ野の県道反対側の公園付近までの鎖川の水利権は日本水力株式会社のものになりますか。農業用水の取得はその区間ではないのでしょうか。あと、漁業権に与える影響については村長はどのようにお考えになりますか。

5番、取水量、放水量についてお伺いします。

取水口付近及び放水地付近の環境の変化による生態系への影響と、鎖川の流れに与える影響について村長はどのように評価されていますか。

また、鎖川は下流域の今井をはじめとする住民の共通の財産であると考えますが、この共通の財産への影響について村長はどのようにお考えでしょうか。

地元住民から建設中止の要望があった経緯も含め、村民全体への説明を行う必要があると考えますが、村長はこのような機会を設けていくことは考えていらっしゃいますか。

1問目の質問は以上です。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、豊田議員のご質問にお答えいたします。

最初に、御馬越地区への住宅の暮らしへの影響をどう考えるかというご質問でございますけれども、御馬越地区の皆さんには貯水槽の建設だとか、導水管の布設工事、または発電所の建設工事、そういった際には少なからず影響が出ると思います。

どういう影響かといいますと、道路に布設するときには当然その交通に影響が出る。そして当然工事を行うには騒音とかも一時的に出る可能性もあります。そういったことは出る可能性がございますけれども、なるべく暮らしに影響が出ないような工事工法だとか、工事期

間にすると、丁寧な対応をしていく。または事前に説明をしていくということで、そういったことを業者に指導をしてまいりたいというふうに思っております。

それと、(2)番目、村内に抑制区域はあるかということでございますが、現在はございません。そしてウオーターパークより上流を抑制区域に指定すべきではないかというご提案でございますが、現在、そのような指定をすることは考えておりません。

それと、(5)村民全体に説明を行うべきではないかということでございますけれども、今まで第1回目は全村向けの説明会を行いました。そしてあとは個別に地元説明会ということでやっておりました。ここで基本的な設計が固まってきましたので、村民全体への説明を行うということをしてまいりたいと思います。

今まではあくまでも計画、いろんな例えば鎖川の右岸に最初は検討したんだけど、諸事情によって左岸になった。その左岸も住民の安全上問題があったということで、今の県道を通すと、導水管を県道に埋設するというような、いろいろ設計方針が変わってきておりますので、ここで最終的な設計が固まってきたと、この間の説明会ではメーカーさんのほうも、業者さんのほうも言うておりましたので、ここでちゃんとした村民全体に向けた説明会をこれから行っていくということになるかと思えます。

この件に関しましては、日本水力さんからこういった再生可能エネルギーを使った発電を行いたいという提案がございまして、当然、並行して住民の説明会、そして並行して我々行政側も検討してまいりました。

提案説明の冒頭にも触れましたけれども、先ほどの水の濁水じゃありませんが、もう地球が壊れ出している。温暖化が全てにおいて影響を与えている。これは私はもう申すまでもなく皆さんもお分かりということでもありますので、積極的にこういった再生可能エネルギーの導入を進めていくということはもう国民として、世界を生きる我々、次の時代に地球を残していく、こんな大きな話になっちゃうんですけども、そのためにはぜひ必要だということでもあります。

一番懸念は、川の水が枯れてしまったら困るということがありましたので、私も私なりに定点観測をして、一番水量が少ないとき、今です、そのときも日本水力さんの言う最低限の水を流すというのに合致しておりますので、いろいろな方面から検討した結果、まず影響はないだろうということで、一応この事業には賛成をしていくという立場を表明させていただきました。

ですから、これからより丁寧な村民へもう一回ここで最終的な設計が上がりますので、説

明会を再度これからスタートを切っていく予定でございますので、よろしく申し上げます。

私からは以上です。

○議長（北村直樹君） 大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 私からは豊田恵美子議員ご質問の（４）水利権について、（５）取水量、放流量などについてにお答えをさせていただきます。

初めに、（４）水利権ですが、現在、計画区間の水利権はどなたも取得していないと考えております。水利権につきましては、河川を流れる水は公共のものであります。目的ごとに河川管理者の許可などが必要となります。小水力発電事業を行う事業者が河川法に基づいた水利使用手続により、発電用水利権の取得が行われます。現地には原水区間が発生しますが、この区間に農業用水等の取水口はありません。また、漁業への影響も環境省が定める河川水量を上回る水量を流すことを民間企業が示しております。周辺環境への影響が最小限になるよう、村としても指導してまいります。

（５）取水量、放水量などにつきましては、魚類などへの影響を考え、河川水量を保つため取水量は日々変化します。河川の流量が多ければ発電容量に必要な水量の取水となり、河川流量が少なければ場合によっては取水は行いません。取水量は年間計画で約4,300万トン、立方です。放流も同量です。河川総流量予測は約6,100万立方ですので、河川に残る流量は約1,800万立方、トンであります。あくまでも年平均ですが、この渇水気に御馬越地区に流れる河川の流量とほぼ同じぐらいの流量は常時流れている計算になります。生態系への影響は少ないと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） 村長にお聞きします。

地元住民は、当初建設反対の要望を上げて59筆の署名が行われました。現在地元住民の合意は得ているというふうに村長はお考えですか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 確かに、反対署名の名簿を頂きました。ただ、あの頃はまだまだ説明不足、または設計が決まらない段階での話というふうに私は理解はいたしました。あれから

も数回現状変更の説明だとか、または今まで住民が抱えている不安だとか疑問に答えるような説明会を実施してきておりますので、今後、この間の最終的な地元との話し合いでは、最終設計が固まったときにもっと具体的な絵を出して、そしてもう一回説明をするということになっております。ですからそれ以降、再度そういった住民の賛成か反対であるか、また地域としてどうするかというようなそういった意見集約は図る必要があると思います。

○議長（北村直樹君） 豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） ありがとうございます。

最終設計が確定したところで、改めて地元住民への説明が行われ、それ以降、地元住民が納得するのかしないのかという表明を受けていく予定だというお答えをいただいたということでもよろしいでしょうか。

基本的に、私も村長が言うように、もしかしたら村長と同じぐらい地球環境を存続するための危機感というのは抱いているつもりです。ただ、そのために何をやったらいいのかという具体的な施策は多分、村長や村、行政の方のほうがいろんなことを検討していらっしゃるというふうにも認識しております。

ただ、この点について言及しますと、国の環境基本計画において、CO₂削減の項目のところで、都道府県に触れ、その次に市町村について触れていますが、市町村は地域単位での循環システムの構築等、住民の生活に密着した基礎的自治体としての役割を果たすことが求められているという一文があります。地域単位での循環システムの構築ということがうたわれています。

循環基本法、循環基本計画についてはちょっと小水力発電とは離れちゃう面もあるんですが、地方自治体は公共交通機関の整備、車のガソリンを削減するとかそういうことに結びついていくと思うんですけれども、あと、環境負荷の小さい交通機関利用の促進もうたわれていますが、その中で水循環の確保ということがとても大きくうたわれています。水質、水量、水量については水辺の保全等を勘案した適切な水量が維持されること、土壌の保水、浸透機能が保たれ、適切な地下水位、豊かな湧水が維持されていること、水源地については、水質浄化の機能が発揮され、豊かで多様な生物の生育、生息環境として保存されることというふうに明言されています。

朝日村の環境審議会においても、計画の基本事項の中で、計画の位置づけの中に、村の自然や風景、資源を生かし、次世代に残す村づくり、村の豊かな自然環境を守り、循環型社会

を目指します。住民の声を聞き、住民の生活に寄り添う村づくり、住民の参加による協働の村づくりを挙げています。そして、実施する事業として、水源の保全、地下水の保全等を進めるため、地下水について地下水位、水質、くみ上げ量等の調査を実施し、現状を把握します。また、くみ上げ量の適正な管理を進めますというふうにあります。今回の事業計画で県道を掘り起こしてそこに導水管を埋めていくということが地下水脈、地下水にはどのような影響があるのかということは評価されていますか。

それと、もう一つですけれども、気候危機への基本的な対応というのは、何か新しい産業を興すことというよりは、産業のスローダウンが最も有効であり、今ある有効な資源、川とか森林ですけれども、その保全に力を注ぎ、それはその地域住民の総意を基にして地方自治体なりが取り組んでいくことが最も有効だということに言われていることはご存じでしょうか。

気候危機への対応は、地域循環型経済の構築が必要であり、また、人間だけではなく、動物とか土壌微生物も含めた命の営みを重視する地域づくりが必要だということがよく言われます。村長はこの計画、小水力発電の計画が村民に対してどのようなメリットがあるのか。メリットとデメリットのバランスを考えて事業計画というのは行われていくと思うんですが、この計画のメリットが見えません。50年間にもわたる水利権を日本水力株式会社に渡し、その取水量のコントロールも日本水力が行うという中で、なおかつ地元住民への影響が少なからずあるということを認めている中で、なぜ村長はこの事業を進めていかれるのか、どこにメリットを見いだしているのか、お伺いします。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） いろいろ今おっしゃられたんで、どれを答えたらいいか分かりませんが、その前に幾つかあったうちで一番分かりやすかったのは、県道に導水管を埋めるが地下水に影響があるかというご質問ですね、ないと思います。

それと、メリットですが、これはもうCO₂の削減、これだけです。あと、優良企業ですから売上げによって固定資産税が入るだとか、または地域のあの施設を維持するために地域の人材がそこで働き口があるだとか、いろんなメリットがありますけれども、一番の目的はやはりスローカーボンに向けたみんなの取組が私は大事だと思っています。

○議長（北村直樹君） 豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） ありがとうございます。

CO₂の削減は全地球規模、あるいは長野県においてのゼロカーボンビジョンへの貢献等も含めてあるかとは思われますが、CO₂の削減はほかの方法でもあるということをしつかりと検討していただくことを要望しまして、この質問は終わりにします。

○議長（北村直樹君） 豊田議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） お願いします。

朝日村防犯カメラの設置及び運用に関する条例案についてです。

この条例の目的が、安全で安心な地域づくりを目指すということが言われています。安全で安心な地域づくりを目指すという目的はすばらしい目的で、私は安全で安心な地域づくりを目指すことこそが、村政にとって、村民に対して行わなければならない最重要な課題だというふうには認識しております。ただ、この安全で安心な地域づくりというのがなぜ防犯カメラの設置条例の主目的になっているのかということが理解できませんので、その立場から以下の質問を行っていきたいと思います。

私が、防犯カメラ設置についてご存じですかということを朝日村の大博覧会、文化祭等において何となく顔は見たことがあるなという方も含め、向こうから寄ってきた方も含めて26名の方にお聞きしましたところ、知っている人は4名でした。22名の方は全く知りませんでした。その中で、村が村の税金を使って防犯カメラを設置するの、どうしてという声がとても多くありました。そこで質問です。

1番、村内に犯罪が少なく、多発傾向もない現在、なぜ防犯カメラ設置なのか。防犯カメラの必要性とその具体的なメリットについてお聞きします。

長野県内77市町村で、防犯カメラ設置に関する条例が制定されている市町村は幾つありますか。東筑摩郡内の他自治体はどうでしょうか。実例をお聞きします。

3、商店街、地元自治会、警察等によるカメラ設置ではなく、村長が村としてなぜ防犯カメラを設置するのか。村が設置者であり、村が適用規制者であるという方法でよいのかについてお伺いします。この件に関しては2つの法律学者の間でも見解があるようで、実際には最小限に、目的を明確にして、そして具体的な運用方法を規定していけば設置できるという見解があるので、多分ほかのところでも防犯カメラの設置が少しずつ広まってきているのか

と思いますが、村長自身のお考えをお聞きします。

3、防犯カメラの運用に関し、肖像権、人格権、個人情報保護を目的として運用に関する上程が、ごめんなさい、もう今話してしまいました、制定され始め、杉並区においてまず条例が初めて制定されたんですが、杉並区に行ったことは、個人情報保護を目的とするということをやっている条例でした。

最近では、地域社会の安全・安心の実現のためにというもっと生活安全条例をつくった中で、防犯カメラの設置がうたわれている自治体もありますが、この今の朝日村防犯カメラの設置及び運用に関する条例の目的、安全で安心な地域づくりという目的は、あまりにも防犯カメラの設置と運用に関する条例の目的としては大き過ぎるというふうに私は考えます。この条例では足りない。

住民の生活と安全を守るための基本的なそういう条例があって、そこに防犯カメラの設置というのが付け加わってくるべきじゃないかというふうに考えますが、この点について村長の考えをお聞きします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、豊田議員の防犯カメラの設置及び運用に関する条例案についてお答えをさせていただきたいと思います。

最初に1つ目でございます。

村内に犯罪がなく、多発傾向もない現在、なぜ防犯カメラの設置なのかというご質問でございます。

この防犯カメラの設置につきましては、平成29年からこれまで4人の議員の皆様から、5回にわたり防犯カメラの設置を要望する一般質問をいただいております、村民の皆様からそうした要望が多くあるものと捉えているところでございます。こうした一般質問の背景でございますけれども、平成30年には新潟市で小学校2年生の女子児童が殺害されるという痛ましい事件が発生をいたしました。同時期に近隣市村においても下校途中の児童が不審者に追いかけて回される事案が発生を当時はおりました。また、今年3月の定例会でも2人の議員の皆様から一般質問で防犯カメラの設置の要望をいただいておりますけれども、この背景としましては、昨年関東を中心に14都道府県にわたり、20件以上の押込み強盗が発生し、一般住宅の事件では共通して高齢者が狙われ、強盗殺人に至るケースもございました。この

ため、朝日村は大丈夫かと高齢者を中心に不安を持つ住民が多く、地域の防犯対策としてカメラを設置してほしいというご意見でございました。

村の65歳以上の高齢者のみの世帯は419世帯で全世帯の41%を占めております。そのうちの半数は独り暮らし世帯であるため、村も同様に、こうした一般家庭や高齢者が狙われている凶悪犯罪に対して不安を抱えている高齢者の皆さんが、村内には多い状況にあると捉えております。

また、近隣の市村には、国道や幹線道路に警察が設置している犯罪捜査用のNシステムといわれる防犯カメラが設置をされておりますけれども、当村には設置をされていない状況でございます。

さらに、近年の犯罪状況でございますけれども、警視庁が行った調査では、昨年度、全国の刑法犯は20年ぶりに増加をし、高齢者を狙った特殊詐欺も2年連続で増加をし、日本の治安は近年悪化したとする国民が増加している状況です。

県内におきましても、今年の10月末の刑法犯の発生件数は昨年比べて18%増加をしている状況で、最近では令和3年に塩尻市で殺人事件がございました。また、昨年は県内の各所でコンビニ、ドラッグストアの強盗事件が複数件発生し、伊那市でも高齢女性宅を狙った強盗殺人事件など、凶悪な犯罪が発生している状況でございます。

豊田議員、村内の犯罪は減っているということでおっしゃってございましたけれども、村内でも長野県警の資料ではここ5年間の刑法犯でございますけれども、毎年7件以上発生している状況でございます、最大は令和3年の19件が認知されているところでございます。

また、今年度は今年8月末には小野沢の一般住宅から現金が盗まれる空き巣事件が発生をし、そのほかにも車上狙い、部品狙いなど、悪質な事件も発生している状況でございます。こうした状況から、朝日村は犯罪が少ないから大丈夫ということではなく、犯罪はいつどこで起こるか分からない。起きてしまったからでは遅いという認識の下、村民が被害を受けないように、できる対策は講じる必要があると捉えております。また、高齢者が狙われ、全国で発生している凶悪犯罪が朝日村でも起こるんじゃないかと住民の皆さんが抱える不安を少しでも解消し、犯罪のない、安心・安全な地域づくりを進めるため、防犯カメラの設置について、条例案を上程させていただいたものでございます。

続きまして、2つ目のご質問でございます。

県内、また東筑の防犯カメラの状況ということでございます。当村で使用しております法令システムの検索では、県内77市町村中条例を制定している市町村は2町村でございます。

そのほか、要綱で防犯カメラ設置を制定している市町村は29市町村ございます。また、東筑摩郡の状況ですけれども、警察が設置しておりますNシステムと呼ばれる犯罪捜査用のカメラでございますけれども、当村には設置されておられませんけれども、ほかの4村には全て設置がされております。また、防犯カメラの実例でございますけれども、麻績村では駅前に3台、別荘地の防犯用に13台が設置済みで、今年度新たに幹線道路沿いに5台を設置する計画があるようでございます。また、6月議会には村会議員の方からさらに増設を要望する一般質問が行われたと聞いております。筑北村は3か所ある篠ノ井線の駅の駐車場に計3台を設置しております。山形村は以前不法投棄があったということで庁舎の駐車場に1台、生坂村につきましては以前同様に不法投棄の防犯用に1か所を設置していたようですが、現在は無い状況です。

続きまして、3つ目のご質問です。

商店街、地元自治会、警察等によるカメラ設置でなく、どうして村長がカメラを設置するか。村が設置者であり、村が運用規制者であるという方法でよいのかというご質問でございます。商店街や大きな自治会、自治組織がある自治体ではそれぞれの要望に応じて防犯カメラの設置補助金を交付して、設置を行っている自治体もございますが、当村にはまず商店街はございません。また、大きな自治体では大きな自治会といわれるものが、朝日村の人口以上あるような組織がありまして、そういった自治組織の中に防犯対策となる商店街や公共の場があるということで、そうした自治会の要望で防犯カメラの設置補助を行っているということがございますけれども、朝日村にはそういった自治会も当村には無い状況でございます。

また、長野県警では、独自に防犯カメラの設置は行っておりませんで、市町村や自治会が防犯カメラを設置するところへ補助を行っている状況でございます。

次に、村が運用規制者であるという部分でございますけれども、こちらにつきましては、全国では防犯カメラの設置につきましては、行政内部のルールとして法規の性質を持たない要綱で定めている市町村が多数ございます。調べますと、全国1,740市町村中、条例を定めているところは74、要綱等法規がないもので定めて防犯カメラを運用しているところは1,270ほどございます。

当村におきましては、映像の撮影がプライバシーの侵害に当たる可能性もあることから、住民の代表である議会の承認をいただき、条例を制定して防犯カメラの運用を図ることとしていただいております。条例は先ほどの要綱、法規の性質を持たない要綱と違いまして、議会の議決によって制定する法規でありますので、法律としての拘束力が大きくなります。

条例の中では、村長がカメラを設置することができるとしておりますが、一方でプライバシー侵害の観点から、設置が過大とならないように、設置台数の制限をするなどの義務を課しております。義務に違反する行為は条例違反になりますので、防犯カメラの設置が必要最少限かどうかなど、課せられた義務が守られているかどうかを確認していくのは、議会や村民の皆様になると思いますので、お願いしたいと思います。

続きまして、4番目のご質問でございます。

防犯カメラの運用に関しまして、不十分な条例なのではないかというご意見でございます。防犯の取組を条例化して、その中で防犯カメラの位置づけをしている自治体もございます。防犯のまちづくり条例とかそういったものを制定して、その中で防犯カメラを位置づけしている自治体もございますけれども、当村におきましては犯罪のない明るい朝日村を目指しまして、平成11年に朝日村防犯協会を設立し、村内の全世帯と関係機関を構成員として、まさに住民協働で安心・安全な地域社会の実現を目的と取り組んできております。本年度の総会にも約100名近い関係者の皆様に参加をいただき、村民総ぐるみで防犯活動や犯罪のない地域づくりの取組は行われてきており、改めて条例を制定する必要はないと捉えておりますので、今回は防犯カメラの設置及び運用に関する条例のみを制定していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（北村直樹君） 豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） お答えありがとうございました。

なぜ条例制定なのかということがよく分かりました。

防犯カメラというのは、肖像権や人格権を侵害するおそれがあるという認識をお持ちになっていらっしゃる。けれども、朝日村では議員からの要望もあり、高齢者からの要望も受け、防犯カメラの有用性を認識し、条例を制定していきたい。それはきっちりと条例という形で村民の声を聞き、議会で議決していくという民主的な経過をたどってやりたいから、こういう形を取っているんだというご説明を受けたというふうに認識しました。

ただ、この場合、そうだとすると、私の小さな数ですけれども、ほとんどの村民の人はこの条例案について知らない。条例の制定について知らないということに対して村の説明責任、村民等の基本的な人権を侵害していくという認識は持っていますが、村民等のより大きな住民福祉のためにこの防犯カメラの設置は必要だと考えるので、ここは納得していただきたい

というプロセスが足りないのじゃないかというふうに私は認識しています。そういう陳情もいただいています。

朝日村防犯カメラ設置条例案は村民置き去りの条例だと考えます。村民への周知を図り、理解をさらに深め、村民の意思のより反映された成案を得ることのできるようという陳情です。村民への周知、徹底、説明というのが絶対に必要だと思いますが、この議会、条例案の成案が提示されたのが議会開会の直前であり、議員はその場で、その前から全員協議会で骨子案も提示されていて、ある程度のことは承知している部分がありますけれども、村民にとっての説明というのをどのようにしていくのか。

あるいは、もう議会でこれはパブリックコメントもいただいたし、パブリックコメントが1件しかないということはあまりにも、村民が村政が何をやっているのかということに対して、村民との距離があまりにもあり過ぎるんじゃないのか。自分たち自身の権利が侵害されていく可能性のある条例について、きちんとそれを知ろうとする、そういう機会を村民に対して村は持っていく必要があるというふうに私は考えるんですけども。

この説明責任ともう一つ、たまたま26名しか聞いていないんですが、その中で、反対16、中国のような監視社会になっていっちゃうんじゃないか、でもそこは制限をかけていくから大丈夫だというふうな、そういうふうなやり取りというのが村民との間に必要ではないでしょうか。

あと、目的もあまりにも曖昧過ぎて、麻績村の具体的な話をされましたが、たまたま私の手元にあるのは、小海町の条例案なんですけれども、その目的が、「通学路等公共の場所における防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、子どもたちが安全安心に通学し、地域で暮らすことができるまちづくりを実現するとともに、町民等の権利利益を保護することを目的とする。」というふうに目的が明確に限定されて、誰でも分かりやすい目的が出されています。

あと、設置者の義務ということで、設置者の義務がうたわれており、次、管理責任者の義務がうたわれており、そして防犯カメラを設置した効果はどうだったかということを毎年公表して報告するということが、行われています。

あと、他市町村では地域住民の意見を聞いて、どこに何台、どのような目的でどこの角度の撮影を目的として防犯カメラを設置していくのかということを知っていくという条例もあります。あるいは審議会を設けて、そこに意見を聞いてから村長が設置していくという条例もあります。このあたりのことも、あまりにも言及がされなさ過ぎているというふうに拙速

過ぎるという印象を私も、その陳情者の方と同じように受けています。

この点に関して、村の説明責任についてお伺いします。

○議長（北村直樹君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 豊田議員の2つ目のご質問でございますけれども、まず説明責任というところでございますけれども、先ほどもちょっとお話しさせていただきました。全国の自治体では1,740自治体のうち千二、三百ぐらいの自治体は要綱ということで、行政が議会の承認もいただかなくて、法規的な根拠もないところで防犯カメラを設置しているところがございます。

朝日村につきましては、先ほども言いました、その分は人権侵害に当たる可能性もあるということで、そういったこともありますので、条例を制定していきたいということで、まず、他の町村では議会のほうにも承認をいただかずに要綱を策定しているんですけれども、当村におきましては、3か月前からこういった12月までの議会の制定に向けてのスケジュールも議員の皆様にお示しして、議員の皆さんとの間ではしっかり話をできております。

それで、この要望が出たのは、議会の要望というのは住民の声がそれだけ大きいというのがやはり議員の皆さんも捉えていると思います。そういったことで村のほう、パブリックコメントを行って住民の意見を参考に条例制定を行うということで、9月のときにも議員の皆さんにご説明をさせていただきました。

パブリックコメントでございますけれども、村に規定がございますので、規定どおりに行っております。日数につきましてはおおむね1か月ということでございましたけれども、条例案の説明をした、より分かりやすい条例案の説明を加えたものをお示しさせていただくのちよっと時間がかかって、21日程度になってしまいましたけれども、パブリックコメントは行った状況でございます。

パブリックコメントの周知につきましても、まずはホームページ、それとLINE、村民が1,000人ぐらい今加入しておりますけれども、そこで周知を行っております。それと、新聞のほうにも2紙のほうに掲載をさせていただいて、住民の皆さんに周知を図っております。新聞の発行部数も全世帯のそれぞれ2紙ございますけれども、半数世帯は取られておりますので、そういったところでも周知を図りました。それと告知放送です。連日、こういったパブリックコメント、防犯カメラ設置に関するパブリックコメントをやっていますので、ぜひご意見をいただきたいということで周知をさせていただきまして、公共施設、公民館と役場

等につきましてはその募集を行う冊子等も用意をさせていただきまして、対応してきたところでございまして、周知のほうは村としてはやってきたというふうに捉えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（北村直樹君） 豊田議員、あと30秒を切りましたので、手短にお願ひいたします。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） 私がお伺ひしたいのは、知っている一部の村民のことではなく、あるいは今おっしゃられたように、いろんな周知を図ったんだけど、村民との間の距離が縮まっていないこの状態に対して、村はどのように考えてどのように対応していくのかということをもっと積極的に考えていただきたい。議会としても、それを考えていけないといけないう認識を持っています。今の状態では議会にかけられても、採否を問われてもどのように判断したらいいかわからないような状態だというふうに、私は認識しています。

村民の意見を直接聞いていただく機会を設けていただきたいということを要望して、終わります。

○議長（北村直樹君） 豊田議員の持ち時間が50分を終了いたしましたので、豊田議員の一般質問は終わりました。

ここで休憩を取りたいと思ひます。

再開を10時50分といたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時50分

○議長（北村直樹君） それでは、時間となりましたので、ただいまより一般質問を再開いたします。

◇ 清澤あゆみ君

○議長（北村直樹君） 次に、6番、清澤あゆみ議員。

清澤あゆみ議員。

[6 番 清澤あゆみ君登壇]

○ 6 番（清澤あゆみ君） 6 番、清澤あゆみでございます。

私の質問は2問です。

まず初めに、子育て施策の周知の仕方について。

我が朝日村は、第2期子ども・子育て支援事業計画の下、「すべての子どもたちをみんなで支える朝日村」を基本理念として、ゼロ歳から18歳まで切れ目のない支援を行っています。

子供は地域の宝として、子育て家庭を支援し、村全体で子供を守り育てることを目指して、誕生から高校を卒業する18歳まで、年齢や段階に応じた様々な施策を設けています。

しかしながら、その施策を知らないために、申請すれば対象となる補助金も、申請期間が過ぎてしまったためにもらえなかった事例も発生しています。

回覧板、ホームページ、公式LINE、有線放送等で告知しているにもかかわらず、届いてほしい補助金や施策が対象となる子育て家庭に届かないのは、とても残念なことです。

また、安心して子育てしてもらえるように、妊娠したと分かったとき、また出生届が提出されたときにも、まだまだ先の18歳に至るまで、年齢に応じた様々な施策があることを知っておいてもらうことも大事だと思います。

婚姻届が提出されたときにも、施策を伝えることによって、朝日村で子育てをするという選択肢が増えればと思います。

そこで、以下質問です。

私が以前、教育委員だったときに「あさひっこ」という「こそだてリーフレット」というのがありました。その後、A3判の改訂版が作られましたが、このリーフレットは今、子育て家庭に配布されていますか。

2、年齢や段階に応じた様々な施策がありますが、例えば、保育園に上がる前、小学校に上がる前等、対象となる施策をきめ細かく対象家庭に説明していますか。

様々な方法で告知していても、告知が届かなかった家庭があります。今後、このようなことがないように考えている告知方法はありますか。

母子手帳の交付手続や出生届提出時に、子育て施策について伝えていることはありますか。

今は、いろいろな夫婦の形態があって、配慮しなければならないこともあると思いますけれども、婚姻届提出の際に、子育てに関する施策のリーフレット等を渡していますか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） それでは、清澤あゆみ議員のご質問にお答えをいたします。

私からは、3点お答えいたしますので、申し上げます。

初めに、リーフレットの配布についてでございます。

現在、子育て支援の各制度を紹介するリーフレットは、議員ご発言のとおり「あさひっこ」というリーフレットがございます。

そのほかに、保健師が新生児訪問の際、保護者にお渡しする朝日村子育てノートがあり、子育て支援に関わる事業を若干掲載し、紹介を行っております。

さきに述べた、リーフレットの「あさひっこ」は、平成29年に若者の定住促進と子育て支援を目的に教育委員会が作成し、住民福祉課、産業振興課の取り組む制度や現在、企画財政課が行っている通学バスなどの事業も盛り込んだ内容となっております。

作成当時、子育て中の保護者はもとより、観光協会が行う村のPRを行う際に配布し、活用してきたものでございます。最近では、高校生通学支援事業、ショート・ステイ事業や給食無償化事業、保育園でのおむつ処理など、当村で行っている事業や図書館でのセカンドブック事業、また中学生を対象にした、朝日未来塾といった子供たちを対象とした事業も掲載し、充実を図ってまいりました。

しかしながら、多くの事業をA3サイズの様式に掲載したことにより、見やすさの点では課題となってきています。

現在、配布の仕方については、庁舎窓口と保健師等が子育て相談を行う際などで、使用をするにとどめており、多くの保護者への配布は行っていないのが現状でございます。現在、レイアウトなどの見直しを行っております。

今後は、さらに見やすく制度の内容が分かりやすいリーフレットにし、配布やホームページでも掲載してまいります。

次に、年齢や段階に応じた施策の対象家庭へのきめ細かな説明についてでございます。

清澤あゆみ議員のお話の保育園、小学校への入園、入学時での説明会の機会としては、保育園では10月末に行っている入所説明会、小学校では11月初旬の入学前健康診断、発達検査等がその機会であります。その際の説明では、放課後児童クラブの内容など制度の一部を紹介

介するのみとなっている状況でございます。

今後は、このような機会を含め、年齢や段階に応じたきめ細かな説明を行うことが、住民サービスと子育て支援につながると捉えておりますので、機会を逃さないよう対応してまいります。

次に、告知の方法についてでございます。

これまでも、告知が届いていないことにより申請ができず、支援が得られなかった家庭があると議員からもご指摘をいただいているところでございます。

これまで、対象者が把握できる事業については、直接ご案内をし、さらにホームページなどで周知を行っているところです。しかしながら、議員のご指摘にもありますので、対象の皆さんに必要な時期に伝わるよう、引き続き有効な方法を検討したいと考えております。

まずは、早急にリーフレットの更新を行ってまいります。また、保護者の皆さんには、村からの情報を積極的に受信していただくため、朝日村公式LINEの登録を促してまいります。議員の皆さんからも、機会がありましたら、保護者の皆さんに事業や制度の内容をお伝えいただければと思っております。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條裕子君登壇〕

○住民福祉課長（上條裕子君） 清澤議員のご質問に住民福祉課からお答えいたします。

まず、母子手帳の交付の受付に来庁された際には、面談を行っておりますので、その際に妊娠期から出産後1か月頃までの情報をお伝えしています。このとき、お知らせしています妊産婦健診や出産・子育て応援給付金事業等は、それぞれのチラシでの情報となっているため、現在まとめたリーフレットの作成に向け、検討しております。また、このときには、栄養面の面談も併せて行っております。

出生届の際は、特に案内はしておりませんが1か月後の新生児訪問の際に、子育てノート、乳幼児期に利用できる事業、予防接種事業や乳幼児健診なども含めましてノートになっておりますけれども、それと育児について内容をまとめたものとなっております。それをお渡ししながら面談を行っております。

続きまして、婚姻届の提出の際でございますが、お二人の婚姻後のライフスタイルもございます。子育てに関するものはお渡ししておりません。

今後につきまして、清澤議員ご提案のとおり、タイミングとしてはひとつ考えられるとこ

ろでございます。直接お渡しするといったご案内ではなく、本人が手に取っていただくことができるような、窓口への設置等の工夫は検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（北村直樹君） 清澤議員。

〔6番 清澤あゆみ君登壇〕

○6番（清澤あゆみ君） いろいろ、丁寧にお答えいただきありがとうございます。

まず、このリーフレットの件ですけれども、先ほど次長のほうから説明もありましたが、妊娠前から妊娠後、出産してゼロ歳から18歳に至るまで、さらにその先ですね。進学したときの教育資金の利子補給に至るそんなところまで、年齢や段階に応じて、きめ細かく講じられている施策について書かれています。

住民福祉課長のほうからも話があったり、次長からもお話ありましたが、住民福祉課のほうで行っている健診等についても書かれているため、横の連携を含めた施策が、この1枚に収まっています。

先ほど、次長のほうからもお話あったんですけれども、内容を知っている者が見れば、1枚に収まっていて、コンパクトに作られているのかなと思うんですけれども、初めて見る人には、少し見にくいのかなというのが、私も印象にあります。ですので、年齢に応じて、段階に応じて、例えばこの施策は切れ目なく18歳まであるよといったふうに、もう少し、見やすさを重視したものを作っていただけたらと思います。

それから、素材についてなんですけれども、保管しておいていつでも見返せるような、少し厚みのある素材でつくったほうがいいのかと思います。今あるA3判のものは、普通のコピー用紙のものかと思いますが、見返すうちに破れてしまったり、下手するとチラシと一緒に捨てられかねないこともあるのかなと思いますので、作り方によっては冊子のようなものになるかもしれませんが、何回も手に取って身返してもらえるようなものを、ぜひ検討してつくっていただけたらと思います。これは要望です。

それから、対象家庭についての説明のお話ですが、入所説明会ですとか小学校の来校時のときの説明ですかね、してくださっているということで、引き続きその辺は、お願いしたいところではありますけれども、高校生の通学補助に関しては、9月定例会で小林議員が一般質問した際の答弁の中に、中学校卒業時にお知らせがいくというような話もありました。ほとんどの生徒さんが、鉢盛中学校卒業するかと思いますけれども、中には、私立の中学校卒業するというような生徒さんもいらっしゃるかと思いますので、ぜひ、落ちることのないよ

うに、きめ細かく対応していただきたいなと思います。

高校2、3年生になって、その高校にいるとは限らない場合もございますよね。通信の学校に行っているというような場合あるかと思いますが、ぜひ卒業時に対応していただいて、ある程度、把握しておいていただくところが大事なところかと思いますが、この点に関しては、また再度よろしくお願いします。

それから、わくわく館ではベビーボックス教室ですとか、ぽけっと広場等いろいろな講座が開催されているわけですが、そういうところにも、ぜひ足を運んでいただいて、リーフレットできた際には、配布していただいたり、あと口頭で伝えていただくのも大切かなと思います。

4月に施行されたこども基本法では、子供に関わる施策に子育て中の意見を反映させるとありますけれども、そんな中から子育て世代が困っていること、要望など、施策に生かせるような生の声も聞けるのではないかと思います。

それから、告知についてですけれども、いろいろな媒体を使ってお知らせしていただいているということですが、ぜひテレビ松本も使っていただいて、告知できる部分は告知していただくのもいいのではないかなと思います。その点に関して、教育次長ですかね。もう一度お願いいたします。

○議長（北村直樹君） 上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） 清澤議員からは、いろいろご提案もいただきました。

まず、リーフレットの素材の関係ですけれども、確かに今、過去の印刷したものは全て終わってしまっていますので、さらに追加した内容を加えたものは、通常のコピーで、カラーコピーにはしていますけれども、印刷をしてお渡ししているというような状況があります。各家庭に持ち帰って、なかなか取っておくのには、なくしやすいとか見にくくなるようなこともあるかと思いますが、新たに作るものについては、少し紙の素材についても検討させていただきながら、切れ目なく使っていただけるようなものに、ちょっと検討はさせていただきたいなと考えております。

高校生の通学補助については、これまでもお答えしてきておりますが、確かに中学校卒業する際に、ある程度周知させていただくことが、一番、保護者の皆さんにも届く場所かと思っておりますので、そういうそれぞれの事業も時期に合ったところでお知らせをしていくことが、支援や保護者の皆さんに伝わることになるかと思っておりますので、その辺も工夫をしていくとい

うことにしたいと思っております。

あと、最後にテレビ松本さん使ってということですが、週刊のニュースもあります。村民の皆さんも見ていられると思いますので、そんなようなところでも制度の説明も担当課が出て説明することも、周知の方法にもつながるかと思っておりますので、その辺については他の課も含めてちょっと調整させていただきながら、教育委員会としても周知の方法として使っていければと考えておりますので、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 清澤議員。

〔6番 清澤あゆみ君登壇〕

○6番（清澤あゆみ君） リーフレットのほうですけれども、ぜひ早めに対応していただいて、できれば新年度、新学期始まるようなときに、保護者の皆さんとかご家庭のほうに届けられたらいいのかなと思いますので、早急に、スピード感持って対応していただけたらありがたいなと思います。

リーフレットあれば、公民館ですとか、わくわく館、あと図書館とかに置いておいて、手に取っていただくこともできるかと思ったり、先ほど、住民福祉課長のほうからお話ありましたけれども、そういった例えば、健診のときとかにお渡しいただくということも可能になるのかなと思います。

住民福祉課長のほうから答弁いただいた中に、健診だとか、あと1か月健診、母子手帳発行の際にお話しているということでしたので、ぜひ、そういったリーフレットできたら、活用していただいてきめ細かく、次にはこんな制度があるよ、みたいなのをお伝えしていただけたらいいかなと思います。

婚姻届の際というのは、やはり、今いろいろな夫婦の形態があると思うので、ちょっと難しい部分もあるのかなとは思いますが、朝日村として子育て施策、私は手厚くやっていると思うんですね。そういったこともお知らせいただく中で、朝日村で子育てしたいなと思ってもらえるようにつながっていけばいいと思うので、ぜひリーフレットができた際には、カウンターに置いていただくとかしていただけたらなと思います。

あと、休日に婚姻届受付するといった際もありますよね。そんなときも、ぜひ手に取って持って行っていただけるように、さりげなくでもいいので置いておいていただけたらいいのかなと思います。

先日、私の子供の友達が2人入籍いたしました。喜ばしいことで、とてもうれしかったん

ですけれども、新居を村外に構えるとのことで、これはアパートのようですけれども朝日村民ではなくなってしまいました。それまでは、ここ朝日村より仕事に通っていたわけですが、お相手の仕事の関係や通勤のしやすさからのようです。

そのお母さんと話をさせていただいた際に、いろんな話の中から、この子育ての施策について、話す機会があったんですが、知っているところもあれば、やはり知らないところもあったりして、私たちのこの世代なんですけれども、私も大事なことを伝えていなかったなという反省したんですが、それには、先ほどのテレビ松本で言っていただくというようなものも、見ている人、見ていない人あるかと思えますけれども、何かやりながらでも、耳に入ってくる情報というのがあるのかなと思うので、ぜひ検討していただけたらと思います。

外から人を呼ぶことも大切ですが、今いる人を流出させないということが、すごく大事だなと思いました。一度は外に出た人も、何らかの節目で、朝日に戻ってきてもらえるように、横の連携も取りながら、取り組んでいく必要があるのかなとすごく思いました。この点に関して、村長何かあったらお願いします。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今の村内にいる人が、理由がいろいろあるでしょうけれども、村外へ移り住むというのは、やっぱりいろいろな意味で避けていきたいと思えますので、お願いします。

それと、今日、今清澤議員で3人目の質問になるわけですが、もう皆さんに共通していることが、周知の方法だとか、告知の仕方だとか、もう全てなんです。これからも質問が続くと思いますが、本当にどうするか、我々も、村当局も本当に迷っちゃっています。

例えば、情報を、全ての人が知らなくてもいい情報もあるし、水道の節約のように全ての村民に知ってもらいたい情報もあるし、その辺をどのようにしていくかというのを、皆さんのほうからも本当にいい意見があったらお願いをしたいんですけれども。一つ一つ協働の村づくりをしていくためには、どうしたらいいかというときには、知らない人の責任、知らなかった人の責任というのも、我々みんなでもって考えていく必要があるんじゃないかと思えます。

ある人が知らなかった。これはこれで、村が悪いというだけじゃ、これもう片づきませんので、私たち村もいろんな媒体を使って周知活動、告知活動しますけれども、本当にその辺は、今日テレビをご覧の皆さん、村民の皆さんも、ぜひ1回考えていただきたいなというふ

うに、今、清澤議員が私に振りましたんで、そんなちょっと大きな答弁になっちゃいましたけれども、本当にその辺も含めて、1回、今どんな情報が村民に伝わっているのかというような、一覧表にまとめて村民に配ってみたりだとか、いろいろな手だてを加えています。やっていきますので、またぜひ、いいアイデアがあったらご協力ください。

情報ルートが多過ぎるんで、整理するというのも、今我々考えています。やめられるルートはないかと、特に回覧板だとか、紙媒体のものはなるべく少なくしていくというのは、もう今、世の中の流れになりますので、そういったことも踏まえてどういった告知方法、周知方法、情報の伝達がいいのかというのは、また一度皆さんと議論したいと思います。

清澤議員の質問とは、ちょっとずれてしまいましたけれども、すみません、よろしく願いします。

○議長（北村直樹君） 清澤議員。

〔6番 清澤あゆみ君登壇〕

○6番（清澤あゆみ君） ありがとうございます。

私たちも議員として、皆さんにお伝えしていかなければいけないこと、伝えていく機会がありましたら、どんどん伝えていかなくちやいけないなと痛感いたしました。

これで、私の1問目の質問を終わります。

○議長（北村直樹君） 清澤議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

清澤議員。

〔6番 清澤あゆみ君登壇〕

○6番（清澤あゆみ君） 2問目の質問です。

あさひプライムスキー場オープンに向けた安全管理について。

昨シーズンにあったリフトのトラブルを受け、原因究明のため、リフトの総点検を行うための予算が9月の補正予算に組み込まれ、先日の10月27日の議会臨時会において、その工事の入札結果が報告されました。それによると入札は10月13日に実施され、工期は10月17から12月25日までとなっています。

しかし、今シーズンのスキー場のオープンは12月23日を予定しています。

リフトはシーズンが終わると搬機を全部取り外すため、オープン前には、搬機を取り付け、試運転をしなければいけません。その作業に第1リフト、第2リフトを含め、3日を要するとのこと。となれば、工期の最終日が12月25日では到底オープンに間に合いません。

そこで質問です。

スキー場は、今シーズンのオープンに向けて、8月下旬にはデザインを含めたパンフレットの作成に入っているそうです。

当然、オープンの日には決めてあるはずですが、担当課は、スキー場と打合せをしてこの工事も進めてきたと思いますが、スキー場のオープンの日には確認せずに、この工期を了承したのでしょうか。

私が、スキー場支配人にこの工事のことを尋ねた際、この工期だと困るので、11月末までを工期として間に合わせてほしいと工事業者をお願いしたと聞きました。そして工事業者もそれを聞き入れ、11月末に間に合わせてくれて、無事に搬機もつけ終わったと聞いています。ほっとしたところではありますが、スキー場運営において、安全面を最優先にしなければならないのに、工期を急がせなければならなかったということについて、どうお考えですか。お願いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、清澤議員のご質問でございます。あさひプライムスキー場オープンに向けた安全管理についてお答えいたします。

議員ご承知のとおり、本年9月補正予算におきまして議決いただきましたリフト整備工事につきましては、10月13日入札を行い、工期を10月17日から12月25日までとしてございます。

工期につきましては、どの村の工事もそうですが、入札前に工事の概要をまず業者にお示しをいたします。その中には、当然工事の期間についてもお示しし、その中の工期という中では、事前の準備、作業、そして後片づけ、そして最後に書類の整備といったものも含まれているものでございます。そして、最終的には工事の完成書類が契約の期間内に村に提出されるという順番になってございます。

議員ご質問のとおり、スキー場オープンの12月23日の確認は当然私どももしており、それを加味した中で、業者にも配慮し、そういった書類の整理等も含めて工事期間を設けたというところで、ご理解を賜ればと存じます。

また、今年のスキー場リフト工事につきましては、契約時に当然11月末でないと、12月上旬からもう既に搬機を取り付けてスタートをするということの話は、業者としてございますので、そういったことは当初から請負業者と協議しているということで、ご理解賜ればと思

ってございます。

しかし、今工事内で発見された不具合点なども報告として、既にもう聞いてございます。今シーズン緊急的に対応が必要なもの、対応しなくてもよいというものが今、村のほうでもお互いに協議しながら判断しております。内容を精査し、今年度の工事発注の中で、対応いただけるものは工期を延長し、シーズン終了後に工事を行う場合もございますが、今まだ協議をしているというところで、基本的には、今現在は安全・安心で対応できるというふうに捉えてございます。

議員の本当にご心配いただくとおり、村としましても安全対策を最優先とし、村指定管理者、工事請負業者と協議を進め、必要であれば対策を講じてまいりますので、ご理解賜ればと存じます。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 清澤議員。

〔6番 清澤あゆみ君登壇〕

○6番（清澤あゆみ君） 今、課長のお話の中で、ではこの12月25日までが工期というのは、最終的な工事終了の書類の提出を含めたまでの期間という解釈でよろしいということですかね。分かりました。ちょっと、工事そのものというふうに解釈していた部分がありましたので、今回、その点できちんとお知らせいただけてよかったなと思っています。

今、昨日から雪づくりに入ったということは聞いているんですが、雨が降ったので、水不足には雨はよかったんですが、スキー場の雪にとっては、ちょっともう既に溶けてしまったのかなというところで、23日のオープンができるのかなというところ、ちょっと心配するところではあるんですけども、この工事、特にリフトというのは人を乗せて動かすものであるので、ちょっとタイムスケジュール的に、きつかったのかなというような解釈をしたんですけども、今回たまたま11月中に戻ってきて、つけて問題がなかった。けれども、もしかしたら、何か不具合があった場合は、もう一回持ち帰るというようなこともなきにしもあらずで、もしかしたら、部品が交換の必要が出てきた。そうした場合、部品が届くのに1週間かかってしまうというようなことも、場合によってはあるのかなと思いました。

なので、ぜひ、このオープンというお尻が決まっているということもありますけれども、安全面も考えたときに、急いで工事をするというのは、やはりとても危険なことだと思いますので、余裕をもってスケジュール等を組んで対応していただきたいなと思います。

コロナ禍で、スキー場が本当にお客さんがいなくて、小学校のスキー教室もゼロというと

きがありました。私、冬場、スキー場のほうにお世話になっているんですけども、本当に一般のお客さんもまばらで、プライベートグレンデのようになっていたのを目の当たりにしたときに、本当にちょっと悲し過ぎたというか、リフトだけが動いていたんですね。そのときに。

去年は、スキー教室戻ってきてくれて、一般のお客さんも週末に駆けつけてくれるような感じで、にぎわいを取り戻したスキー場でした。そんな中で、リフトが2回ほど止まってしまうというトラブルがあって、お客様に迷惑をかけたのは事実です。

なので、今回も無事に今動いている状況なので、安心はしていますけれども、ぜひ、今年に関して言えば、近隣の小学校スキー教室だけで27校、約4,000名の児童の皆さんを受け入れると聞いています。なので、今年もたくさんの方に来ていただきたいと思うんですけども、またそんな同じことがないように、営業していくのは、タジマコーポレーション朝日ですけども、スキー場の責任は村にありますので、任せ切りにならないように、連絡を小まめにとっていただきながら、足を運ぶ等して、安全管理に目を配っていただけたらと思います。ここは、本当に切に願うところです。よろしくお願いします。

以上で、私の2番目の質問を終わります。

○議長（北村直樹君） これで、清澤あゆみ議員の一般質問は終わりました。

◇ 古池美佐江君

○議長（北村直樹君） 次に、7番、古池美佐江議員。

古池美佐江議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） 7番、古池美佐江でございます。

私は、質問を2つお願いします。

1番目、住民福祉について。

本当に、近々のあれなんですけれども、11月28日に、朝日村社会福祉協議会の企画の「おとなのはじめてのおでかけ」という事業に参加しまして、この4月から開業しました朝日波田線のバスに乗車し、松本市立病院までの区間を往復していくというバス利用をしてきました。バスの時刻に合わせ、市立病院では、健康に過ごすためのフレイルについての話を聞き、

その後、病院近くの食事処で昼食、12時10分発波田からのバスに乗って帰ってまいりました。

一緒に参加された方々は、とてもよい乗車体験ができ、今後利用したいとの感想が聞かれました。私も、広丘線は乗ったことがあったんですけども、波田線は初めてでしたので、ちょっとどんなふうに戻るのかなということで、体験するというはとてもいいことだなと感じてまいりました。

利用する中で、運転手さんから、松本市では70歳以上の方には福祉パス券、バスのパス券ですね、を発行しており、そのパス券を乗車するときに提示すれば、松本市内のバスの利用料金が100円になります。皆さんもそういう福祉パス券を提示すれば、100円になりますよというお話を聞きました。

村では、くるりん号、買い物バス、広丘線、どのバスも高校生以上は100円の統一料金でございましたので、福祉パス券は今までは必要なかったのかなと思います。

しかし、4月から始まった朝日波田線では、大人は210円、高校生は学生証を最初に見せたりすれば、高校生とすぐ分かりますので、提示することで150円と決められています。

そこで、この路線で、高校生以外の朝日村の一般の方の利用は、この4月からはどのくらい利用されているのか、私でさえ初めてですので、一緒に体験をなさった方も初めてでした。普通に元気で暮らしていらっしゃる高齢者の方と一緒にいったんですけども。なので、どのくらい運用にみんな参加しているのかなということを思いました。

途中、山形村の方は何人か一緒に乗車しまして、バスに。市立病院のほうにかかるということで乗っていた方が1名おりました。それから、帰りはアイシティから乗られて、帰られる方の男性が、本当に普通に高齢者じゃない方も利用しておりましたので、まず朝日村は、どのくらい利用してくれるのかなということを疑問に思いますので、また教えてください。

それから、2問目として、これから、朝日波田線を高齢者の方々にもっと利用していただくために、朝日村も少しでも負担を少なくするために、パス券の発行ができて、それが松本市と一緒に使えるのが可能か、ちょっと検討できるか教えていただきたいと思います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢さおり君登壇〕

○企画財政課長（清沢さおり君） それでは、古池美佐江議員の1問目のご質問にお答えいたします。

まず初めに、4月から運行を開始しました朝日波田線の、朝日村の一般の方の利用はどの

くらいかという件についてでございます。

4月から10月までの朝日波田線の全利用者は、5,994名でございます。そのうち、村内のバス停を利用された方が1,182名でございます。全体の19.7%でございます。朝日村の方かどうかまでは把握できませんので、村内のバス停で乗降された人数ということでお願いしたいと思います。

内訳としましては、中学生、高校生が対象となる150円でのご利用が883名、障害者等の対象となる100円でのご利用が73名、議員ご質問のそれ以外の一般の210円でのご利用につきましては226名、村内バス停利用者の19.1%の割合となっております。

次に、朝日波田線を高齢の方に利用していただくために、パス券の発行と使用は可能か。松本市と協議して100円で利用できるように検討できるかという件についてでございます。

松本市で、現在実施されております松本市福祉100円バス助成事業につきましては、高齢70歳以上の方及び障害を持つ方が松本市内のバス停を利用する場合に、料金の一部を助成することにより、高齢者等の社会活動や公共交通機関利用の際の支援、高齢者等の福祉の増進を図ることを目的としており、福祉施策として、松本市の高齢福祉課、障害福祉課等がパス券を交付しているものでございます。

松本市のパス券は、松本市内のバス路線で松本市内の区間内に限り、使用できるとされており、朝日村で同様に行う場合は、朝日村内の区間に限り、パス券を使用できるといような事業内容になるかと思えます。

事業の検討に当たりましては、様々な課題がございますので、担当課である住民福祉課と検討をまいります。また、必要に応じて、松本市、山形村との協議等も検討まいります。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 古池議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） やはり、松本市内というのが私もネックだなと思って。私の母も、義理の両親も持っていますので、それを見たとき、裏とかの説明を見たときに、やっぱり松本市内と書いてあったので、村から山形を通して、目的地は、松本市波田ということなのでどうなのかなと思って、またその説明を松本市のホームページなどで見た際負担金は、松本市がアルピコの方の業者に払っているということも書いてありましたのでね。もしできたとしたら、その負担金みたいなのを、きっと朝日村でも払わなくてはいけなくなるのかなと

ということも思っていましたので、そこのところをよく、どういうふうにできるのかということを検討し、松本市ともお話ししていただいて、少しでも負担が軽くなればいいかなと思ったので、提案してみました。

でも、あとは、私も乗ってみて結構ゆっくり30分ぐらいかかって行くんですけども、やっぱり、バスを使うということは、慣れていないとできないのかなと思いました。これでもらったから、じゃ70歳以上になればすぐ乗れるかということ、結構どうすればいいんですかと聞きながら、お金はここに払ってくださいとかいろいろ。すごく運転手さんが親切でよかったので、教えてくださってあれなんですけれども、本当に皆さんに使ってもらえるようにしなければいけないなと本当に思いました。せつかくこんなに、あるのでね。村の人たちに使ってもらいたいなと思いました。

それで、いつも社協とかそういうほうで企画して、広丘線を使って松本市内まで買物に行くみたいなものも前もありましたし、こうやって、今回は波田線を使ってということ、すごくそういうことを社協さんでやってくれているということが、とてもいいことだなと思ったので、もし100円にはならなくても、大勢の人に使ってもらえるということ、本当にこれから推進していくということをやっぱり考えていかないと、高校生もこんなに乗ってくださっているし、いいんですけれども、これから必要なことかなと本当に思っていますので、また協力したりしたいと思しますので、また検討のほうをよろしくお願いします。

私の1問目の質問は終わります。

○議長（北村直樹君） 古池議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

古池議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） 先ほど、村長のほうから、聞き取りとか周知はどうしたらいいんだというような感じて、悩まれているということもお話をいただきましたけれども、あえて私も聞き取りについてお話をしたいと思います。

コロナウイルス感染症が明け、各種会合もコロナ前に戻りつつあります。

村長も積極的に融和集会を行い、既に6回開催され、私も議員として村民の皆様の意見を聞ける場として、全て傍聴してまいりました。

また、村から地区向けの説明会があると聞くと、情報を得たときにはなるべく傍聴するようにしています。自分が参加できないときは、参加した人からどんな内容でしたかとお話を

聞くこともありました。

先日、私の地区の12月常会があったとき、住民の半数以上の方が久しぶりに出席をしてください、常会後には4年ぶりに忘年会もしました。

常会の後に、村政がこれから取り組もうとしている診療所や村営賃貸住宅の計画など、今の情勢もお話しさせていただきました。地区からは、診療所について、アンケートも出したし、これは自分たち高齢者にとっては、一番大切なことだ。一番の喫緊の課題として、早く実現するように扱ってほしいと要望がされました。

しかし、村営賃貸住宅のことは知らない。村は、俺たちの知らないところで、事をどんどん進めているのではないかと批判的な声も聞かれました。自分たちがあまりにも村のことを知らない、驚いている様子も伺えました。

村長と語ろう融和集会在6回ありましたが、残念ながら出席いただいた人数は、多いとは言えなかったと思います。どちらかというと、少なかったかなと感じています。なので、少なかったと報告すると、俺たちが行くのではなく村長が来てほしいと、地区として、出前村政を希望するということになりました。

村民は、決して村政に関心がないわけではなく、本当は、自分たちの考えや意見を伝えたい。自分たちを置き去りにせず、ちゃんと聞いてほしいという気持ちを持っていると感じました。

これらのことから、私は、村の住民への説明と情報発信の仕方や住民からの意見の聞き取り方に、疑問を少し感じています。その視点から幾つか聞きたいと思います。

(1) まず、融和集会で出された質問や意見の内容、その様子などがホームページや回覧板などで一度も知らされていません。なぜ公開しないのか。

(2) 番として、村はどのような方法でどれくらい発信するのが適当だと考えているのか。

ありのままの村政情報のキャッチボールが、あまりうまくいっていないのではないかと思います。村として、具体的に情報発信の方法を改革していく具体策はあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢さおり君登壇〕

○企画財政課長（清沢さおり君） それでは、古池美佐江議員の2問目のご質問にお答えいたします。

まず、融和集会で出されたご意見、ご質問の内容、その様子などをホームページや回覧板で公開しないのかという件についてでございます。

融和集会につきましては、村長と村民の皆様との対話の場として、今年度6月から、月に1回実施しているものです。

自分の意見を聞いてほしい、村長の意見を聞かせてほしいといった意見交換や、ただ聞いてみたいという方がご参加いただいております。

議員がおっしゃられる融和集会の状況についてのホームページの公開につきましては、融和集会は、テーマを決めて議論する場や、行政執行に関わる意思形成過程の場ではなく、参加者と村長がざっくばらんに対話することを目的としております。対話の内容につきましては、町内で共有を図るため、要旨を記録しておりますが、公開を前提としておりませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に、村は、どういう方法でどれくらい発信するのが適当だと考えているのか、村として具体的に情報発信の方法を改革していく具体策はあるのかというご質問についてでございます。

情報発信につきましては、広報、回覧板、告知放送、ホームページ等の手段があり、ホームページへのアクセスの入り口としてLINE、メール配信等も行っております。

今回ご質問の中に、事例としてあります村営の賃貸住宅建設事業につきましては、村では情報発信の機関手段である広報紙「広報あさひむら」への掲載を計3回、令和4年7月に区長会、地区長会等で説明、村公式ホームページにおいても掲載をさせていただいております。直近の「広報あさひむら」11月号に合わせて公開しましたページの公開当初のアクセスランキングは、3位となっている状況でございます。多くの方に興味を持っていただいているものと認識をしております。

また、ホームページ掲載の際に、LINEや配信メールでの通知も行い、見ていただく工夫をしているところでございます。情報発信につきましては、受け手への利害、興味の度合いなどにより、見る、見ない、分からないなど、様々な捉え方が生じることと承知をしておりますが、引き続き、ご理解いただきやすい情報発信に努めてまいりたいと存じます。

また、村では、昨年度策定しましたDX推進計画を推進するため、村民の方にデジタル活用についてのアンケートを実施したところでございます。その中に、村民の皆様がどのように情報を得ているか、また、希望しているか等の項目がございまして、現在、取りまとめているところでございます。その結果を参考に、今後、見直しを図ってまいります。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 古池議員、再質問はございますか。

古池議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） 融和集会としては、ざっくばらんに話しているということで、公開をしないということが最初から決まっていたということですね。

私も、一応、今後の意見とか要望に対してお約束するものではなく、今後の村政運営の再考とさせていただくものと明記されておりましたので、そういうことであろうかなとは思っていましたが、でも、本当にこのところ、割と参加者多くなってきたかなと。最初もまあまあいたんですけれども、でも2回目、3回目はとても1桁で、大変いなくて、お話をお聞きしたりとかするもの大変だったかなと思いました。

それで、でも、もしざっくばらんにお話をした内容、別に個人情報とかそういうものは、要らないので、こんなことを聞かれましたとか、そういう程度の発信をすることによって、私は、こんなことを聞きに行ってもいいんだとか、俺も話してみたいとか、そういう気持ちも生まれるんじゃないかなと私は思います。

もしかしたら、そんなところへ行っても俺、話すことどんなこと話したらいいか分からないよ、という方もすごくいると思うんですね。なので、すごく詳しく出す必要はなくて、皆さんからこんなテーマをいただき、それについてちょっとお話を聞きましたとか、そういう報告程度でもいいので、発信することでもうちょっと違う地域とか、今まで出たことのない方も、もしかしたら村のことを考えて、出てみたいと思うきっかけにもなるので、私はぜひ、参加した人たちだけの意見で終わらず、やっぱり少しそういう報告がてらみたいなこと、ホームページへの掲載で結構だと思うので、報告はぜひしてほしいと要望いたします。そんな感じのことを私は思っています。

あと、もう一つなんですけれども、これから私が、住宅建設のことについてなんですが、この間やはり、広報あさひにも大きく載ってましたし、それからホームページにもしっかり載ってました。そういうものを見て、皆さんやっぱり興味は、第3位ということなので、持っていただけてとてもいいかなとは思っていますが、そのときに私は、今、住宅建設に向けての新しい候補地、この間村長からも説明がありましたけれども、その土地、近隣の住民に対しての説明会を始めていらして、その近隣住民の方には、とても丁寧な説明をしていたとお聞きしています。とても分かりやすく、よかったですとお聞きしました。

でも、この場所に建てることについて、この場所について、まだ村民には周知されていないと思います。これはきっと候補地、ここがいいだろうというやっぱり合意みたいな、オーケーみたいなものが出れば、ここに建てるというようなことで進められると思うんですけども、一応やっぱり、あそこにはどこに建てるのかないんですけども、そういうところに広報のページに候補地を検討しているとか、進捗状況はどうかとか、別にそこがどうしても、そこが駄目な場合もありますよね。次を探すということも、あり得ることがあると思うんですけども、もう、そういうことを始めているよということも、計画としてはこう持っているだけではなくて進捗状況を、私は、村民は知りたいという部分もあると思うので、そういった文言をああいう広報とか、ところに大きく分かるように、場所はまだ決まっていないので、確定はできないので、もしかしたら困るんですけども、そういうことも書いてもいいんじゃないかなと、そういうことも書いていただきたいなと。そうすると、そうかこうやって始めているんだなということが分かるので、村民は安心するというのかな、何かそういう情報を得たという気がすると思うんですね。

やっぱり情報をただそこに、こういうことで計画で必要だと思っています。だから始めたいと思いますというだけだと、何か伝わりにくいというか、あまり伝わらないのかなと思うので、そういう工夫もしたらどうかなと思います。

それと、あと今はやはり住宅地は、おひさま保育園の跡地は駄目になってしまったので、今度は村が買い上げますよね。そうすると、ウクライナとロシアの戦争が長引いたり、いろいろなことで物価も高騰しておりますし、予算も跡地の頃よりはすごく高くなるということはおもう予想されますので、村民へのさらなる丁寧な説明は必要かなと思っていますので、ぜひ、そういう説明会みたいなものをなるべく丁寧に、その住民の方だけではなく、村民全体に伝わる、そういうことも伝わるような広報をしていただきたいなと思います。

前のおひさまのときには、私、今もそこへアクセスしようと思ったら、もうそこには行けないんですけども、賛成意見と肯定的な意見と否定的な意見もありましたが、その中で、近隣住民だけでなく、幅広く情報を提供したほうがよいと書いてある。それは今、広報で大きくやって3番目くらいのアクセス数だということで、できているのかなと思います。

村民住宅建設は税金を使うことになるので、西洗馬地区だけではなく、全村民に影響する事業である。建設の可否は、全村民に聞くことが望ましい。地元住民が賛成すればオーケーだという内容ではない。納得のいく説明と十分な計画と検証をお願いしたいということが村でまとめたアンケートの中に書かれていました。

なので、やはりどの程度が十分なのかというのも、私もはっきりとは分からないんですけども、やはり一番人口対策としては、やりたいということで村は上げているんですけども、早急に、こういうふうにしなきゃいけないとかじゃなくて、やはりしっかり説明をしていく、そういうことを村には、私は要望したいと思います。

それで、診療所についても建設委員会とかいろいろあるんですけども、それってそれ以外にももし可能ならば、また新しい方向として行政モニターを入れてみるとか、そういうような一般的な方というか、そういうところに手を挙げる、私はそこに関わりたいんだという方も募集するとか。そういうので、住民からの声を聞くというのも一つの手があるんじゃないかなと思うので、幅広く聞くということをどのようにしていくかというので、ひとつ可能ならば、住民モニターみたいな、行政モニターですかね。住民から何名、数人でもいいので、新しいメンバーを加えるとか、そういう方法で、私はまた周知していくとか、いろんな声を吸い上げていくということも考えてもいいのかなと思うので、提案をしたいと思います。

いろんなことがあるのですが、あともう一つなんです、小水力発電にしても、さっき一応、これから村民に聞くようにしていくよと村長からお話がありましたので、じゃどのように聞いてくださるのかなということで、今後の行政とか進め方については、私、見ていきたいなと思っていいしますので、なかなか難しいことですが、私も議員として、発信できるところでは、やはり丁寧に住民に説明したり、こういうふうには考えているんだよということで、議員としては、できることを一生懸命努めていきたいと思っています。

なので、行政のほうも工夫をお願いしたいと思います。

以上で、私の2問目の質問を終わります。

○議長（北村直樹君） これで、古池美佐江議員の一般質問は終わりました。

ここで休憩を取りたいと思います。

再開を13時10分といたします。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 1時10分

○議長（北村直樹君） それでは、時間となりましたので、午前中に引き続き、一般質問を再開いたします。

◇ 小 林 弘 之 君

○議長（北村直樹君） 次に、8番、小林弘之議員。

小林弘之議員。

〔8番 小林弘之君登壇〕

○8番（小林弘之君） 8番、小林弘之でございます。

今回、2問の質問をさせていただきます。

1番目、朝日村内の水路管理について。

村内には幾つもの様々な水路があると思うが、当村ではこの水路の管理は、ほとんどがその水路に関わる地域・地区でされていると思います。例に挙げると、私の地元でも水路があり、水路は農業用水、生活用水、防災等に活用されている中で、現在年1回春先に賦役作業として2地区で実施している。

作業内容として、鎖川取り入れ口の水門の整備、水路ますの泥上げ、小野沢県道沿いの水路の砂利上げ、また小野沢の地区の裏側に通る水路の砂利上げ整備、また村道・農道の落ち葉清掃等、自己管理の道具を用いて作業をしています。

このような形で村内の多くの水路が地区で管理されている実態かと思えます。

そこで、幾つか質問をさせていただきます。

(1) 村内にある水路はどのくらいあるのか。その水路・土地所有権は誰が、村であるのか、地区であるのか、管理しているのか。

(2) 国・県には多面的機能支払交付金制度があり、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金で構成されている。村内の中でもこの農地維持・資源向上の交付金を用いて維持管理している地区は何地区あるのか。

(3) 水路・土地を含む災害や老朽化に伴って補修工事の実施は、主体は村で対応するのか。

(4) 現状は水路維持管理ができていると思うが、今後住民が高齢化、地区の過疎化等で管理できなくなった場合、誰が管理していくのか。

以上、4項目について当局のご回答をお願いいたします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） それでは、小林弘之議員ご質問の朝日村内の水路管理につきましてお答えさせていただきます。

初めに、（１）につきまして、水路には県道・村道の道路側溝、また農業用水路との兼用側溝、古見原など畑地帯の排水路などの水路がございます。土地改良事業の長寿命化事業で調査した農業用排水路は、全長４万６,６６０メートル、約４６キロメートルであります。所有者も様々であります、ほとんどが村であります。

しかし、管理は農業用のものは受益者で組織している水利組合、もしくは地区・区が行っております。

続いて、（２）につきまして、現在村内３団体が制度を利用しております。朝日村農地保全協議会、古見区水と緑のプロジェクト協議会、外山・内山沢水路保全会でございます。

また、現在村内補助整備、県営事業で行っておりますが、その地区にも交付金事業への取組を推進しているところでございます。

続いて、（３）につきまして、各種災害では村が事業主体となり、受益者負担はなく補修工事を実施しております。老朽化など、農業用排水路、先ほど申し上げた長寿命化工事等で判定が著しく悪いようなものは地区の皆さん、区水利組合のほうへ補修の要請を行い、その場合は受益者負担金を頂いて、村主体で県の土地改良事業に申請し改良工事を進めてまいります。

最後に、（４）につきまして、用排水路を利用する受益者の皆様で話をいただき、（２）の質問にありました多面的機能支払交付金制度への取組を検討していただきたいと思っております。制度活用により、施設の長寿命化を進め、管理する方々の負担軽減を図っていただきたいと思っております。

最終的に管理できない、その畑なり田んぼというものがどうなるかも、またそこで決まってくると思いますが、そこが田んぼで機能していくもので用排水路が必要になれば、やはりまだ受益者の皆様が管理していくというのが基本でありますので、高齢化または過疎化というところは否めないところではあります、受益者が管理していくというのが基本路線をお願いしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

〔８番 小林弘之君登壇〕

○8番（小林弘之君） （1）は、村で管理するんだけど、地区に委託して管理してもらっているという認識でよろしいですか。

○議長（北村直樹君） 大池課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） すみません、管理を村がお願いしているわけではなくて、用排水路、農業用になります。主は、それは受益者の皆さんが責任を持って管理をしていく。青線だったり、水路敷、村の事業なのか県営事業で入れたかは分かりませんが、土地の所有者は村かもしれませんが、管理というものは受益者が責任を持ってお願いしているという状況ですのでお願いしたいと思います。村が委託しているわけではありませんのでお願いいたします。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

〔8番 小林弘之君登壇〕

○8番（小林弘之君） 委託という表現があれだったかもしれませんが、村の土地だったりそういうんだけど、地権者をお願いしているということですかね。

○議長（北村直樹君） 大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 先ほど申し上げたように、例えば県営事業だったり村の事業でその水路を大昔入れている可能性がありますので、所有者は、土地の地権者的には村かもしれませんが、用排水路が必要だということで要望いただいて村が造って、それは当然受益者負担金も頂いて、土地改良事業というのはやはりそういうものですので、負担金を頂いて敷設した水路になりますので、管理はその受益者の皆さん、その排水路を使っている皆さんが管理をしていただくということで、特にお願いしているというものではございませんのでお願いします。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

〔8番 小林弘之君登壇〕

○8番（小林弘之君） 分かりました。

そういうところ、やはり受益者という方たちにもよく理解してもらわなきゃいけないところだと思っております。ですので、この場でそういうことをちょっと質問させていただきました。

次に、2番目ですけれども、多面的機能支払交付金制度がある。今聞けば3地区活用して

いるということは今聞いたわけですから、これ国の制度もあって平成26年9月からこの制度用いてやっているんですよ。

そういう中で、この朝日村はこの事業をいつから取り組んできたんでしょうか。もうこれ9年前に、約9年前ですよ。朝日村でこの3地区、それぞれ時期は違うと思うんですけども、いつごろからこの事業を取り入れてきたのかお尋ねします。

○議長（北村直樹君） 大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 今、いつからかというのでありますが、この多面的機能支払交付金も補助名がいろいろ変わってきています。それで、古見区みたいなところはもう大分、多面的となる前から行っているところもありますので、外山と内山沢の関係と農地保全の関係はその制度ができた平成29年からだと思いますが、ちょっと今、すみません、そこまでは調べていなかったものですから、正確なことはちょっと言えないですけども、その制度が始まってから農地保全協議会、外山、内山沢は取り組んでいるということをお願いしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

〔8番 小林弘之君登壇〕

○8番（小林弘之君） 分かりました。

そういう約8年、9年ですか、そういう多面的交付金を活用してやっているという中で、先ほどにも私地元の水路に関わることをちょっと例で挙げさせてもらったんですけども、この小野沢の地区のは使っていないんです、これ。だもんで、どうしてほかの地区、ちょっと疑問に思ったのは、ほかの地区ではこういうものを活用してやっている、でも、内容を見れば同じことを我々の地区でもやっているという中で、なぜ行政というか村からそういう推奨的なことが出てこなかったのかお聞きします。

○議長（北村直樹君） 大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 当時の、昔の話になってしまいますが、当時は多面的支払交付金というものが出たときには、全村の方たちにもお知らせして手を挙げていただいたのが多分、外山・内山沢の方たちだと思います。西洗馬の方たちです。そういうところで取り組んでみたい、ちょっと制度上、どうしても国なり県なりに申請したりというところの煩わしさだったり、例えば、会計のちゃんとした帳簿で会計の方が専属でいて、そういうものをや

っていかなきゃいけなかったり、そういうところで手を挙げられなかったという可能性もありますので、再度小野沢の皆様も含め、針尾区の水路もありますので、そういうところにはこういう制度があるということはまた周知をさせていただきたいと思います。

それで、小野沢は末端のほうは、結局住畜産さん周辺の補助整備した人たちが主だと思っ
たんです。そういう方たちにも多分当時はお知らせをしたんですが、手を挙げられなかったと
いうふうに判断させていただきたいと思います。

これからもしそういうものが必要になってくる、高齢化だったり過疎化だったりという
ところで、ぜひやってみたいということになれば、私たちのほうもご説明に上がりますので、
まず、もし小野沢区なのか、新田の水利組合なのか、ちょっとそのすみ分けがちょっと分か
りませんが、私も地元なので、そういうところでもしやってみたいということになり
ましたら、県なり村の担当がおりますので、説明に上がりたいと思いますので、もし小野沢
区ですか、あと新田上下地区の中でちょっと話し合われて、そういうものが必要じゃないか
ということを提起していただいて、県なり村なりから説明に上がりますのでよろしくお願
いしたいと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

〔8番 小林弘之君登壇〕

○8番（小林弘之君） そのときの制度があったときに、そういう案内を出したかどうかもち
よっとあやふやなんですけれども、いずれにしてもこの制度が小野沢の新田上下あれば大分
違ったんじゃないかなというふうに思います。

外山沢は多分本郷を通っているもので、違う…。

〔「本郷は通っていない」の声あり〕

○8番（小林弘之君） 通っていないですか。でも本郷関わっているんですよね、確か。

〔「本郷は通っていない」の声あり〕

○8番（小林弘之君） そうですか。外山、内山沢。分かりました。

いずれにしても、この制度を地区で推奨してもらって、こういう交付金があると。多分、
その交付金って大したお金じゃなくて、ちゃんとしたありますけれども、それを活用させて
いただければ地区のほうも大分ありがたくなるかと思っ

そんなことで、この2問目はぜひ、課長も地元だもんで、ぜひ案内していただいて、説明
等していただいて推奨するようにお願いしたいと思います。

3番目ですが、水路老朽化に伴って、先ほど長寿命化で、その内容によっては村でやるんだというふうに伺っているんですけども、実態で今古見地区の、さっき言ったところでも工事、補修、これも同じことだと思うんですけども、今やろうとしている簡単でいいんですけども、内容と費用、それと受益者負担、先ほど言った、そういうのをもし分かれば教えていただきたいと思っておりますけれども。

○議長（北村直樹君） 大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 先ほど言ったように、災害等に認定されるものに対しては受益者負担金はない可能性があるというか、災害が認められて直せるということになれば、受益者負担金頂かなくて村がやれると思います。ただし、先ほど言った長寿命化の関係は、古い水路、要は判定が悪い水路から始めようと思って各地区、各区にそれぞれ直したほうがいいんじゃないかということでお願いはさせてもらったんですが、まず、入二区の関係で老朽化があったもんですから、そこをちょっとお願いしたんですが、やはり受益者負担金をいうのがなかなかネックになるもんですから、ちょっと今回は見送ったような状態があります。

なので、受益者負担金、すみません、ちょっとパーセントまたお知らせしますけれども、やはり幾らかは、事業費が大きければ大きいほどまた負担金も出てしまいますけれども、今回1か所やれるのが、先ほどの小野沢新田水利の組合の関係の駐在所から上の水門は、老朽化が激しいということで地元からも要望がありましたので、そこは今回、農業用排水路の長寿命化で直します。

この間入札も行いまして、負担金も小野沢水利組合のほうで出せるということで、今行っております。なので、どうしても老朽化だったり、こちらでは先ほど言った46キロメートルを調べましたので、その関係で古いものから各区、地区、水利組合のほうへ修理はどうですかということは促しているんですが、ちょっとそこの地元負担金というところがネックになって、どうしてもこれ土地改良事業というものは受益者が発生しますので、どうしても受益者負担金というものは頂かなきゃいけないものですから、そこをご理解いただいた上で事業、これは事業主体は村がやりますので、負担金は頂いて、県への事業の申請とか工事のもろもろの関係は村のほうでやりますので、そういうところ理解していただいて、受益者負担金が賄えるようなところから、長寿命化の用排水路の改修のほうへ入っていきたいと思っておりますのでお願いします。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

[8 番 小林弘之君登壇]

○ 8 番 (小林弘之君) 内容は分かったんですけども、私の聞いたのは、今古見の工事しようとしているんですね。違います。

[「犬ヶ原です」 の声あり]

○ 8 番 (小林弘之君) 犬ヶ原。そのこれから補修というか修繕しようとしている、もし工事内容と金額、また受益者負担がどのぐらいかというのを分かればと思って確認させていただきました。

○ 議長 (北村直樹君) 大池建設環境課長。

[建設環境課長 大池 守君登壇]

○ 建設環境課長 (大池 守君) 小林議員が言われるのは、多分旭ヶ丘から下ってくるところですかね、犬ヶ原の。道路工事ではないですか。やろうとしているってちょっと場所が分からないですけども、今例えば犬ヶ原のものだったら、これは県営中山間事業で行うものですので、やはり受益者負担金は発生します。しかし、あの用排水は先ほど言ったように、道路排水も兼ねている兼用側溝になるものですから、その負担率は古見区との話合いで通常のものよりはちょっと、村の排水路ということも加味しての負担金としていますので、そこら辺はご了解いただきたいと思います。

○ 議長 (北村直樹君) 小林議員。

[8 番 小林弘之君登壇]

○ 8 番 (小林弘之君) 分かりました。

いずれにしても内容によって受益者負担も発生するよということですね。ただ、ちょっとまたでいいんですけども、受益者負担が何%か、そのかかる中の何%かというのは大体あると思うんで、また分かり次第教えていただければと思います。

4 番目の、今管理しているというか、住民が高齢化また地区の過疎化に伴ってと先ほどは説明いただいたんですけども、あくまでもその受益者となる人たちが、住民が管理をするということで解釈していいんでしょうか。

○ 議長 (北村直樹君) 大池建設環境課長。

[建設環境課長 大池 守君登壇]

○ 建設環境課長 (大池 守君) やはり先ほど申し上げたように、そこの田んぼなり、畑なりでその用水を使うということになると、やはり受益者の皆さんが管理していくものが土地改良という事業上発生してきますので、安易に全て村がというわけにはいかないという考えで

今おりますが、ちょっとここで無理ですとは言えないというか、そういう状況というか、もしそうなったというときの想定は、まだ私たちの担当のほうではしていませんので、受益者がある限り、田んぼなりがあって、そこに用水を運んでいくというものの水路については受益者の皆さんが管理をしていってほしいということで、先ほど小林議員がおっしゃった多面的交付金を利用しての、自分たちがやらなくてもそのお金を使って、例えば土木事業者さんに泥上げをしてもらうだとか草刈りをしてもらうだとかというような、そういうものにも使える交付金ですので、そういうところで多くの地区・区、水利組合というものが多面的のほう、この機会に加入していただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

〔8番 小林弘之君登壇〕

○8番（小林弘之君） 分かりました。

今課長のほうも言いましたけれども、朝日村も人口減少に伴って、また高齢化も進む。でもこういう多面的使ったとしても、村で、行政側のほうも、村としてどういうふうなことが対応がいいのか、今からそういうことを考えていただいおいたほうがいいのかと思います。その場になって進んじゃった、手も足も出ませんで済まないように、ぜひ考えておいていただければと思います。

以上で、1番目の質問は終わらせていただきます。

○議長（北村直樹君） 小林議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

小林議員。

〔8番 小林弘之君登壇〕

○8番（小林弘之君） 2問目の質問です。

防災行政無線事業についてお伺いします。

令和6年度防災行政無線更新工事が計画されていますが、行政無線選定に当たって何点か当局にお伺いします。

(1) 更新に当たって、現在各戸で使われている行政無線の不具合、問題、要望等、例えば受信機が途切れるですとか、放送が乱れるとか、声が割れちゃうとか、受信機電池切れのアラームがないとか、また、無線機からほかの部屋でも聞こえるようになればと、要望等把握されているのか。

(2) 行政無線のメーカー選定・機種選定は、どのような選定方法で考えていますか。

以上について、当局のご回答をお願いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、小林議員の防災行政無線事業についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

最初に、各戸で使われている個別端末の状況をどのように把握されているかというご質問でございます。

この防災行政無線の戸別受信機の不具合などの把握につきましては、新庁舎の建設時に防災無線の基地局をマルチメディアセンターから新庁舎に移設をしたことによりまして、そのときに、ちょうど5年前になりますけれども、電波の発信状況が変わったため、広範囲にわたってこの戸別受信機が受診できないなどの不具合が発生をいたしました。

その際に地区長さんを通じて、不具合のある方申出ていただくように周知をさせていただきまして、その際業者委託により、村内全域にわたりましてこの不具合の解消を図ってきております。

その後につきましては、各家庭での戸別受信機の管理についてということで、ホームページそれと定期的に回覧板で周知を行っている状況でございます。その中身は、聞こえなくなったとき、聞こえづらくなったときの対処方法、それと電池の交換時期、また有料になりますけれども戸別受信機の増設などの周知をさせていただきまして、問題があるようでしたら村に連絡をいただくようにしてございます。

現在、村に連絡があるものは年間10件程度でございまして、それぞれ対応を図ってきているところでございます。

また、現在の防災無線の基地局の機器が現在老朽化しているため、令和6年度、来年度更新を行う計画でございます。その際に電波状況も変わるとお思いますので、改めて全戸の戸別受信機の受診状況について確認をしていきたいというふうに考えております。

また、機器の更新に当たってでございますけれども、Jアラートや村の防災情報が、告知端末の戸別受信機だけでなく文字でも確認できるよう、現在スマートフォンへの配信等について検討を行っている状況でございます。

続きまして、2つ目のご質問でございます。

行政無線機のメーカーの選定、どのような方法で考えているかというご質問でございます。

来年度計画しております防災行政無線の更新につきましては、現在の防災行政無線が稼働後15年が経過しているために、主に基地局の機器に不具合が発生しているということで、送信側の機器に不具合がある状況でございます。補修部材が入手困難になってきている状況から、この基地局にあります送信機器を新しく更新する計画でございます、屋外にございます屋外戸局などの受信側の機器については更新は行わない予定でございます。

また、各戸の戸別受信機につきましても、古くはなっておりますけれども、まだ利用は可能な状況でありますので、この機会に新しく更新するかどうか現在検討をしているところでございます。

こうしたことから、行政防災無線のメーカーの選定につきましては、受信側の機器を更新しない状況もございますので、送信側・受信側の関連性、また機器の製造責任等考慮すると、現在のメーカーが有力になるものかと思っておりますけれども、他社に切替えができるかどうかも含めてメーカー選定につきましては、今後検討してまいりたいと考えておりますので、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

〔8番 小林弘之君登壇〕

○8番（小林弘之君） 分かりました。

基地局の無線というか、それを代えるんだと、今の戸別の受信機じゃなくて、基地局の受信機を代えるんだということですが、今1社継続して、それって言ったんですけれども、ほかのメーカーも聞いてみて、内容によっていいか悪いかそういうことも判断してやってみるのもいいかと思えます。

メーカー選定って、我々もそうだったんですけれども、やはり公募型のプロポーザブル方式とかです、いろいろな方式があるんですけれども、そういうところで聞いて、選定していくのも大事じゃないかなというふうに思っているわけです。

今回は、その元の基地局のところを替えるということですので、朝日村はいわゆる約1,500世帯を有しているわけですので、不具合がないような形で今後進めてもらうということで、私の2番目の質問は終わらせていただきます。

以上です。

○議長（北村直樹君） これで小林弘之議員の一般質問は終わりました。

◇ 清 沢 正 毅 君

○議長（北村直樹君） 次に、9番、清沢正毅議員。

清沢正毅議員。

〔9番 清沢正毅君登壇〕

○9番（清沢正毅君） 9番、清沢正毅でございます。

2問質問をさせていただきます。

1番目ですが、羽多野議員からも質問がありましたので、概要は理解していますが、重複するかもしれませんがご説明をお願いしたいと思います。

1つ、村簡易水道の節水協力要請の背景と今後の安定した水源確保対策はということで、最近行政から朝日村告知放送A Y Tで、連日のごとく水道水の節水の呼びかけが村内全戸に協力要請されております。

私も地域の行事の関係で大尾沢の馬頭観音に行った際に、大尾沢の沢の水が極端に細くなっているのを目の当たりにいたしました。国連のグテーレス事務総長が言って話題になっている地球温暖化ではなくて地球沸騰化の例えのごとく、ここ最近の気候変動により、高温小降雨の状況が今年だけではなくて、今後も常態化しつつあると言われております。

朝日村は87%の森林に囲まれていることで、豊富な水資源が常に確保されていることが前提となっており、朝日村簡易水道事業経営戦略の中には経営概要や使用料の概要についての戦略は盛り込まれておりますが、将来にわたっての安定した水源確保施策については、私の理解不足かも知れませんが全く触れられていないように思います。

こうした現実を捉えたときに、朝日村の今後の簡易水道の安定的な水源確保が可能かを懸念していたところであります。

そんな中、今定例会の村長の冒頭の挨拶に、朝日村の簡易水道水源が渇水化しており、危機的な状況にあるため、11月末に朝日村渇水化対策本部を立ち上げ、緊急対策の検討に入っているとの報告をいただきました。

現在、その渇水化対応にご尽力いただいている皆様のご苦労には大変感謝を申し上げたいと思います。

そこで、幾つか質問をさせていただきます。

1つ目ですが、現状の朝日村の簡易水道の水源は表流水、ダム、伏流水、地下水が対象と

なっておりますが、主には大尾沢の伏流水と舟ヶ沢の表流水であると理解しています。その他水源も含めて朝日村の簡易水道の水源地の場所及びそれぞれの水源地別の給水量の構成比、これは給水量は要らないです、構成比がどういうふうになっているのか一番知りたいと思いますので、その実態についてお伺いをいたします。

先ほど、羽多野議員の質問の回答にもありましたが、重ねてお願いをしたいと思います。

2つ目、渇水化対策本部を立ち上げて、断水に至らないよう緊急の水源確保対策を検討しているとのことでありますが、現在具体的な対応策として考えられているものは何か。既にもう市民タイムスや信毎等で報道されておりますが、再度確認をさせていただきたいと思えます。

それから、今回の簡易水道特別会計補正予算に給水タンク、ポリタンク、飲料水袋等のほかの非常時の給水対応資材の購入予算が100万円盛り込まれておりますが、一時的な給水対応のみで、他のいわゆる恒久的な対策等は検討されているのか。例えば新たな井戸水の水脈調査、掘削など、これはもう新聞にも出ていましたが、再度確認をさせていただきます。

3番ですが、今定例会の報告事項の中に水道事業基本計画策定業務、これを新日本設計に559万円で、来年3月末までに計画給水人口、水需要予測、計画給水量算出整備の作成依頼であります。今回の緊急渇水化対策の一環としての発注なのか、今回の緊急渇水化対策の一環であるとしたら、3月末までではあまりにも遅過ぎるのではないかと。

また、今回発注した水道事業基本計画策定業務、これは既に作成されている簡易水道事業経営戦略の見直しとは全く別のものなのか。新規作成するとすれば、何の目的で作成するのか。今回の緊急渇水化対策の検討が最優先であると思えます。なぜ同じタイミングで長期計画作成に取り組むのか。559万円もの費用をかけるのであれば、私は緊急渇水化対策として簡易膜ろ過設備などの活用に費用をかけるべきであると考えますがいかがか。

4つ目ですが、上下水道事業運営審議会、これが平成9年に発足して、最近では令和元年に審議会が開催された以降、活動の実態がないように思います。また、審議会メンバーの任期も2年と決められていますが、最近更新されている様子が見えませんが。

現在審議会の機能は果たされているのか。また、今回の緊急渇水化対策の動きについて、審議会には報告をされているのか、審議会においても事業経営や使用料についての審議ではなくて、前述のごとく、水源の安定化的確保に向けた議題審議が行われなくてはならないと思えますがいかがでしょうか。

最後ですが、今年4月20日の信毎に、県下水道公社が市町村の上水道事業の支援に乗り出

すという記事が掲載されております。その背景には、各自治体が公営水道事業の経営環境が、年を追うごとに厳しくなっていることへの強い危機感があるということが背景のようです。

以前にも広域化への考えを伺いましたが、現状、朝日村はその必要性はないとの回答でした。

こうした気候変動による安定水源確保施策への対応検討は、一自治体だけでは困難と考えます。他の自治体も同様の環境に置かれているわけですから、国・県への働きかけを行い、広域連携による緊急湧水化対策検討と、将来の安定水源確保への取組に結びつけていく必要があると考えますが、行政当局はいかがお考えでしょうか。

以上、5点について伺います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） それでは、清沢正毅議員ご質問の簡易水道の節水協力要請の背景と今後の安定した水源確保対策につきましてお答えさせていただきます。

初めに、（１）につきまして、計画水量で回答させていただきますが、朝日村の簡易水道は２系統ございます。まず、入三地区を100％カバーする御馬越水源であります。こちらは深井戸による取水で、１日45立方メートルで取水を行っているものでございます。続いて、入三地区以外の地区をカバーする針尾・大尾沢浄水場の系統でございます。大尾沢第１水源は湧き水の取水で１日207立方メートル、全体の8.5％。大尾沢第２水源、これも同じく湧き水で１日870立方メートル、全体の36％。それで、舟ヶ沢水源は表流水で１日1,100立方メートル、全体の45％。西洗馬水源は外山沢の脇の伏流水で１日253立方メートルで全体の10.5％となっております。

続きまして、（２）につきまして、先ほどの羽多野議員ご質問の⑤の回答の内容ですので、ほぼその回答でお願いしたいと思います。

また、新たな井戸水の水脈調査の話ですが、こちらも今回の申し上げた水道の基本計画の策定業務の中に含まれておりますので、掘削ができる場所なのかどうかというところの調査についても、今回の３月末までの報告にはその報告をいただくようになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、（３）につきまして、やはり羽多野議員ご質問の⑤の回答内の内容になりますが、水道事業基本計画策定業務は今回の湧水業務とは全くとは言いませぬけれども、関係

なくお願いしているものでありますが、村内の水道の現状把握、また今後の村内の水利用について調査を行い、新たな水源の確保についても併せて調査を進めていくものでございます。

また、こちら計画策定後、新たな計画給水人口が、国のほうへ申請していくものがあるんですが、それに結びつけていきたい、人口減少ばかりではなくて、企業誘致だったりそういうものが計画されている部分がありますので、そういうものも計画に入れての給水人口の変更というものに結びつけていけたらということの計画策定業務になりますので、お願いしたいと思います。

続きまして、（４）になりますが、朝日村上下水道運営審議会につきましては、審議会条例第２条の任務として、審議会は村長の諮問に応じ上下水道の運営について調査・審議し、これに関し必要と認める事項について村長に意見を述べるものとなっております。令和元年度では、上下水道料金の改定を村長より諮問し、審議会で審議を行い、同年に答申書を頂いております。

今回の渇水状況につきましては、審議会の諮問は行う予定はございません。今後の水道基本計画策定業務により、水道事業の新たな取組また上下水道料金改定など、健全な運営を図る目的に対しては、審議会のほうへ諮問させていただきたいと考えておりますのでお願いいたします。

最後に、（５）につきまして、今年４月から水道業務を管轄する省庁も厚生労働省から国土交通省のほうに移ります。また、清沢議員おっしゃるとおり、県下水道公社が上水道事業の支援もいただける状況となっております。将来の人口減少による料金徴収の見通しや老朽化した水道管の敷設替えなど、水道事業は運営面で多くの課題があり、今後県下水道公社にもご協力を求めていくものでございます。

また、広域化の協議の中では、国の事業で実施した広域化の調査で、広域化となった場合のシミュレーションや松本圏域各市村の抱える問題などについて、現在分析をしている状況です。村としましても、渇水対策また水道技術者の確保など、広域化によるメリットが多いと考えております。引き続き広域化への協議の場に参加していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 清沢正毅議員。

〔９番 清沢正毅君登壇〕

○９番（清沢正毅君） ありがとうございます。

1番目の部分では、それぞれの水源ごとにその比率をお話をいただきました。この件については、先ほど羽多野議員の話の中で村長が答えられているように、確かに現状の水源の比率だとか、利用の実態を理解していない村民の皆さん、やはり今は多いです。過去はいろいろ関心を持っている村民は非常に多かったんですが、今は全く任せているような状態ですから、今回この実態を理解していただく中で、この大尾沢と舟ヶ沢の比率が非常に多いということ、よく実態として理解してもらいたいなど。

そういう中で、今一番問題になっている大尾沢・舟ヶ沢、特に大尾沢もそういう中になっていますが、そういう実態であるから、節水の要請が協力的に出ているんだというところを理解してもらうために今説明をいただきました。

2番目のところで、緊急対策本部が立ち上がって今対応していただいて、ご苦労いただいているんですが、その内容についてはもう新聞報道でほぼ村民の皆さんも理解していただいていると思いますが、暫定的な対応というのでは、ある程度給水車あるいはさっき説明の中でお話がありました御馬越水道と配管がつながっていると、こういう実態が今回初めて理解できて、給水車で搬入はなくなったということなんですが、こういう暫定的な措置だけで、措置だけというわけじゃないですが、2月にさらに水脈といいますか湧水が減っていくということが予測されているわけですから、今の対応の中で2月までの対応が、ほぼ可能性としては十分であるというふうに捉えているのか、もしかしたら断水があるから今回100万円の補正予算を組んで、給水用の緊急の資材購入も対応しているというふうにとっていいのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 清沢議員おっしゃるとおり補正予算に盛ったのは、やはり断水になった場合のものを、村も用意しておかなければいけないということで補正をさせていただきます。

先ほど羽多野議員のときにも申し上げたとおり、これ全てが緊急措置、応急措置的なものなので、2月までの大丈夫かと言われるとちょっと。やはりそれプラス先ほど言った水道協議会への給水車のお願いだったり、そういうところを交えて何とか2月まで乗り越えていきたい。また、先ほど申し上げているように、村民の皆さんには節水をお願いしたいという考えで今いますので、短絡的に今2月が大丈夫だということとは言えない状況であるということはお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今の課長の話にちょっと補足します。誤解を招いちゃいけないもので。

結論から言うと、来年の2月の一番の渇水期には、今の状況で対応ができるというふうに踏んでおります。その一番の理由としては、昨日やっと完成した御馬越水道がちょっと余裕があるものですから、それを自動的に給水するという。それと18日からの簡易水道の簡易ろ過機の2台、この投入、それともう最悪の場合には、また近隣の市に給水車を依頼するというので、まず断水するということはほぼ防げるんじゃないかというふうに思っています。

それともう一つ、断水用の機材をさっき買ったというのがありますが、あれは今回のためじゃなくて、前回原新田で管の破断事故がございましたけれども、あのときの教訓で簡易的な配水ができる機能をまずは取るということと、そのときに簡易のポリビニールバケツを使ってしまいましたので、その補充等々であります。

ですから、そういった意味で、それも使うということがなければいいんですけども。

それと並行して、漏水対策というのも今県から機材を借りておりますので、早急に大きな漏水箇所だけは修繕したほうがいいと思いますので、緊急避難的な面もありますが、その対策もひとつ入れていくということになるかと思います。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔9番 清沢正毅君登壇〕

○9番（清沢正毅君） ありがとうございます。

一番心配なのは今の応急対策で、本当に2月の渇水化の一番最悪の状況の時期にも対応が可能かどうか、そこが村民が一番心配なところで。ただ、こう言うと、大丈夫ですと言うと節水の協力性が非常に薄くなっちゃうと困るなというところがありますから、ここだけはやはり危機感は常に醸成していくということは大事だと思いますので、そこだけは強調しながらできるだけ、できるだけじゃない節水については、村民の皆さんによく事情を説明し、きちっと対応していただけるということをお願いしたいと思います。

暫定対応としての内容については伺いました。それから、給水、非常時の給水対応資材、これは水道管がまた、もしかしたらどこかで破裂したりいろいろしたときの対応策を含めた、いわゆる漏水対策だということも含めて用意しているということも理解できましたので、

そこはとにかく対策本部を中心に、ぜひ緊急な湧水化対策については万全を期していただきたいというふうに思います。

ただ、やはり3番目との関係が出てきますが、今回の発注している長期計画、いわゆる基本計画の策定業務なんですけど、先ほど課長からの説明ありましたが、水脈の調査、掘削だとか、新たな井戸水の確保だとか、そういう長期的な計画も中には入っているということなんですけれども、今までできている経営戦略、これ10年計画なんですよ、それでまだ10年に至っていないと思うんです。その間に今回のような基本計画策定業務というのは、同じものではないとした場合に、戦略と基本計画とどういうふうに取り扱っていったらいいのか、どっちが一番今重要性であって、戦略といわゆる基本計画との関係性といいますか、それについてはどういうふう理解をしたらいいのかというのをご説明いただきたいと。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 戦略性か基本計画かというのはちょっとこっち置いておいてもらって、これでちょっと話をしたいと思うんですが、まずは基本計画。朝日村の水道をどうするかというところなんですけれども、これがいわゆる水道事業を行うに当たっては国への申請業務があるということの中で、私は今まで私の1期目にそれを発行したんですが、少しミスがあったと私自身反省しております。

その1つは人口が減るという計画だけで総水量立てちゃったんです。端的に言うと。いやちょっと待てよということで、基本的に、じゃ朝日村としてこれから企業誘致をしていくときに、どういう企業が来るかによっては大量に水が使う企業も来るし、そういう企業誘致というものを考えた場合には、今の水量では足りないということが見えてきました。ですから、そのために当然井戸を掘るにしても何をやるにしても、恒久的な水量の確保というのをもう一回おさらいをするということで去年検討して、今年計画を入れてきたということですので、全くそれと同じタイミングで湧水が、今まで経験したことない湧水が起きてしまったということで、ちょっとダブっちゃったような形になったんですが、先ほど課長の答弁の中にも含んでいましたが、その本来の再計画をつくるというのに、今回の長期的な基本的なところも加味をした形で今回つくっていきたいというふうに思っています。

3年前までは、山形に水売るなんていうことまで考えていたんですよ。やはりあれだけ雨が降って、大尾沢からあれだけ水が湧いて、そしてほかにも水源あるということになれば、山形が足りていないということを聞くと、じゃ、水道管を直結すれば幾らかでも融通できる

ねというような構想もあったんですが、今やそれは夢物語ということになります。

逆に、今広域の水道のほう、いわゆる奈良井川系の水を引っ張って、今塩尻市・松本市はまた今井はその水道の水を使っているんですけども、いよいよ朝日村もポンプアップしても、そういったもう一つの水源確保を考えなくちゃいけないというようなことも併せて基本計画に盛り込むのか盛り込まんのか、そういった総水量をどこまで確保することが必要なのかということを検討してまいりたいと思います。

今、幾つか企業が朝日村に進出したいというのがあるんですけども、大量水使う企業の中にはありまして、その企業は結局朝日村には来なかったんですけど、そういった意味で、今後もう一回水計画を再編するというところでお金を使わせてもらいたいと思っています。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔9番 清沢正毅君登壇〕

○9番（清沢正毅君） 了解しました。

村長から今の答弁の中で幾つか納得する部分があるんですけど、ただ、タイミングがたまたまこういう時期に渇水化が出ちゃったということなんですけれども、先ほど私が申し上げているように、経営戦略です、これの中にそういう給水体制といいますか、安定した水源の確保の内容って入っていないというふうに私は理解しているんですけど、間違ったらまたご指摘いただきたいんですけども、そういう意味でまた新しい基本計画策定というより、逆に戦略の中の見直しでこういう給水体制の基本計画といいますか、戦略をそこに盛り込んでいくんだという、幾つもあるんじゃないかと、やはり基本の戦略がある中に、今回そこに計画給水人口だとか何とかそういう部分を盛り込んでいくというような、何かそういう形で位置づけながら進めていってもらったほうが分かりやすいなど。戦略もあってまた新たな計画策定もありますというよりは、逆に見直しの一環としてそれを盛り込んで、将来の安定した水源確保のための業務を進めていきたいというふうに扱ったほうがいいんじゃないかというふうに私は思いますので、ちょっとご検討いただきたいなど。

それから、お話の中で私がちょっと要望しようかなと思っていたのは、水源のリスク回避をできたらしたほうがいいかなというのを思っています、要は何かというと、もう大尾沢がいけなければ、いわゆる入沢以外全部駄目ですよなっちゃ困るな。

先ほど水源は西洗馬にもあります、それから入三にもあります、それから大尾沢にもあります。その中で、今村長の回答の中にもあったように、今後の長期の対応として、前にも伺っていましたが、松塩水道を活用するにはポンプアップしなければいけない。相当電気料が

かかって、費用がかかります。だから、今のところ難しいですよというのが前回の回答にありました。

それが今後の恒久対策としては、そういう広域連携も含めてやっていかなければいけないということですので、例えば、古見は松塩水道のポンプアップで緊急的に対応できるとか、西洗馬は新しい水脈で井戸水をうまく使えないかと。針尾・小野沢は大尾沢、入三は今の現状。

こういう全部一括で駄目になるんじゃないかと、リスク回避をできるような対策を恒久的にも考えていただきたいというのが要望です。

それから、最終的にお願いしている5番も含めて、やはりこういう気候変動、これからどんどん続いていくと言われていています。それに対して、一自治体だけでは非常に難しいなど対応はというところが出てきますから、やはり広域連携で検討していく必要がある。この気候変動で渇水化してくるのは、朝日村だけじゃないはず。ほかの地域ももう全国全てそういう体制になっていく可能性ありますから、そういうときに連携でどう給水体制で、どういうふうに賄っていくのかという組織的な部分だとか仕組み的なものをぜひ確立するために、広域の中で議論をして取り組んでいていただきたいというところをお願いしまして、私の1問目の質問は終了したいと思います。

○議長（北村直樹君） 清沢議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

清沢議員。

〔9番 清沢正毅君登壇〕

○9番（清沢正毅君） それでは、2問目の質問に入ります。

公共事業建設工事あるいは森林整備事業者の入札資格申請の県への一本化についてお伺いをします。

公共事業建設工事・森林整備事業など実施する事業者は、2年から3年ごとに経営状況や技術力などを示す経営事項審査結果通知書、こういうものと納税証明書といった資格付与に必要な書類を市町村の発注機関ごとに別々に申請するために、事業者の負担となっている。

また、市町村にとっても申請時期に事務が集中するため人手不足の中、事務の煩雑化の要因となっております。

そこで県は、事業者と自治体双方の負担軽減を目的に、2024年度に書面提出から電子申請に切り替え、県に共同受付窓口を設けて、事業者の書類提出の省力化と市町村の事務の効率

化につなげるため、入札参加資格を一括審査するとのことでもあります。

これに関して質問をさせていただきます。

1つ目ですが、県の技術管理室によると、現在34市町村が参加の予定とありますが、朝日村は現時点でどのように判断されているのか。もし参加を考えているとした場合には、工事発注現場として適正業者選択へのノウハウが薄まってしまうということと、工事進捗管理の指揮管理への影響を懸念します。これは私の考えなのですが、懸念しますがどのように行政としては判断されておられるのか。

2つ目ですが、各市町村が独自に定めた評価項目を含めた統一入力フォームを県で導入とのことでもあります。当村においては独自評価項目は存在するのか。例えば経営システムの認証やそれから事業者の働きやすい労働環境への配慮、そういった事項等、独自に何かつくっているものがあるのか。

以上2点をお伺いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、清沢議員の公共事業建設工事等の入札資格申請の県への一本化についてご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

最初に、1番目のご質問、現在この一本化に34市町村参加の予定とありますけれども、朝日村は現時点でどのように判断されているかというご質問でございます。

現在、この入札参加資格の審査につきましては、当村では3年に1度更新を行っております。3年に一度、1月中旬から2月中旬まで受付を行いまして、その後その年の4月1日から利用ができるように書類の整備を行っているものでございます。

現在入札参加資格を申請してきている業者につきましては、3つに分けて受付を行っております。1つは建設、もう一つは測量コンサル、もう一つが物品ということで受付を行っております。

トータルでこの3つに入札参加資格をしてきている業者は約800業者でございます。当村では県から一本化の紹介があった時点では、こうした事務負担の軽減が図られるということで、参加の方向で検討を進めておりましたが、参加条件としてこの共同受付窓口の共通費用に約10万円がかかるということと、もう一つ、入札参加資格審査システムの保守運用費用が別に必要になるとのことでもございました。

その後、システムの保守運用費用につきまして、県のほうに問合せをしましたが、最終的に期限までに県から提示がされなかったために、村ではちょっと費用面で参加条件が確認できなかったことがございまして、今回は参加を行っておりません。

当地区の各村につきましても、今回は見合わせたようでございます。

県では来年度以降、適宜未参加の団体へのアナウンスを検討することとしているようでございますので、改めてこうした費用面の参加条件提示されましたら、それを確認し、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

2つ目のご質問でございます。

この統一フォームに村独自の評価項目があるかというご質問でございます。

今回、当村は不参加のため、この統一入力フォームの評価項目がどういったものがあるかということが確認ができませんでしたが、独自の項目はないと思われま

す。また、環境に配慮したというか、ISOとかそういった認証登録証につきましては、入札参加資格の必須条件ではなく、取得をしている場合は提出していただくようになっておりますのでお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔9番 清沢正毅君登壇〕

○9番（清沢正毅君） ありがとうございます。

私が一番懸念していたのは、県に委託しちゃうとやはりそれだけのノウハウが希薄になってしまって、現場での力を失っていくんだろうというふうに考えていたんですが、今現状伺うと、参加は取りあえず見合わせていますということなんですけれども、今伺った中での建設業者ですとか、設計コンサル業者ですとかその他3系統の業者がいる、それも800社あると。これの業務が今3年に一度だというふうに伺いましたが、県で言っている負担を軽減してやろうという目的なんですけれども、朝日村ではこの800社3年に1回では、システムがなくて書面でやっている業務というのは、相当負荷かかっているんじゃないかというふうに私は予測するんですが、実態としてはどうなのでしょう。

○議長（北村直樹君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 清沢議員の2つ目のご質問でございます。

この入札参加資格の審査の事務の実態でございますけれども、先ほども申し上げましたと

おり3年に一度、1月中旬から2月中旬までは受付期間ということで、1か月の間に受付を行っております。

それで、受け付けたものをその年の4月から使うということで、3月末までにその書類を整理するわけでございますけれども、入札参加資格の審査につきましては、決められた書類が提出されているかどうかの確認だけでございますので、その専門のチェック表を作っております。各企業からこちらで指定されたものがついているかどうかだけの確認になります。

ただ、やはり短期間で800件ということがございますので、かなり煩雑した業務にはなっておりますので、電子化できれば大変ありがたいというふうに捉えているところでございます。

先ほども言いましたとおり、確認のところは書類がついているかどうかというところだけで、実際の内容の審査については、実際に工事を発注するときに担当が、例えば庁舎を木造で建てようとするれば、木造に精通した技術者がいるかとか、木造の建築の実績があるのかということ、内容を確認しながら指名する業者を選定することになっておりますので、取りあえず、この審査の受付の場合のところでは、決められた書類がついているかどうかの確認だけになりますので、作業としては単純のものになっておりますので、お願いしたいと思っております。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔9番 清沢正毅君登壇〕

○9番（清沢正毅君） 今回の内容で私が思うのは、確かに負荷じゃないというふうにお話をいただいておりますが、ただ申請に必要な書類があるかどうかの審査で、実際にはそこで入札資格があったということが、例えば800社全員いいですよということの、ついていけばいいですよということになっちゃって、実際に入札の時点で実際の内容を吟味しますというのは二重のようなこととお話をいただいているんですが、逆に入札資格の段階である程度業者を選定していったら、800社が例えばどのくらいになるか、200社になるか150社になるかそれは分かりませんが、そういうところである程度取捨選択しておくという必要性は私はあるというふうに思うんです。

ちょっと民間でやってきた経験だけでの話ですが、やはりそこに必要、その後について実際に、じゃ入札してきました業者が適正なのかどうかって、そこで見ないと分からなくなっちゃいますよね。ただ要は必要書類がついていました、その内容は何も吟味していませんか

ら、そのまま入札資格ありますよという該当になっちゃうという仕組みが、私はあまりよくないというふうに理解します。

やはり入札資格申請あったら、そこで対象としてはベターですよ、やはりちょっと足りませんよ、そこで審査してきちっと対応して行って、実際の場合に入札のときにその資格審査で合格している業者がある、これが仕事の進め方じゃないかなというふうに思うんです。

だから、それでも大変だとしたら、この県のシステム運用したらどうかと。地元で運用したらどうか。県が全部やってくれて県に任せちゃうということじゃなくて、そのシステムを利用していけるように県との調整とか、そういうのを図っていったほうがいいんじゃないかというふうに思います。

その点についてはどんなふうにお考えでしょう。

○議長（北村直樹君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 清沢議員のご質問でございますけれども、先ほども言いましたとおり、受付の時点ではやはり800社のものを短期間で整理しなければいけないということで、なかなか内容の審査まで見ていかれない状態にはございますので、今審査方法を継続するとすると、やはり一旦はついている書類だけの確認で、実際に発注するときに中身は確認するような形になると思います。

ただ、県のほうでもこういったことが今度電子化されていることになってきますので、出していただく書類も表紙は電子申請でうちのほうも頂いておりますけれども、中身については紙ベースでいただいておりますので、そういったものもデータ化されて、単純に受付したときにいろいろなブロックに分けたり、そういったことが可能になってくれば、そういったことも検討してまいりたいと思いますのでお願いしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔9番 清沢正毅君登壇〕

○9番（清沢正毅君） ぜひ検討していただきたい。

当然県で電子化されるんだったら、それを使っていくほうがベターじゃないのか、効率化できるんじゃないのか。800社は1月から2月中旬までずっとやる労働負荷と費用対効果、これがシステム利用の10万円とか何かありましたね、さっきシステムの使用料だとかメンテナンス料含めた費用、その費用対効果も見ていけば、もう電子化された部分で活用が、県で一括じゃなくても、地域でそれを運用できるような仕組みを県としてつけれないかという答

申をしながら、各町村がやっていければ、窓口一本じゃなくたってできるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひその辺ご検討いただきたいなということをお願いしたいと思います。

それから、2番目で質問させてもらった内容で、独自項目について、まだ具体的に環境の条項だとか、労働環境の条項だとか盛り込んでいないというふうにお話ありましたが、もう近いところでは松本市は既にそういうことを導入していますよね。やはり今の現状の中では、どうしても発注する業者が適正か不適正かというところは、もしそこで労災事故起きたり何かしたってときには、当然工事がストップしちゃいますから、公共事業がそこで中断しちゃうということが出てくるわけです。やはりそれに対してきちっと環境配慮と労働者への労働条件の過重労働に対する対応だとかいろいろなもの全部、もう入札資格のときにきちっと調査して管理していく必要性というのが十分今はあるはずですから、そういう独自項目はぜひ検討して、盛り込んでいけるように体制を整えていただきたいなというのをお願いして、私の2問目の質問を終了させていただきます。

○議長（北村直樹君） これで、清沢正毅議員の一般質問は終わりました。

ここで休憩を取りたいと思います。

再開を2時40分といたします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時40分

○議長（北村直樹君） それでは、時間となりましたので、一般質問を再開いたします。

◇ 清 沢 敬 子 君

○議長（北村直樹君） 次に、10番、清沢敬子議員。

清沢敬子議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） 10番、清沢敬子でございます。

今日は3問の質問をさせていただきます。

まず、1番、命を守る自転車用ヘルメット着用推進と購入費助成について。

自転車は健康的で環境にも優しい移動手段です。しかしながら近年、高校生の自転車事故などが度々報道されています。県は平成31年10月1日、安全・安心な県民生活の確保と自転車利用促進を基本理念とする長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例を施行し、自転車損害賠償保険への加入が義務化されました。

また、令和5年4月には道路交通法が改正され、全世代の自転車に乗るときのヘルメット着用が努力義務化されました。それに伴い、県では自転車乗用時のヘルメット着用を推進するためにヘルメット購入支援事業を実施しています。県内で補助金を実施している市町村へ高校生及び高齢者（65歳以上）の自転車用ヘルメット購入費用に対し、市町村が助成した経費を補助する事業で、補助率2分の1以内、補助上限額1個1,000円となっています。

令和4年、長野県の自転車事故件数は532件、高校生の年代の事故件数が最も多く、全体のおよそ28%を占めます。次いで高齢者、65歳以上が15%、そのほかが57%になっています。ヘルメットの着用率は、長野県は17.3%で全国12位です。ヘルメットに関するデータによると、自転車事故で亡くなられた方の48%は頭部を損傷している。ヘルメット非着用の致死率は着用の場合の約2倍だそうです。

朝日村の状況を調べたところ、塩尻方面、波田方面へ自転車通学する高校生、松本方面では駅から自転車を使用する高校生がいます。また、今年度から将来に向け、脱炭素社会及び広域的観光誘客を目的としたサイクルツーリズムも始まりました。村民の安心・安全を考え、以下の質問をいたします。

1、村ではまだまだ着用率の低い自転車用ヘルメットの着用について、村民に対してどのように意識づけをし、取り組んでいらっしゃいますか。

2、村民の命を守る自転車用ヘルメットの購入費の助成をするお考えはありますか。

お願いいたします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、清沢議員の自転車用ヘルメットについてのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

最初に、1番目の質問でございます。村民に対してどのような意識づけをして取り組んで

いるのかというご質問でございます。

本年4月1日から自転車ヘルメット着用が努力義務になったことを受けまして、今年6月末に開催しました令和5年度朝日村交通安全推進協議会定期総会、朝日村交通安全住民大会におきまして、交通安全推進協議会の令和5年度の事業計画として、村民一人一人の実践目標の項目に、新たに自転車乗車中のヘルメット着用を追加してございます。

また、交通安全協力団体の活動として、保育所、小学校、中学校及び保護者、学校PTAの団体に対し、子供が自転車を運転するときはヘルメットをかぶせるよう努めるよう確認を行っております。

また、塩尻交通安全協会の事業としまして、春に行っております小学校の交通安全教室、また今月20日に予定されています鉢盛中学校の自転車安全利用啓発におきまして、ヘルメット着用の呼びかけを行う予定でございます。

このほか、住民への周知啓発として回覧板と一緒に全戸配布をしております長野県交通安全協会の啓発冊子、交通しなのや朝日村駐在所で発行している広報紙鉢盛山で啓発を行っているところでございます。

続きまして、自転車用ヘルメットの購入助成についてのご質問でございます。

高校生の助成につきましては、既に高校生の通学補助として教育委員会が年間5万円の通学補助をしていることから、その通学補助金でヘルメットを購入していただくよう、補助金の交付時に教育委員会のほうで周知啓発を行っていきたいと考えております。

また、65歳以上の高齢者の補助につきましては、村内ではそうした高齢者の自転車運転を今のところあまり見かけない状況がございます。今後も高齢者の皆さんから要望があるかは分かりませんが、現在のところは考えていない状況でございますのでお願いします。

以上です。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） お答えいただきましたが、県からの補助というのは高校生と65歳以上の高齢者に対してということなんですけれども、65歳以上の方がそんなに自転車を活用されていないというのは分かりますが、松川村なんかによりますと、7歳から15歳、中学生くらいまで、中学校はあっせんされたヘルメットもあるんですけれども、中学生は中学生として、小学生ですよね。

小学生も自転車の練習をしたり、今、乗れないような小学生はいないということで、やっ

ぱりそこにはちょっと補助をしてあげるといふか、長野県の推進事業がなぜ行われているかというヘルメットをとにかく着用してほしいと、そういうことで意識づけのために1,000円の助成をしていますので、そういう目的だということを書いてありますので、なので、やっぱり小学生、若い命を守るということで、ここは本当にやっていただきたいところだなと私は思っております。

大人のほうもサイクルツーリズムで、今、6台置けるようになってはいますが、6台あるのか5台か6台、よく見ると、今は11月から3月まではお休みということで、その間に見ていた感じだと、本当に2台しか残っていなかったり、1台しか残っていなかったりで、使っていらっしゃる方が多いなという印象を受けました。

私もちょっと乗ってみたいなと思ったので乗ろうと思ったんですけども、やっぱりヘルメットがないから議員自らヘルメット着用なしで乗っちゃまずいんじゃないかと思ひまして、まだ乗っていないんですけども、おっしゃるように、朝日村の中ではそんなにたくさんの大人が自転車に乗る機会というのは少ないのだと思ひます。

それでもこういうサイクルツーリズムも始まって、健康に関心を持つよふという事業が展開されておりますので、そういうふうにと考えると、やっぱり補助していただくというのはい意識づけのために大切なことだと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 清沢議員のご質問でございますけれども、先ほど議員からご案内のございました市町村がヘルメットの助成をしたときに、県から1個1,000円という上限で補助金が頂ける制度があるということで、この中でも規定しているのは高校生と高齢者ということでございました。

小・中学生というのはいある程度定着してきているのかなという、常に自転車に乗るときは、学校も多分、ご家庭でもヘルメットをかぶるよふということで、それぞれ購入されて、ある程度定着が図られてきているのかなというところで、高校生については先ほども言ひましたとおり、教育委員会のほうで通学補助を行っておりますので、そこへさらにという二重になりますので、そこは高校生の通学補助の中で購入をいただきたいということで捉えております。

あと、通常の大人の方等については補助金も、ヘルメットの購入単価もそんなに高くないこともござひまして、少額の補助金になるものですから効果的にできるのかなというところ

もございますので、その辺は、村内のほうもそういった方たちから要望、高齢者も含めて要望があるかどうか、再度確認をしながら検討していきたいとは思いますが、現在のところは、今のところは見合わせている状況でございますので、お願いしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） お答えいただいたことは理解しました。ただ、狭い朝日村ですので、私も65歳までに達するにはまだ時間もあります。こういったことが話題になるということは、非常に朝日村にとっても大事なことだと思いますので、ぜひ村民全体というふうに考えていただければと思います。

佐久市の例を取ると、ここは購入価格の2分の1で上限4,000円までというふうに出るんですよね。それも市に住所があり、現に居住している方ということで誰でもということなんですけれども、意識づけをするということで、この要項は令和7年3月31日に限りその効力を失うというようなやり方をしているところもあります。ですので、この意識づけが大人もそうですし、高校生が一番なんですけれども、定着するまでやっていただければと思います。

それと、あと高校生なんですけれども、1,000円分、県から出るとしますと、1,000円は意識づけのために、自転車で通学されている高校生には1,000円でも出していただいて、意識づけをしていくということはいかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 一番の問題点は高校生。私、ここへ通勤するのに二、三人の高校生を見るんですけれども、誰もヘルメットをしていません。そういうところからやっぱりやっぴりやっぴりいかになくちゃいけないものですから、じゃすぐに1,000円補助金をつけるって、そうならないと思うんですね。

ですから、教育委員会なり総務のほうでちょっと練りますけれども、通学する高校生は誰もしていないというのを改善していくと。1,000円をやるから、じゃヘルメットを買うかといったら、それも難しいと思います。ですから、その辺もちょっと議員さんもよく見ていただいて。

それと65歳以上の、私、たまに見かける男性3人はヘルメットをしています、村内です。ですから、場面場面または世代ごとによって違いますから、補助議論をする前にもっとほかのやり方があるのかもしれませんが、親御さんがまずはかぶれと言わないといけないと思うし、

ですから今言ったように検討はしたいと思いますが、すぐそこには私はいかないほうがいい
と思っております。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） そうですね。やっぱり高校生は本当に髪型が崩れるとか面倒くさい
とか、そういうところがかぶらない方が多いと思います。ただ、ネットで調べたり、ホーム
センターに行って調べたりすると、すごいおしゃれなヘルメットとかキャップ型、帽子と変
わらないハット型、いろいろありまして、そういうところがかぶっていただくように高校生
には啓発していただけたらいいなと思います。

この間の新聞の記事に、命を守ったヘルメット、塩尻市で9月に起きた重傷事故で、右か
ら来た乗用車にはねられた高校生はフロントガラスに頭部をたたきつけられた後、約20メー
トルはね飛ばされた。右肩肩甲骨を折るなどの大けがだったんですけれども、ヘルメットが
頭を守ったということで壊れたヘルメットを展示して、それでこれに名前をつけるというこ
とを今、塩尻市の警察署のほうではやっているようですけれども、やっぱりすごく命は大切
で、ヘルメット一つで命のリスクを減らせるのであれば、ぜひ普通の一般の人にも、そうた
くさんの人ではないと思いますけれども、そういう形でも取り組んでいただきたいと思います。

そのようにお願いして、1問目の質問を終わります。

○議長（北村直樹君） 清沢議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） 2問目です。

新規就農、親元収納、スマート農業、機械購入に関する取組について。

日本で標高800メートル以上の農地は6%、そこに住む人は3%、朝日村は特別な場所で、
プレミアムな野菜を生産している村です。今年の野菜生産販売実績は、8月レタス、9月キ
ャベツと7年連続の出荷調整、干ばつと酷暑、8月21日の局所的な豪雨により、生産量は前
年比96%と減少しましたが、販売高は前年比103%の25億円でした。

しかしながら、肥料、段ボール、農薬など、資材の高騰や異常気象による生産量減少によ
り、農家の収益は非常に厳しい状態が続いています。

そんな中、化学肥料価格高騰分の支援、肥料購入補助、安定基金の増額、農業用機械購入

補助（購入経費の1割、上限10万円）、JAの農薬の特別割引などの取組は、多くの農家さんから助かっているとお聞きしています。

さて、現在、日本の基幹的農業従事者数116万人、そのうち70歳以上が58.7%、平均年齢68.4歳、農水省農業構造動態調査より。日本の食料自給率は37%、7年間ずっと37%が続いています。2025年の自給率目標値を45%としていますが、現役世代とはいっても10年後は農業人口が大きく減ることが予想されます。

朝日村でも高齢化が進んでおり、この状況は一刻の猶予もありません。これからの若い農業者の育成と朝日村の未来を担う農業経営者への対策が急務です。経営規模の拡大、生産性の向上などに必要な農業機械、生産施設などの導入経費に対する支援、朝日村農業ビジョンにあるように、ロボット技術や情報通信技術、ICTを活用して、省力化、精密化、高品質生産の実現を推進しているスマート農業の導入が必要だと考えます。未来の朝日村の持続する農業の発展を考え、以下の質問をいたします。

1、新規農業者育成対策事業、新たに就農する方への就農支援について、JAと村とで協議しているとお聞きしていますが、進捗状況はいかがですか。

2、朝日村農業機械購入補助（農業用機械購入価格10万円以上で補助額は購入費の10分の1とし、10万円を限度とする）は、個人が購入した農業用機械が対象になっていますが、法人が対象になっていないのはなぜですか。

3、生産維持、拡大、経営安定、作業効率化に必要な農業機械、スマート農業機械購入に対し、また、生産施設の導入経費に対し、農業者支援補助としての農業機械購入補助を、支援内容も含め、見直すお考えはありますか。

以上、お願いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、清沢敬子議員のご質問にお答えいたします。

新規就農、親元収納、スマート農業、機械購入に関する取組についてでございます。

まず、新規就農者の育成につきましては、議員ご質問の事業が何を指しているかが私、分かりませんので、新規就農に係るこれまでの検討の内容をお知らせいたします。

新たな農業の担い手の育成と確保は、議員ご質問のとおり重要案件として私も捉えています。これまでに先進自治体への視察、国・県等における補助制度資金の把握、また、松

本ハイランド農協本所と松本市が行っている事業や近隣自治体の農業支援策など、情報収集を行い、朝日村で実施可能な内容について検討しております。

新たな新規就農者育成支援策として、県の里親制度を活用し、村内の農業者で新規就農者を育成してくれる里親を増やすため、その研修費に補助を今後行う予定でございます。松本市とJA松本ハイランドが実施してございます新規就農者の研修事業も県の里親制度を活用し、指導者を確保することが必要で、また、研修生の生活資金補助など多額の財源の確保も必要となります。村では、地域おこし協力隊制度の活用を含め、引き続き検討しておりますので、ご理解賜ればと存じます。

次に、朝日村の農業機械購入補助についてでございますが、現在、個人が購入した農業用機械が対象となっておりますが、法人が対象となっていないのはなぜかというところでございますが、今年6月の補正予算の説明でさせていただきましたが、この事業は新規事業でございます。今年度、力を入れていく事業として始めたものでございます。

そして、次の3点の効果を目的に進めたものでございます。1点は既存農家の経営支援、2点目は小規模農家、兼業農家も含みますが、の、機械導入の促進、3つ目は、農地管理の省力化による遊休農地発生抑制といったこの3点が目的でございます。改めてあえて個人を対象とさせていただいたということでご説明申し上げます。

今年度8月にスタートしました機械補助の実績でございますが、11月末で21件、116万2,000円でございます。非常に多くの方からご利用いただいております。

議員ご質問の法人への支援につきましては、今後求められる農業経営の集約化や農地管理の省力化による遊休農地発生抑制への支援等の重要性から、来年度から補助対象としていきたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

次に、農業の生産維持、拡大、経営安定、作業効率化に必要な農業機械、スマート農業や生産施設の導入経費等への支援を見直す考えはあるかというところでございますが、大型事業に伴う農業機械や施設への補助制度につきましては、やはり国・県で事業がございますので、そういったものを農業者の皆様に広く周知をし、ご活用いただくよう支援してまいります。

国や県の事業に当てはまらない場合の支援策として、現在、小さな機械補助制度を村独自で整備してございますので、ご理解をお願いいたします。ですので、現時点では支援内容の見直し等は行う予定はございません。ですので、スマート農業だとかそういったものも含めて、現在の機械補助制度をご活用いただければというふうに思っております。

今後は、先ほど申しましたが、補助事業にはない多額の財源が必要となってまいりますので、効果検証を行い、必要な施策を実施してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 清沢議員、再質問はございますか。

清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） 先ほど、私が質問したことが分からないということをおっしゃっていただいた部分なんですけれども、これは今、おっしゃっていただいた里親制度、県の農業担い手育成基金を利用したものだと思うんですけれども、塩尻市と松本市がやっているのは、それとJAとでやっていると思うんですけれども、で、里親さんを育てていくということだと思うんですけれども、それを何かJAのほうでもこういうことをしたいというお話をしたというふうに伺ったんですけれども、今、里親さんを育てなければいけないということでしたので、この辺についても塩尻市、松本市同様に考えてはいただいているということでしょうか。

○議長（北村直樹君） 清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、清沢議員、2回目のご質問にお答えいたします。

まず、多分、今、清沢議員がおっしゃっていただいたように、特に塩尻市さんは同じ事業をやっているかは分かりませんが、松本市さんと農協、松本ハイランドの本所さん、そして県が入ってやられている事業のことだと思ってございます。

先ほど申しましたが、里親が一番のメインでありまして、教える方がいなければ、この事業は全く進まないというところでございます。朝日村は今、里親の制度に入っている方がいらっしゃいませんので、今、来られても全然、受入れ口がないというところでございます。

そしてもう1点、課題になるのは、松本市さんも進めてございますが、それぞれ生活資金がないとやはり来られても全くできません。ですので、500万円以上の資金がある方でないと採用されていないというふうなこともあるそうです。というのは、やはりお金がないと生活ができないと農業はできませんので、そういったものも含めておりますし、松本市さん独自で生活資金も補助もしているということですので、非常に多額のお金が必要です。

そう考えると、朝日村の担当課としては、里親制度という制度をしっかりとつけて、育て

ていただける方を育成するんですが、お金のかからない仕組みという、地域おこし協力隊をしっかりと雇って、その方たちを育成してもらったほうが経費的にも済むというところもございまして、そういったものももろもろ含めて、今、検討しています。

ただ、一番の課題がもう一つあるのは、今、住む場所がないという課題もあります。そして農業用の機械を置く場所がないとかもろもろのことが、ちょっと一連の流れがあるものですから、そういったものを含めながら検討しているというところもございまして、松本市さんの参考事例も含めながら検討しているということでご理解賜ればと思います。よろしくお願いたします。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） お答えいただきました。確かに里親さん、今、お一人しかいらっしゃらないと伺っています。里親になるのには優れた技術をお持ちの方であったりという、やっぱり越えなきゃいけないものがあると思うんですけれども、じゃ里親さんを育てるということ自体も今、取り組んでいらっしゃるということですね。

それともう一つ、申し訳ないです。地域おこし協力隊ですが、ここにはすごく国から補助金がたくさん出るんですけれども、地域おこし協力隊、今、お二人いらっしゃいますよね。ほかにそういう方が最近来ているようには感じませんが、その辺、いかがでしょうか。募集状況は。

○議長（北村直樹君） 清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） 清沢議員のご質問にお答えいたします。

まず、里親につきましては、我々も村に今、そういった制度がないものですから、基本的には県でやっていただいている里親制度のところ、里親になる方も研修を受けていただいて、そういった認定書というものをもらいますので、そういった適正な指導ができる方にやっていただくということで、県のそういったものを活用させていただいております。

そういったところを受けた方が、新しくやりたいという人を受け入れていただいてやっていただくと、村のほうでも補助を出したいということで今、進めておりますので、大変大きなお金ではないんですけれども、もし里親さんが雇った場合は、当然、その方の家の仕事の手助けには十分になりますので、そういったところで少し、僅かではございますけれども、補助させていただきながらやっていただくということで考えてございます。

あと、地域おこし協力隊でございますが、本当は今年度も採用したいという思いがございましたが、先ほど申しましたが、家の関係だったり、なかなか難しい面もございまして、あとは教える仕組みづくりがなかなか難しいというのが普通に課題として今、ありますので、そういったところも何とか克服しながら、何とか早めにそういったものがスムーズに回るような仕組みづくりをしたいというふうに捉えてございますので、お願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） 住む場所に関してなんですけれども、最近、ネットで見ると、販売するおうちが何軒か出てきていたりするのを見かける、畑つきとかそういうのも見かけるんですけれども、買うというのも、でも最低で399万円が出ていましたので、地域おこし協力隊の方も結構な額を頂くということで、買うのも1つなのかなと思ったり、じゃ地域おこし協力隊、里親制度で県のほうに研修を受けに行って里親さんになる人というものは、これから来年度に向けて、どのように取りかかって増やしていられるのでしょうか。

○議長（北村直樹君） 清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、清沢敬子議員のご質問にお答えいたします。

里親につきましては確かに何もしなければ何も増えませんので、これからこの1月から2月にかけて県のほうでそういった研修制度がありまして、里親を募集している最中でございますので、今、基本的に農業委員さんを通じたり事務局を通じて、やっていただける方に直接、声をかけているということもございます。また、積極的に周知もしておりますので、1人でも2人でもなっただけであれば、私たちも進められますので、そういったことで個別にも当たるという形も含めながらやっていますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） 直接、お声をかけていただいているということはすごくいいと思います。新規の就農者というのもやっぱり年間1人、2人とかそういう単位だと思いますので、里親さんが1人でも2人でもできてきますと前に進んでくるのだと思います。

地域おこし協力隊のほうも引き続きやっていただいて、あと住む場所とか機械を置く場所

についても、今の地域おこし協力隊の方たちもちょっと苦労されているみたいなんですけれども、ここも空き家がたくさんあったりいろいろしますので、進めていただきたいと思います。

一緒にやはり新規就農者育成対策事業も松本市に倣って、1人、2人のことであれば、本当に農業はこれから大変ですし、農業に取り組もうという人は大事な方たちですので、その辺、よくよくお考えいただいて、そういう事業も進めていただきたいと思います。

それともう一つ、私、実はスマート農業の、梓川で、松本市で開催されていました農業の機械を実際に行って体験してきました。それは、今ある農機、トラクターとかそういうものに操舵システムをつけて、そのことでGPSで、拠点からGPSを飛ばして、本当に誤差が2.5センチ以内ということで、誤差ゼロというときもあったんですけども、導入されている農家さんのところに行って実際に拝見したんですが、それは真っすぐな畝を立てますし、加工用トマトの畝立てだったんですけども、それは真っすぐに間違いなくきちんきちんと畝を立ててくれるという。

それからあと、それはマルチを敷くマルチャーにも応用できるということであったり、あと私が実際に乗車させてもらったのは、トラクターでもう本当に寸分の狂いもなく真っすぐ、下町ロケットを思い出すんですけども、ドラマを。あそこまで人が乗らないでというものではないんですけども、その操舵システムがあることで、本当間違いなくきれいに開墾していくというか、掘り起こしていくというか、そういうことができ、とてもすごかったんですけども、あとは草刈り機なんですけれども、あれも傾斜45度まで、もうすごい角度のところまでリモコン操作で刈れちゃうという、もう本当に省力化できるものでした。

今度、12月19日に朝日村のJAでも無人トラクター、ここはもうすごい、無人トラクターから、自動操舵システムから、ラジコン草刈り機から農薬散布のドローンまで全部展示というか、実演会を行うようになっていて、きっとご存じだと思うんですけども、そういうふうにスマート農業はすごく進んでいるんですが、梓川で見てきたのは操舵システム自体がトラックによって移動してつけることができ、その装置だけで100万円とかしたんですよ。

それで、それは機能的にも素晴らしいんですけども、海外のメーカーでした。中国製だと言っていましたけれども、ドローンを作っている会社だそうです。そこのはなかなかすばらしくて、それは日本のものに匹敵するくらいすごいと言っていました。今度、12月19日はクボタの国産のメーカーのものらしいんですけども、でも国産のものは3倍くらい値段が跳ね上がるそうです。

そういった中でいろいろ考えますと、過去七、八年前は32億円とか31億円とか結構収入が、売上げがよくて、農家さんもこんなに物価が高騰していなくて、自分のとこに残る収益というものは多かったんですけども、今、本当に23億円、25億円、24億円というのがずっと続いていて、さらに追い打ちをかけたのはやっぱり資材の高騰、異常気象、そういうものが追い打ちをかけて、とても厳しい状態にあると思います。

なので、やっぱりあれですかね。グループ農業といって、村長さんもおっしゃっているんですけども、法人なんかで買った機械をみんなに貸し出すとか、これは私が考えたことですけども、貸し出してみるとかそういうところにも補助を出すとか、やっぱり法人関係にも補助を出していただきたいと思いますし、個人のほうも、例えば今の小規模農家さんにといいのもいいんですけども、じゃ大きな規模でやっている農家さんにはそれなりのものをもう一つ上乘せで出させていただくとか、そういう見直しはできないでしょうか。

○議長（北村直樹君） 清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、清沢敬子議員のご質問にお答えいたします。

まず、清沢議員ご承知のとおり、スマート農業の実演会につきましては、こちらは村のほうも関わって、JAさんと12月19日にやる予定をしております。こういったところに農家の皆さんも来ていただいて、スマート農業の実践を体験してもらえばというふうに思っております。

スマート農業とかそういったものについて私の考える中、個人ではやはり高額な商品でありますので、なかなか難しい面もあると思います。そこで清沢議員おっしゃるとおり、今後は組織化した農業の推進というものがやはり将来的には必要だというふうに捉えてございます。

そんな中で、今、農家の皆さんがじゃすぐに集団化でやれるかという、ご意見もお伺いしたことがあったんですが、やはり自分の今の農業の手いっぱいさもあたりするものですから、すぐにどうこうということはなかなかできないという難しいご意見もありましたので、今後は、一番はその中で地域計画というのが今年度から意見を聞く始まりです。そんな中で、じゃ将来的に10年後に、できないということであれば、グループ農業、組織化した農業というもの、また、今の法人さんがさらなる農地等を受け入れて、やれるかどうかという部分は少し見えてくると思いますので、その中で必要性があれば、村としても少し応援できる体制を整えていくということになると思います。

今は国・県が一番こういったものをスタート、進めていますので、今現在は国・県の補助制度を活用いただくようにこちらのほうもしっかり調査をして、皆様に分かるようにお知らせして、協力していきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） 課長のおっしゃるとおり、これからは本当に、人・農地プランでも担い手の農家さんに農地がどんどん集積していくということで、耕作面積もどんどん増えていくという大変なことになっていくんだと思います。そういうときにやっぱり新たなスマート農業とかを取り入れることはすごく大事なことだと思います。

ただ、私が聞いている段階で、例えばマルチを敷くマルチャーに対して操舵システムを取り入れたいというふうにおっしゃっている方もいらっしゃったので、そうなるとやっぱりもうちょっと大きなというか、たしか国でやっている補助金というのは融資を受けてというような、1,000万円とか3,000万円とかそういうのがあったと思うんですけども、その中間でも何かあったらいいのかなと思うのと、あとは機械だけではなくて、例えばハウスとかそういういろんなもの、そういうものにも使えるようにこの補助制度を変えていっていただくようなお考えはないですか。

○議長（北村直樹君） 清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） 清沢敬子議員のご質問にお答えいたします。

ありがとうございます。議員おっしゃるとおり、組織化が必要であって、国が進めていますので、そういった大型事業でないとなかなか国・県の補助制度が受けられないというのは現実的にあると思います。

そういった中で中間の農家の皆様が単独で欲しい機械等、設備等があると思いますが、一番はそういったところに今すぐ村の財政的な面も含めてできるかということ、なかなか難しい面もございますので、そういったもろもろの財政的な負担の中で、できるかどうかということも踏まえながら、一度検討させていただきますので、現時点では機械補助という制度、10万円の補助の中でやりながら、おいおい検討していきたいということでご理解賜りたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） ありがとうございます。

一番大事なのは10年後の朝日村の農業を描くことだと思います。今すぐに補助制度だとかいろいろというのはまず無理です。ですから、10年たったら農業者がいなくなるときに、じゃ村としてどういう組織で今の農地を守っていくかというところを総合的に踏まえる中で、もしかしたらそういう、例えば村が出資する農業法人ができたりだとかそういうような形態が見えてくるのかもしれませんが。

ですから、本当にあと10年先の農業をちゃんと維持するためにということで、今も産業振興課長も検討するということをしていましてけれども、そういう方向性を見て、どうあるべきかというところをまたもう一回、今も農業ビジョンがありますので、それに沿った形で組替えをできるところはしていく、そういう必要があるかと思います。

ですから、ちょっと今すぐは無理ですけども、10年先の農業者がいなくなるときにどうするかというところでターゲットを絞って、今のようなことも考えたいと思います。

○議長（北村直樹君） 清沢議員、あと2分30秒を切りました。総括に入ってください。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） いろいろとご検討いただいて、ぜひよろしく願いいたします。

松本市でも大分、農業機械に関しては認定農業者に上限50万円、機械補助とか、施設補助が200万円とかスマート農業にも2分の1の補助率で補助上限200万円とか、そういう法人にもいいようなものができています。

これも参考にしながら、これから10年先、10年先と言っていると、やっぱり新規農業者が育っていくには3年から5年の月日は必要だと思います。なので、やっぱり早急に考えていただいて、新規農業者の募集なり手助けなりをしていく必要があると思いますので、よろしく願いいたします。

そして、あとごめんなさい。3問目あったんですけども、時間がありませんので、高齢者の地域コミュニティ活性化と会場環境整備については次回に回させていただきます。

ありがとうございました。これで質問を終わります。

○議長（北村直樹君） これで、清沢敬子議員の一般質問は終わりました。

◇ 齊藤正法君

○議長（北村直樹君） 次に、1番、齊藤正法議員。

齊藤正法議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） 1番、齊藤正法でございます。

本日は私、2項目の質問をさせていただきます。

まず、1項目でございます。

朝日村2050ゼロカーボンビジョンの推進についてでございます。

朝日村は令和4年3月に朝日村2050ゼロカーボンビジョンを策定し、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロを目標としております。行政の取組として、生ごみの堆肥化、小水力発電、バイオマス発電、Jクレジットの4項目が調査研究課題として挙げられております。

小水力発電については、令和4年5月に長野県企業局と日本水力株式会社が説明会を開き、共に御馬越地域、企業局は野又沢、日本水力株式会社は御馬越右岸、後に左岸に変更での調査結果の報告がありました。現在は、日本水力株式会社が三俣堰堤からスキー場入口付近まで、県道下約1キロに導水管を埋設した小水力発電事業の地元説明会が複数回開催されております。

この発電施設の発電量は1時間700キロワットを予定しており、二酸化炭素排出削減量は3,553トンと想定されております。長野県の二酸化炭素削減量にならば、2013年度比で約57%の削減としますと、2030年度二酸化炭素排出量の目標値は1万2,632トンとなります。

削減しなければならない二酸化炭素量は1万6,747トンであり、この施設で計画に対する削減量は約21%となります。小水力発電施設については様々な要件を加味して検討しなければなりません、ゼロカーボンビジョンを念頭に置く必要があると考えます。

長野県ゼロカーボン戦略ロードマップの内容では、十分な効果が見込まれる施策や加速化が必要な部門を明らかにした上で、施策効果の高い重点施策を新たに掲げるなど、2030年目標を達成するためのシナリオとして策定されています。

水力発電については、発電事業者は地域との丁寧な合意形成を経て、地域にメリットをもたらす形で小水力発電事業を実施、県の重点施策としては、案件の形成段階から地域調整等に主体的に関わり、地域と調和した小水力発電を市町村と共に推進すると記載されています。

朝日村2050ゼロカーボンビジョン達成に向けて取り組む事項は、再生可能エネルギーの導

入だけでなく、森林保全やごみの削減など多岐にわたり、村民全員の参加が求められています。また、朝日村2050ゼロカーボンビジョンも上辺だけの計画にならないようにさらなる発信や理解が必要と考えます。

以下、質問いたします。

(1) 御馬越地区の小水力発電事業の推進について、県への参加依頼は可能でしょうか。

(2) 朝日村2050ゼロカーボンビジョンに対する村民の理解はどの程度進んでいるか、行政側の主幹はいかがでしょうか。

(3) ゼロカーボンビジョンの推進確認は朝日村環境審議会が行うのでしょうか。

以上、3項お伺いいたします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） それでは、齊藤正法議員ご質問の朝日村2050ゼロカーボンビジョンの推進につきまして、お答えさせていただきます。

初めに、(1)につきまして、御馬越地区小水力発電事業では、村からも県環境部、ゼロカーボン推進室へ進捗状況などの情報提供を行っております。それに対してのゼロカーボン推進室も協力をいただいている状況でございます。今後も地元説明会などの参加など、協力を依頼していく予定ですので、よろしくお願いたします。

続きまして、(2)につきまして、ゼロカーボンビジョンと対して村民の皆様の理解度ですが、国・県の働きかけもあり、脱炭素という言葉は浸透してきていると思います。地球環境につきましても危機的な状況にあることは、各種報道により村民の方たちは理解していただけているものと思っております。

村としましても、生涯学習カレンダーに脱炭素へ向けてのエコアクションの掲載、回覧板では脱炭素へ向けたお知らせ、可燃ごみの排出量の紹介を行い、ごみの分別、減量をお願いして、さらに理解していただけるように広報していきたいと思っております。

最後に(3)につきまして、齊藤議員おっしゃるとおり、進捗確認は環境審議会より行っていただきたいと思っております。こちらの審議会よりゼロカーボンビジョンへの答申もいただき、環境審議会でも答申をいただいているものでありますので、ゼロカーボンビジョンの実現となるよう各施策などについてこれからも進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） 回答ありがとうございます。

まず、1番目の県への参加依頼ということで、今後も説明会に県のほうも参加していただけるということではあるんですが、今後、御馬越地区の小水力発電につきましては詳細設計がまた開示されということになってまいります、なかなか図面だけで素人がその施設を判断するということは難しいかと思しますので、せっかく県のほうで参加していただけるということであれば、県内の小水力発電の施設についての見学会といったところも県との調整で進めていただければと思いますが、こちらの取組についてはいかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） 大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 県の企業局、電気部門で行っている小水力発電等もごさいますので、地区の皆さんで見てみたいというものがありましたら、そういう機会もつくっていきたく思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） ありがとうございます。ぜひ働きかけのほうよろしくお願いたします。

それから、2番目の質問にはなりますが、やはり今、様々な広報をされていらっしゃる状況ではありますが、なかなか一村民という立場からしますと、ゼロカーボンというのは目標としてはとても大きな目標ですね。県だけではなく、国、世界中でやらなければいけないというものになってまいりますので、なかなか紙媒体だけを見て理解をするというのは当然難しいようなところになるかと思しますので、広報だけでなく、さらなる具体的な施策等をまた検討いただければと思います。

例えば教育委員会のほうで、小学生に対するゼロカーボンの取組というのを学校教育の中で取り入れていただくというようなことは、検討はしていただけるような内容でしょうか。

○議長（北村直樹君） 百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） 齊藤議員のご質問にお答えをしたいと思います。

ゼロカーボンについては、小学校あるいは中学校の社会科の学習の中で取り上げられてい

る学習内容になります。そういった中で地元の内容がどういうふうになっているかということまで学習が進むかということになると、ちょっとまた難しいかもしれませんが、日本のゼロカーボン施策がどのような内容になっているか、あるいは世界にどのような影響を及ぼしていくかというような内容については学習が進んでいくことになるかと思えます。

以上であります。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） ありがとうございます。ぜひまた朝日についても具体的なところが進んだところで、小学生等、20年後になりますと恐らく働き盛りは今の小学生になりますので、ぜひ自分たちの村がどのようなゼロカーボンを目指しているかといったところも取り組んでいただければと思いますので、お願いいたします。

あわせて、こちらの取組ですが、環境省のホームページに、長野県の地方公共団体における地球温暖化対策の進捗に関するそれぞれの地方公共団体の実行計画の策定状況というものがアップされております。

朝日村につきましては、事務事業、こちらは地球温暖化防止計画に基づくものになりますが、こちらは計画期間超過、それから区域施策、朝日村第3次環境基本計画ということで項目が載っておりますが、こちらの計画期間超過、それから2050年の二酸化炭素排出実質ゼロ表明状況につきましては、県内38市町村ございますが、朝日村は含まれていないというような状況になっておりますが、こちらについて当局のほうで承知はされていらっしゃるでしょうか。

○議長（北村直樹君） 大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 齊藤議員のご質問のとおり承知はしております。ただし、第3次環境基本計画につきましては超過ではないと思われますので、第4次を来年度、計画を策定するという段取りになっておりますので、その辺は環境省のほうのホームページ等を確認させていただきたいと思えます。

また、2050年までの脱炭素の関係の宣言ですが、今、総務課のほうで公共施設の脱炭素の計画を立てている最中がございますので、その計画が立ち次第、2050の脱炭素に向けての村の宣言を同時に行っていきたいという予定で今、進めておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） ありがとうございます。対応のほどよろしく願いいたします。

それから3番目の質問になりますが、今後につきまして、進捗確認は環境審議会が行うということでございます。朝日村の第3次環境基本計画に毎年1回、こちらの基本計画について環境審議会を行うということで計画がうたわれております。現在、ゼロカーボンビジョン進捗につきまして、環境審議会の中で、会議等で議題になっているということはございますでしょうか。

○議長（北村直樹君） 大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） ただいまの齊藤議員のご質問になりますが、すみません、今年度はまだ環境審議会のほうは計画されておきませんが、昨年行いましたものに対しては、ゼロカーボンにおける実施状況だったり、第3次基本計画における実施事項等をご報告させていただき、また新たな太陽熱システムの設置補助金、また、家庭用生ごみ処理機の補助金の増額だったり、そういうことを皆様に審議していただき、承認を得ているところであります。

また、ゼロカーボンビジョンに向けての、実際に先ほど挙げていただいた小水力だったり、Jクレジットだったりというところはまだ勉強不足でありますので、そういうところを私たち担当のほうもしっかり勉強して、環境審議会の皆さんにこういうことを、目標値があるものですから、そこへ向けて、こういう施策をしていきたいというところをさらに審議会のほうにご報告をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） ありがとうございます。それでは、そちらの対応をよろしく願いいたします。

それから、こちらのゼロカーボンビジョンの推進についてになりますが、当然、環境審議会はこちらの計画を確認、進捗確認というところになりますが、推進するに当たりまして、現在、建設環境課が中心になって動いているかと思いますが、やはりJクレジットになりますと、産業振興課の山の管理、それから先ほどの子供たちの教育となりますと、やはり教育

委員会が絡んでくるかと思えます。恐らく行政が一丸となって取り組んでいかなければいけない内容かと思えますので、その場合に、やはり村長をトップに二酸化炭素排出ゼロに向けた具体的な施策ですとか広報を行うような、そういうような委員会ですとか推進委員会、そういったものをつくられてはいかがかと思えますが、こちらはいかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） いろいろご提案、ご提言をいただきまして、ありがとうございます。

正直申しまして、環境省でのホームページでそういった比較のところが載っているというのは知りませんでしたので、早速確認は取ります。

それで、ゼロカーボンビジョンということで3年前につくったんですけれども、ほかの市町村ではゼロカーボンを宣言しますというところも幾つかあったんですが、宣言したとて何をじゃ具体的にやるんだいというところで、宣言はともかくとも俺たちには今後やることをやっぱりちゃんと計画を立てて、ビジョンを立てて着実にやっていこうという路線で来ましたので、若干、そのビジョンといいますか、ゼロカーボンの宣言が遅れてきています。

ですから、これは早速、今、課長も話をしたとおり、総務のほうで公共施設への太陽光発電を大々的にやるということで動き出していますので、その時点で宣言をしていきたいというふうに思っています。

それで、改めて私たち、考えてみなくちゃいけないのは、やっぱり具体的にCO₂換算にした場合に、どれだけの活動をやっているのかということだと思います。今はずっと昔からやってきている太陽光発電だとか、去年おととしかな、いわゆる電池を蓄電システムにするだとか、いろんな細かな手を打ってきていますけれども、今回のような大きなプロジェクト、小水力発電をするというような大きなプロジェクトは今回初めてになります。まだこれは決まったわけではありませんが、やはりちゃんと着実な、今、議員のほうでも換算をしてくれてありますが、3,500トンのCO₂が削減できるんだというようなところを着実に摘み取っていくということで今後動いていきたいと思えます。

なおかつそれを進めるに当たって、新たな推進委員会を設けたらどうかというようなご提案でございますけれども、あんまり委員会ばかり設けてしまいますと、今度、そちらのほうのフォローアップでもう手がいっぱいになっちゃいますので、実を取るというほうで一つ一つテーマを具現化していきたいと思えます。

もう一つ、忘れちゃいけないのは、松くい虫、この対策がやっぱりこいつに大きな影響を

与えるということです。皆さんご承知のとおり、筑北村のほうだとか麻績村のほうへ行くと山全体が枯れちゃっていますよね。それでも手つかずです。倒木で危ないもので中に入ることができない。ああならないように今、古見のほうで事業を進めました。

ただし、見た目が非常に不安定で、昨晚のような雨が降ると、また寝てられないというようなことになっちゃいますので、着々とその辺は地元の皆さんと協議をして、早めに樹種転換をして、向こうのような松枯れが起きないようにしていくというのもうんと大事なゼロカーボンの1つの活動になりますので、またこれはこれから古見地区のほうの皆さんとも協議に入る予定でありますので、そうしていきたいと思います。

いずれにしましても、東電に行くところの坂でもう具体的に倒木が始まりました。ああならないようにしていきたいと思います。それもこれだと思しますのでよろしくをお願いします。

委員会のほうはちょっと今すぐには無理だと思しますので、よろしくをお願いします。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） 村長から答弁、ありがとうございました。

どちらにしろ、やはり10年先、20年先、朝日村に何を残していくかといったところは、これは行政だけではなく、村民一人一人が考えていかなければいけないテーマだと思いますので、ぜひ村の推進の中で、村民にそのような思いを呼び起こさせるような施策といったところもご検討いただければと思います。

以上で1番目の質問を終了いたします。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

○1番（齊藤正法君） それでは、2問目の質問をさせていただきます。

地域づくりと集落支援員の活動についてでございます。

人口減少や高齢化により、従来からのコミュニティ機能が低下し、維持、存続が危ぶまれる状況が拡大しています。集落における暮らしの安心を支えてきたコミュニティの維持、活性化が求められる一方、小規模、高齢化する多くの集落では担い手の不足をはじめ、従来の集落の枠組みでは対応できない課題に直面しております。

国土交通省の集落の将来を考えるヒント集には、集落の状況は徐々に厳しくなり、日々の生活の中でその兆候に気づかず、また、気にはなってもなかなか口に出すことがはばかれたり、具体的な取組には結びつかず、問題が先送りされる傾向にある。気づいたときに、もっ

と前に何か手を打っておけばよかったと後悔することのないよう、住民同士で集落が直面する問題に向き合い、思いを共有することが大切とあります。

コミュニティの維持、活性化を図る上では、住民自ら集落の現状を把握し、集落の将来について認識を共有することが大切です。地域づくり活動の主役である住民が主体的に取り組むことが必要ではありますが、行政や集落支援員のサポートも重要となってまいります。

以下、質問いたします。

(1) 集落点検実施後の集落の在り方についての話合いの進捗状況はいかがでしょう。

(2) 第6次総合計画で具体策として挙げられている地域づくりリーダーの育成状況はいかがでしょう。

以上、2項目お伺いいたします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢さおり君登壇〕

○企画財政課長（清沢さおり君） それでは、齊藤正法議員の2問目のご質問にお答えいたします。

まず初めに、集落点検実施後の集落の在り方についての話合いの進捗状況についてでございます。

集落支援員による集落点検の結果、幾つか課題が見えてきております。主なものとしまして、役員の負担の問題、負担金等の問題がございます。これは地区未加入問題にもつながってくるものと思われまして、その結果を踏まえまして、集落支援員が区の運営委員会等へ出席し、話合いを行ってきております。

役員の負担のテーマについてでございますが、公民館活動の関係におきましては教育委員会で協議され、改善が図られているものと思っております。一方、地区の役員の中には、役場関係の役員だけでなく、地域の役員等も数多くあり、なかなか課題解決に向けた具体策が出てきていない状況がございます。

要因の一つとしまして、1年で地区役員が交代していく中、コロナ禍の影響もあり、地区内または区と地区の十分な話合いの場、機会が減少している状況もあるかと思われまして。これらの課題解決は一朝一夕にできることではありませんが、地域が主体となって進められるよう、引き続き、村としましても支援等の取組をしてまいりたいと考えております。

次に、地域づくりリーダーの育成状況についてでございます。

第6次総合計画における主な取組の1つとしまして、協働の村づくりの推進がございまして、その中の具体的事業としまして、地域づくり活動に関わる人、リーダーや団体の育成がございまして。

暮らしやすい村づくりを進める上で重要となる地域づくりのリーダーは、村で誰かを指名したりお願いするものではなく、地域課題の共有と課題解決に向けた話し合い、地域の支え合いなどをきっかけに地域住民から自発的に生まれてくるものと捉えております。そういった機運、核となる活動を支援していくものと考えております。

1つの取組例としまして、集落支援員の活動として昨年度に実施しました団体間交流会がございまして。村内のボランティア団体やサークル、スポーツ団体など、様々な団体同士が関わりを持つ中で、自らの団体活動の活性化や横のつながりによる新たな取組のきっかけの場となり、そういった流れが行く行くは地域づくり活動につながっていければと期待しているところでございまして。

以上でございまして。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） ありがとうございます。集落点検になりますが、区の運営委員等でお話をされているということではありますが、やはり最終的には役員さんだけではなく、地元の住民が何らかの形で参加する話し合いに持っていけないと、なかなか役員の方だけですと大変だなどで、1年たつとまた別の方に替わってしまうといったところもありますので、ぜひ区の運営委員で話したということだけではなくて、その先も見据えた中で活動をしていただければというふうに思います。

それから、2番目の地域づくりリーダーの育成になりますが、大変難しい課題について計画に上げられたかなというふうには思いますが、今、課長のお話からもありましたが、こういった地元の中心になる方が自発的に出てくると。当然、行政側からすれば、そういう方が出てきてくれればいいなといったところはあるかと思うんですが、これだけ朝日村で各地区がありまして、そこから本当に自発的に出てくるのを待つだけでいいのでしょうかといったところは疑問に思うんですね。当然、その機運を高めるといったところは必要にはなりますが、その具体策について、もっと検討をしていただく必要があるのかなというふうに思います。

今、団体間の交流について集落支援員さんが入っていただいておりますが、それ以外のと

ころもやはりそういう機運を高める行動といったところで検討いただきたいと思うんですが、今現在、実行に移していなくても、こういったことを検討しているというようなものがあれば、教えていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） 清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢さおり君登壇〕

○企画財政課長（清沢さおり君） 具体的な考えというか、計画しているところでございますけれども、まだまだ集落支援員さんによる活動も不十分な部分もございますし、私たちもまだ不十分だと思っております。

ですので、団体間交流会だけでなく、地域に入って、もう少し活動をしていく、聞き取りをしていくという部分がまだ積極的に行われていない部分もございますので、今後、もう少し積極的に地域に入って、検討を一緒に進めていけるようにしていきたいと考えております。まだまだ具体的な方策については不十分なところがありますが、対策をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） 大変難しい課題だとは思いますが、ぜひ推進のほうをよろしく願いいたします。

それから、これに絡む話ではありますが、行政区については9月の定例会で清沢敬子議員からも話題にさせていただいております。現在、行政区の再編については総務課のほうでもまれているということではありますが、その際に村長からの答弁で、そんなに簡単に行政のほうから縦割りでというところも難しいよというような答弁もいただいております。まさしくそれはそのとおりだと思います。行政から、じゃ御馬越は明日から入三ねと言われてもなかなか納得がいくようなところはないかと思っておりますので、そういったところで、やはり地域づくりについては先ほども述べましたが、活動の主役は地元住民になってくるかと思えます。

そこで、ひとつ、行政の皆さんにご提案というところになるんですが、来年、年が明けたところで、入三でフューチャーデザインをぜひやっていただきたいというふうに思います。その際に集落支援員さんだけでなく、総務課、それから公民館を管轄する教育委員会の方もぜひご賛同いただきまして、入三地区、10年後、20年後、どのような形になるかといったと

ころのフューチャーデザインを進めていただければと思いますが、行政の皆さん、いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 齊藤議員のご質問でございますけれども、今、総務課のほうでもやっぱり地域の見直しというか、地区の再編に向けて取組は進めてきておりまして、前回もちょっとお話しさせていただきました。実は西洗馬のほうで住民の方が主体になって、小さい2つの地区でございますけれども、一緒になろうとした経過があったんですけれども、最終的に村の役員がきっかけというか、足がかりになって破談になったという話がございます、その関係で村のほうでは今、役員の見直しを進めながら、小さい地区の統合についても今後提案していきたいなというふうに考えていますので、お願いしたいと思えます。

それで齊藤議員から今、お話のあったフューチャーデザインですけれども、今、村のほうで取り組んでいるんですけれども、1つは職員がフューチャーデザインをやる手法も学んでおりますので、職員がそういうところへ行って、フューチャーデザインのような将来を見通した計画づくりみたいなこともできると思えますので、今後検討させてもらいたいと思えますので、よろしくお願ひします。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） ぜひ前向きに検討をしていただければというふうに思えます。

入三につきましては分館もそうですし、消防団も休止状態といったところになっております。朝日村の中で一番過疎が進んでいるようなところになります、ひとつ入三をモデルケースにさせていただいて、フューチャーデザイン等を進めていただいて、その結果をまたほかの地区に波及していただくといったところもできるかと思えますので、こちらも含めまして、ぜひ前向きにご検討いただきたいという要望をお願いしまして、私の2番目の質問を終わりにいたします。

○議長（北村直樹君） これで、齊藤正法議員の一般質問は終わりました。

ここで、休憩を取りたいと思えます。

再開を16時10分といたします。

休憩 午後 4時02分

再開 午後 4時10分

○議長（北村直樹君） それでは、時間となりましたので、ただいまより一般質問を再開いたします。

皆様に申し上げます。

本日の会議時間は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ延長をいたします。

◇ 中 村 文 映 君

○議長（北村直樹君） 次に、2番、中村文映議員。

中村文映議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 2番、中村文映です。

本日は、2項目について質問させていただきます。

まず、1問目。

経済の地域循環と小水力発電について伺います。

11月22日付、信濃毎日新聞の「斜面」で、循環型地域の成功事例として岡山県真庭市のバイオマス発電を取り上げていました。その中で、鳥取県の知事や総務大臣を務めた片山善博さんが、まず富の流出を止めること。県民所得の多くが、石油やガス、電力の消費で域外に出ていく。自然エネルギーの自前供給を地元資本でやれば、経済に地力がつくと地方再生の考えを紹介しています。

私は3月の定例会の一般質問で、村を流れる水を使って発電し、売電し、その利益を一企業が半永久的に独占するのは、村民にとって何のメリットがあるのかと質問をしました。担当課長は、おっしゃるとおりで売電利益は一企業の独占になりますが、メリットとしては、固定資産税と現地作業員の雇用が見込めると答弁されました。

発電所建設については、村民の皆様からも地元のメリットを感じない、電力の地産地消ではなく他消だとの声が聞かれています。私も村民の皆さんの意見に全く同感です。

さらに課長は答弁で、国・県で推進する脱炭素社会2050ゼロカーボンに向けて小水力発電は村に必要だと考える。また、村長もゼロカーボン、再生可能エネルギーをどのように使っていくか、我々のような自治体も真剣に取り組まなくてはいけないテーマだと思うと答弁されています。この考えにも私も同感であります。進めていただきたいと思います。

そこで伺います。

1、鎖川での小水力発電は県の企業局も調査研究をしていますが、令和4年5月に県から説明を受けて以降、村は県に対し進捗状況の確認など働きかけをしていますか。

2、民間企業は、鎖川の水力発電は採算が取れる、言ってしまうともうかるということです。事業化を進めようとしています、であるならば発想の転換をして、県の企業局が可能性を調査している減水区間のない発電所建設を村が国や県の補助金、また、村民の協力も得て、県内に多くの発電所を造ってきた県の企業局に設計、建設を依頼し進めたらどうか。そうすれば電力の地産地消、村民共有の財産である鎖川の水を村民の資産に変え、また、漁業関係者が心配する減水区間、今進んでいる小水力発電では、取水で水が少なくなる区間が約1キロ発生するといわれています。減水区間もなく環境にも優しく、村が取り組みを進めるゼロカーボンビジョンにも合致すると考えますが、また、片山さんが言う、村に地力がつくんではないかというふうに考えますがいかがでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） それでは、中村文映議員ご質問の経済の地域循環と小水力発電につきまして、お答えをさせていただきます。

初めに、①につきまして、働きかけは現在行っておりません。

県企業局が計画している小水力発電は、以前の資料から年間55万2,000キロワットアワーと小規模であると説明がありました。村としましては、県の事業で行うものであり、採算性など事業化へのプロセスを見守ってまいりたいと思います。

最後に②番につきまして、民間企業が実施を予定している小水力発電は、想定で年間429万2,400キロワットアワーの発電量であり、県企業局が進めようとする野俣沢第3堰堤の落差を利用する小水力発電と発電量で約7倍の差があります。このことから、事業化する場合の売電収入に影響しますので、県事業との比較は現在できないものと村のほうは考えております。

そこで、例えば県のものが発電もした場合においても、やはりそれは売電されるものであるので、地元還元されるというところはちょっと難しいかなとは思いますが、やはり民間企業のほうは、利益を必ず事業化というところを見据えて計画を進めておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 私の手元に、私も令和4年5月31日に中央公民館で開かれた小水力発電の説明会に出席させていただきましたので資料がありますが、今、課長のほうからは、規模が7倍近く違うのでなかなか比較は難しいということだったんですが、今日の説明では、村民全体に開かれた説明会だったというふうに先ほどご答弁がありましたけれども、県の企業局の説明は非常に分かりやすかった記憶がございます。脱炭素社会に向けての水資源の最大限の活用、それから、先ほど言っていました、売電による利益追求ではなくゼロカーボン実現に向けて再生可能エネルギーを供給拡大していくんだという趣旨が非常に胸にすんと落ちました。

しかし、もう1社の民間企業の説明会というのは、鎖川の水を生かした小水力発電の可能性を今調査していますと。それから、一般論の2ページ目ぐらいには一般論の小水力とはという説明。それから、会社の概要の掲載でした。全く社会性を感じず、何か説明を聞いていてもやや感がありまして、胸にすんと落ちなかったことを感じました。

それで今回、私、先ほど信毎さんの記事を紹介させていただきましたが、片山さんの、まず富の流出を止める、所得が域外に出ていく、経済の地力がつくという記事を読んだときに、この胸のつかえはこれだったんだというような思いがいたしました。

村民の共有財産である朝日村の自然、鎖川の大切な水に大きな変革をもたらすような事業でございますので、先ほど、規模が小さかったりとか、いろいろな条件が違うということなんでしょうけれども、私は村にとってできることをやっていけばいいのかなというふうな思いもございますので、ぜひ、県のほうにアプローチをしていただきたいと思うんですが、今、県の事業が、企業局がどんなふうなことを考えているのか、また、実際どのくらいお金のかかるものなのか、その辺についても1つの村民の判断材料として、ぜひ県のほうに問合せをいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今の件、非常に昔から悩んでいるところでございまして、今、村としてはいろんな事業をやりたい真っ最中でありまして、具体的に。そこに何億も。

今度の日本水力さんのは、多分十数億かかる事業ですし、県のほうも少なくとも1億じゃ済まないような、2億、3億かかるようなことだと思います。そういう中でどれを優先するかといったときには、やはりちょっと優先順位が低くなっていくというふうに思っています。

ただし、今、中村議員のおっしゃられる研究も、これは必要でありますからぜひやってみたいと思います。県の企業局もいっぱい今テーマを抱えているらしくて、やはり優先順位の高いところ、または、採算性のいいところというところから着手しているはずです。

ですから、ああいうテーマを持ってきていただいたんですが、いまだに具体的なアクションがないということは、まあ非常に厳しい事業の可能性があるということです。素人目に考えてもあの10メートルくらいの落差だけの発電ということは、あれはやっぱり止めるには、今、日本水力さんの考えている堤防にやっぱり取り入れ口をずっとはわせて、それによっての落差ですので、あそこの構造はほぼ同じものがかかる。

ですから、ちょっと研究しないと一概に言えませんが、そういう意味で県の企業局のほうは、提案はしてくれたんだけど遅れているもんだと勝手に推測しておりますので、そこはもう一回情報をいただいて、本当に我々が手をつけていいものやらどうやらというのをもうちょっと研究をして、そういう時間をいただきたいと思います。

当初は、日本水力さんの場合、村も一緒に共同出資でやりませんかというような話もございました。ただ、ずっと長年、鎖川水系では小水力発電は無理だということが幾つかの企業がやってきて出した結論でもありましたので、私どもも本当にそうなのかということで、もう1年半から2年の調査機関を経ての話でありますので、ちょっとそういった面でもすぐに、じゃ村も一緒にやりますというわけにはいきませんでしたので、今のような状況になっていきますけれども、まあそういった意味で、県のほうの企業局のほうは、もうちょっと情報を得て本当に可能なのか見たいと思います。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 今、村長のほうから、県の企業局のほうにも問合せをしたりして、村のほうでも検討していくというお考えをお聞きしまして、ほっとしているところです。

村側からしたら、水力発電の事業というのはお尻が決まっています、いつまでにやらなきゃいけないという事業ではないかと思っておりますので、その辺、ぜひ県の企業局のほうにも聞いて

いただきまして。

私が1回目の説明会で聞いたのは、18メートルの落差を利用してやる。当然、出力は少なくなってくるとは思いますが減水区間がない。それから、施設が非常にコンパクトで済むという、長期間水管を通したりする必要もないので、その落差だけで発電するということでしたので、非常に環境にも優しいというような認証を受けておりますので、ぜひ、どのくらいかかるのか、どんな形で県は考えているのかお聞きしていただいて、そういうものも含めて、ぜひ、村民のみなさんに説明会を開くとき、A社はこういう形でやろうとしている、今、県の企業局のほうはこんなような考えでやっている。その辺の説明をしていただける。

前回の課長答弁の中にも水は村民のものである。今回の答弁の中でもそのような発言もございましたので、ぜひ、村民の皆さんが納得できるような方向でこの事業を進めていきたいと思っています。

それから、付け加えますと、私は村主導での水力発電、先ほどの村長の答弁の中に1億、2億かかるかもしれないということで、朝日村も多くの事業を抱えているということなんですけれども、ご存じのとおり、東筑摩郡の生坂村は脱酸素先行地域の補助金を得て生坂ダムでの小水力発電も検討しているというふうにお聞きしております。ぜひ、この辺について再度検討、今、村長のほうからも答弁をいただきましたが、課のほうとしても少し研究をしていってほしいと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） 大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） やはり大きい企業が行えるような、先ほど言った民間企業さんも、SPCという組織、例えば建設会社、金融機関で実際に設計をしている民間企業さん、いろんなものがそろって出資して行うような形態を取るそうですので、なかなか一市町村で取り組めるようなものではないと。

例えば、何人かそこに専属して行うものならまだいいんですけれども、職員体制も取れませんので、小水力発電を村でやるということの考えは現在ありませんので、すみません、そういう努力もできない今状況でありますので、小水力を村が行うということは今現在考えておりませんのでお願いします。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） なかなか取り組むのが難しいということだったんですけれども、県の

企業局の資料を見ますと、企業局が今調査しているところも7か所、8か所あって、その内に朝日村も一つあるんですけども、今県が建設に取り組んでいる中に、農政局のほうから県の起業局が依頼を受けて造っている発電所の建設も1つございました。

県の企業局、今何十か所、23か所でしたっけ、発電所を今現在持っていますし、7か所、8か所の調査をしているということで、もちろん村のほうとしては村の意向を伝えること、村がこういうことを希望している、2050ゼロカーボンに向けて村としてはこういう取組をしたいということの旨の趣旨を理解していただく中で、県のほうにそういう依頼ができないとは私は考えられない。それは話を持っていくことによって受け入れてもらえるのではないかなという、まんざらない話ではないかなというふうに思うわけです。

まあ、村の熱意であり、担当者の熱意というもの、そんなものがこの事業を進めるのに大切だと思いますので、ぜひ、村長のほうは研究をしていっていただけるという先ほど話がありましたので、担当課のほうとしても、少し取組についてもうちょっと取り組んでいただきたいなというふうに思うところです。いかがですか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今、担当する課長のほうは、無下にどかんと言いましたけれども、研究して損はありませんので、今はすぐにできませんけれども、研究をしてみるということで今日のご理解をいただきたいと思います。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 先ほども申し上げましたけれども、村にとって決して急がなきゃいけない事業ではないかと思えます。地元の住民の皆さん、それから、先ほど来、村民に対する広報という問題が出ておりますけれども、村民の多くの人たちもこの問題についてあまり広報されていないような状況もございますので、今後進めるに当たっては、村民の知らないうちに民間企業にゴーサインを出すようなことのないようなことだけ要望いたしまして、私の1問目の質問を終わります。

○議長（北村直樹君） 中村議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 2問目の質問ですけれども、令和7年、国勢調査に向けて人口増対策について伺います。

全国的に少子高齢化による人口減少が進行する中、村は第6次総合計画において活力ある地域社会の実現のため、予測される人口減少を受け入れるのではなく、チャレンジ目標を掲げ積極的に人口維持対策を推進していくとしています。

村は人口減少により懸念される村政への影響を1、地域成長力の低下、2、行政サービスの低下、3、生活サービスの低下と説明しています。そして、チャレンジ目標人口達成のため、宅地用分譲地の整備、賃貸住宅の整備、空き家の活用を3本柱として取り組んできました。しかし、現状、村の人口は令和元年まではチャレンジ目標を上回る値で推移していましたが、令和2年度以降、急速に下振れし、令和4年度時点で目標値に対して約100人少なくなっています。

そして、いよいよ国の交付税算定基準数値を決める令和7年国勢調査が2年後に迫る中、村は早急に若者向け、子育て世代向けの賃貸型集合住宅を新たな候補地を選定し整備しようとしています。

そこで伺います。

村は現在地方移住の機運が高まる中、土地勘のない移住希望者の一時的な受皿となる賃貸住宅が必要だとし、現有施設の状況、民間開発の見込みを踏まえて、村が20戸ほどの賃貸住宅の整備を行うと説明していますが、実際、それほど引き合い、入居希望が望めますか。

2、村は毎年新卒採用を続けていますが、採用者の多くが村外に住み、村民ではない状況です。村の人口増加策の一環として、採用条件に村内居住を条件入れることは何か問題がありますか。採用後の住居地について、不測の事態に備えて指定することは認められているようですが、村外から応募の方に、今後建設予定の賃貸住宅に住んでもらうようにしたらいかがでしょうか。また、現在村外居住者も転居をお願いし住んでもらったらどうかと思いますが、村の考えをお聞きいたします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢さおり君登壇〕

○企画財政課長（清沢さおり君） それでは、中村文映議員の2問目のご質問にお答えいたします。

まず初めに、賃貸住宅整備を実施して、実際に入居希望者が望めるのかという件について

でございます。

まち・ひと・しごと創生に関する転出者を対象としたアンケート調査では、朝日村に住み続ける可能性があったにもかかわらず転出先の市町村を選んだ理由として、買物や交通の利便性のほかに住宅の確保の容易さが上げられております。そのため、第6次総合計画の主な取組としまして、賃貸住宅の整備を検討することを掲げております。

昨年度、企画財政課で実施しました転出者へのアンケート結果におきましても、将来、朝日村へ戻ってくるきっかけの一つとしまして住宅環境の充実が上げられており、その回答をいただいた方の多くが、転出後、賃貸アパートに居住しております。また、実際に窓口や電話で賃貸アパートの問合せがあり、インターネットで朝日村の民間の賃貸物件を検索しますと常にほぼ満室の状況でございます。

村内の民間賃貸住宅を管理しております事業者を確認しましたところ、空きが出てもすぐに入居者が決まって満室になる状況とのことでございます。家族と同居をしていた方が結婚を機会に賃貸アパートを探し、村内では見つからないため近隣市村へ転出されたという事例もお聞きしております。

また、今年度10月に首都圏で実施しました松本圏域市村による移住相談会に私も出席いたしました。その中で、進学を機会に松本地域から東京へ行かれ、就職、ご結婚された若いご夫婦と面談を行いました。そろそろ地元長野県へ戻ってきたいと考えているが、いきなり家は建てられないので賃貸物件を探しているとのことございました。空き家についてお話ししたところ、空き家ではなく賃貸アパートを希望されておりました。こういった相談会に参加した際、必ず住居に関するお問合せをいただきますが、現在は分譲地もなく、賃貸アパートや空き家の登録物件もほとんどないためご紹介できず、住宅整備の必要性を感じているところでございます。そういった状況から、入居希望者は十分見込めると捉えておりますので、賃貸住宅整備事業を進めてまいります。

次に、新規採用職員及び現在村外に居住しております職員に賃貸住宅に住んでもらったらどうかという件についてでございます。

現在、村で計画しております賃貸住宅は、国の定める地域有料賃貸住宅制度の子育て世帯等を対象とした住宅であり、制度に定められた入居者資格に基づき、入居者の募集、選定を行うこととなりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、中村議員の職員の村内在住について、お答えをさせていただきたいと思います。

まず最初に、採用条件に村内在住を条件づけることについてでございますけれども、こちらにつきましては、日本国憲法の第22条では「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する」とされておりまして、居住の自由が憲法で認められていることから、採用条件に村内在住を条件づけるのは難しいと捉えております。

ただ、現在、村外の賃貸住宅に住んでいる独身職員は6名おりますけれども、そのほとんどの職員が、採用の面接のときに確認を行っておりますけれども、その時点で村内在住を可能としていたり、村内在住を逆に希望しておりましたけれども、村内に居住物件がなく仕方なく現在村外に住んでいる状況でございます。村内にタイミングよく居住できた職員は1名のみとなっております。

今後、村で建設予定の賃貸住宅が入居可能であれば、移転してもらうことは大丈夫ではないかというふうに考えております。また、来年度新規採用の内定職員につきましても、村内に住みたいと言っておりますが、現在のところ居住できる物件がない状況でございます。担当としましても、多くの職員が村内に住みたい希望があるのに居住できる物件がなく、村外に居住している状況は大変残念なことと捉えております。

以上です。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 企画財政課長のほうから入居希望者はあるんじゃないかということでした。今、アンケートと東京での聞き取り等をお聞きすると、20戸に対して何人かの居住といえますか入居は可能かと思うんですけれども、今、課長のほうから説明いただいた補助金の関係もあって、子育て世帯とか限定されてくるということでしたけれども、私は、今、総務課長のほうから、内定時に村内在住についての問合せをしたところ、村内に住んでもいいよという方がいらっしゃったのに村内に住めない状況、それは住宅事情だということをお聞きしたら、何としても村が住宅を用意しなくてはいけないじゃないかというふうに思うわけです。

今、シェアハウスとか古民家での再生による地域での若い方たちが共同生活をするような話も各地で聞いておりますので、そんな対策を場合によっては村が将来的なことを考えると、

そういう職員住宅みたいなものもやっぱり造らなくてはいけないような状況にあるのではないかと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 中村議員のご質問でございますけれども、なかなか職員住宅ということで建設をしましても、今入居を希望する若い職員、独身で6名いるということでございますけれども、やはりこれから結婚したり、また新しい新規採用職員がその後継続的にいるかどうかというところもありますので、できれば村内にそういった民間の賃貸物件があれば入居していただくのが一番よいかというふうに考えておりますので、お願いしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 今、総務課長のほうからお答えいただきましたけれども、なかなか村内で賃貸の住宅が見つからないという状況があるということでもありますので、それを何とかしなくちゃいけないんじゃないか、村のほうで何とかしなくちゃいけないんじゃないか。一番、村外から人を連れてくるというのは難しいんですけれども、村の職員に住んでもらえれば、人口対策に手っ取り早いという言い方がいいか分かりませんが、それが一番いいことであろうかと思うんです。ぜひその辺、何らかの対応といたしますか取っていただきたいなというふうに思うところですが。

私、今回の質問をするに当たって、いろいろ検索をする中において、幾つかの市町村の取組みみたいなものも出てきたので、ちょっとご紹介をしたいんですけれども。

よく、これは村民の方からもお聞きすることなんですけれども、村の職員でありながら村に住まないのはいかがなものかとか、それから、村から給料をもらっているのに村に税金を納めないのはいかがなものかというような、そういう村民の声もお聞きするんですよ。

それについて、大牟田市というところが九州のほうにあるんですけれども、市民の方から、職員がなぜ大牟田市に住まないのか、その理由を調査し何が原因かを説明してください。大牟田市で給料を受け取り税金を住居があるところに支払っている。市民として市外に税金を支払うことは納得ができない。職員に対して大牟田市に納税するよう指導すべきであり、これまで指導しなかった理由を説明してほしいという、令和2年6月受付の意見書なんですけれども、それに対して大牟田市のほうは、本市におきましては、職員に求められる役割の中

で、地域社会の一員として地域活動や市民生活への連携、協力及び実践などを求めています。そのため、職員に対し市民の立場で行政の役割を考え、地域の一員として積極的にまちづくりに参加することが必要であることや、災害発生時における危機管理体制強化の観点からも、市内居住の理解と協力を求めているところです。このような中、市外に居住している職員については、家庭の事情など個人的な理由により居住地が市外となっているものですが、今後も引き続き研修等の機会を捉え、市内の居住について理解と協力を求めていきたいと考えます。

また、市外に居住する職員に対しては、これまでも本市のふるさと納税への呼びかけをしているところであり、こうした取組についても引き続き行っていくこととしていますという市の回答が出ています。

私は、職員の皆さんが村内に住んでいただきたいという思いは、やっぱりいろんな意味、なかなか地域活動ができなくなっているような状況の中、若い職員が地域と一緒に活動に参加してもらったりとか、それから防災の危機管理の問題もあるかと思しますので、もっと積極的にこの問題、ただ住宅という施策ではなく村の危機管理とか組織論としても検討していただきたいと思うところです。

前日も、私、質問させていただいて、総務課長からお答えいただきましたが、正規職員の村内在住者は4割、村外在住者が6割というのには、今現状に変わりはありませんか。

○議長（北村直樹君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 中村議員のご質問でございますけれども、正規職員でございますけれども、大体、村内者4割、村外者6割になってきていると思いますので、お願いしたいと思います。

それと、先ほどの村内在住の件ですけれども、民間のアパートがなければ、やはり村営住宅的に建設をして、一旦そこには入りますけれども、結婚だとか家族を持ったりということでそこからまた離れた場合は、引き続き村営住宅として使えるような住宅というのもひとつあると思いますので、ちょっとそういった部分も企画のほうともう一回検討してみたいと思いますので、お願いしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 今、総務課長のほうから、検討をしていただけるような答弁が

ございましたので、ぜひ、今の村が造ろうとしている賃貸住宅のほうには規制があつてなかなか入れないというようなあれがありましたので、別な形でぜひ検討していただければと思います。

あと、今後の5年間の交付税が決まる令和7年の10月の国勢調査というのに対しては、今の村の賃貸住宅は、たしか完成が令和8年3月に入居予定というような計画だったと思いますので、これにはちょっと間に合わないようなわけなんですけれども。何かその辺について国勢調査に向けた対策といたしますか、村が今考えているようなことはありますか。

○議長（北村直樹君） 清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢さおり君登壇〕

○企画財政課長（清沢さおり君） 議員の質問にお答えいたします。

地域有料賃貸住宅以外の人口増対策ということでございますけれども、現在進めております空き家対策につきましても、賃貸物件だけではなく売買等の関係についてもできれば検討をしてみたいと考えております。

また、それ以外にも有効活用できる部分がありましたら、住宅施策、分譲等も含めましていろいろな面で考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） やっぱり、どう考えても職員の皆さんに移ってほしいと、本人たち、内定時には住んでもいいよというようなことを言ってらっしゃったと、残念がっているというような表現にも聞こえていましたので、ぜひ、職員向けに何か考えていただけたらいいなというふうに思うところです。

今、シェアハウスみたいなことも考えられると思いますので、村内の今空いている物件みたいなものも検討していただいて、ぜひ、職員の皆さんに何とか移っていただけるような対策をぜひ取っていただきたいと思います。

今のままいくと、今、総務課長も企画財政課長も大池課長含めて、皆さん村内在住ですけれども、6割の方たちが村外在住ということになると、この世代が定年退職を迎えるような時期になったときに、課長クラスの方たちが村外在住者で占められてしまうようなことも想定できないわけではないわけですので、それは危機管理という点において、係長クラスの方が危機管理の、例えば総務課の係長クラスの方だったらそれは問題はないかと思えますけれ

ども、危機管理の責任者である総務課長が村外在住では、やっぱり初動はできても組織的には問題だと思いますので、やっぱりこの問題については、ちょっと長期的視点を持って、ぜひ村に村内在住、居住の職員を増やしていただく対策を取っていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（北村直樹君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 中村議員のご質問でございますけれども、そうですね、ちょっと住宅も含めて組織の在り方というのも、ちょっともう一回検討を、またさせてもらいたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） ありがとうございます。ぜひ検討していただきたいと思います。

もう1点伺いますが、先ほど大牟田市で紹介をさせていただきましたけれども、ふるさと納税を村外の居住している職員に対して協力をお願いしているということなんですけれども、村としましては、そのような取組といたしますか、そのような勧奨は今現在していますか。

○議長（北村直樹君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 村外者で、村内のふるさと納税を行うような取組は、今のところ行ってない状況です。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 大きな市町村でも、やっぱりふるさと納税を勧奨しています。また、村民から先ほども紹介しましたとおり、やっぱり村から給料を頂いていながら、村に税金を納めてほしいというようなご意見もありますので、ふるさと納税することによって、そういう自分たちは村に税金を納めているということになるわけですから、村民の批判に対しても応えることもできるかと思います。

ネットで調べますと、公務員でもできるふるさと納税のやり方徹底解説みたいないろいろなサイトが出てきます。やはり一度検討して、ぜひ、そういう村の方針としてそういうことをちょっと検討していただきたいと思うんですけれども、ご検討のほうしていただけますかね。

○議長（北村直樹君） 清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢さおり君登壇〕

○企画財政課長（清沢さおり君） 議員のご質問でございますけれども、村外の職員にふるさと納税の関係を協力できるかということにつきましては、周知はさせていただきたいと思いますが、必ずというわけにはいかないと思いますけれども、そのようにできるようであれば検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 今までやってこなかったことで施策でございますので、すぐにとはもちろん申しませんが、他市町村ではこういう動きをしているということもございます。やはり、一番は職員の皆さんのご理解をいただくことが大切かと思っておりますので、丁寧に説明し、なぜ朝日村にさせていただかなければいけないのかというようなところを、やはりしっかり職員の皆さんにご理解いただく中において、ぜひ一人でも多くの方が納税していただけるよう説明をしていただくことを希望しまして、私の質問を終わります。

○議長（北村直樹君） これで、中村文映議員の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（北村直樹君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

皆様、大変ご苦勞さまでした。

散会 午後 4時59分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和5年朝日村議会12月定例会 第3日

議事日程(第3号)

令和5年12月15日(金) 午前9時開議

開議

議事日程の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告
- 第3 議案第57号から議案第74号までの質疑、討論、採決
(追加付議事件)
- 第4 同意第20号 朝日村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第5 同意第21号 朝日村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第6 同意第22号 朝日村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第7 同意第20号から同意第22号までの議案提案説明
- 第8 同意第20号から同意第22号までの議案内容説明
- 第9 同意第20号から同意第22号までの質疑、討論、採決
- 第10 議員派遣について
- 第11 閉会中の継続調査の申出について

出席議員(10名)

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 齊藤正法君 | 2番 | 中村文映君 |
| 3番 | 羽多野美映君 | 5番 | 豊田恵美子君 |
| 6番 | 清澤あゆみ君 | 7番 | 古池美佐江君 |
| 8番 | 小林弘之君 | 9番 | 清沢正毅君 |
| 10番 | 清沢敬子君 | 11番 | 北村直樹君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	小林弘幸君	副村長	越川豪君
教育長	百瀬司郎君	会計管理者兼 総務課長	上條晴彦君
企画財政課長	清沢さおり君	住民福祉課長	上條裕子君
建設環境課長	大池守君	産業振興課長	清沢光寿君
教育次長	上條靖尚君	保育園長	上條浩充君

事務局職員出席者

議会事務局長	山本珠明君	書記	北林薫君
--------	-------	----	------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（北村直樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（北村直樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（北村直樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

6番 清 澤 あゆみ 議員

7番 古 池 美佐江 議員

を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（北村直樹君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の説明員は、村長、副村長、教育長、各課長です。

報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第57号から議案第74号までの質疑、討論、採決

○議長（北村直樹君） 日程第3、議案第57号から議案第74号までの質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第57号 朝日村犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。
本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号 朝日村防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

豊田恵美子議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） 5番、豊田恵美子でございます。お願いいたします。

質疑項目は1つです。

1、議案第58号 朝日村防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定について、次の質問をいたします。

（1）本議案内容説明の全員協議会で、第3条「村長は」について、他の条項は「村は」となっているが、第3条はなぜ村長となっているかという中村議員の質問に村長が回答された内容。「いろいろ議論いただいておりますけれども、これだけの大ごとの条例だと思えます。皆さんが注目するね」と村長は説明を始められました。皆さんが注目するねという、この「皆さん」は、議員及びパブリックコメントを寄せて陳情書を提出された一村民以外に、

どなたを指していますか。言い換えると、この条例案は村民に周知できており、村民の意見を聞き、村として村民への説明責任は果たしたとお考えでしょうか。

(2) 第3条「村長は」についての村長の回答内容の後半に、「上位の法律がないときに」、これは防犯カメラの設置について国の法律がないことを言われているわけですが、「上位の法律がないときに、村はやっぱり条例をつくって、村民の皆さんにちゃんとした理解を得て進めるんだということで、今回条例を制定させてもらっています」と説明されました。この本条例は、今、議会に提案されておりますが、村長は、村民の皆さんにちゃんとした理解を得ているとお考えですか。

(3) 第1条の目的に、村民等が安心して安全に暮らし続けられる地域社会の実現に寄与することが掲げられています。この目的はすばらしい目的であり、賛同できる目的であると考えます。村政の、また議会の基本的責務である目的であると考えますが、この防犯カメラの設置条例案だけではカバーし切れない、あまりにも広範囲にわたる目的だと考えます。

防犯カメラの設置条例案、他自治体の場合には、例えば、子供たちの通学路の安全を確保するために、あるいは女性と高齢者等を駅前での犯罪から守るために、あるいは観光スポットでの観光客等の安全に資するために等、明確な限定した目的を設定されている例があります。

または、この目的、安心して安全に暮らし続けられる地域社会の実現に寄与するという目的を生かす場合は、生活安全条例のような、子供たちや高齢者等への見守り活動、交流活動、社会参加促進活動等、あるいは、村民全体に関わる防災への対応活動等の様々な広範囲に及ぶ取組を挙げていく中で、その活動を補完する役割を担うものとして、防犯カメラの設置を位置づけるべきではないでしょうか。

この点について、村長の考えをお聞きします。

以上です。

○議長（北村直樹君） ただいまの質疑に対し、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、ただいまのご質問に対して、(1)、(2)を重点的に答弁をいたします。

まず最初に、「皆さん」は誰を指すのかというその部分でございますけれども、世間ではというような言葉に置き換えていただければと思います。世間で注目されるということだと

思います。こういった防犯カメラを設置するということに関する住民の意識というのは、もう昨日今日の話じゃないですね。もう何十年も前からこういったカメラができてきて、地域を見守りするんだという頃から、いろんな各地でこういったカメラの設置に対して、いいか悪いかというのが住民の間でいろいろ議論されてきているということは、報道等で皆さんもご承知かと思います。

そういう中でありますから、朝日村としても、やっと今日の日を迎えるに当たっては、ちゃんとした条例で、ちゃんとしたコントロールを受ける条例として制定をしていくという意味では、ほかの自治体では、まだ条例まで設定しているところは少ないわけですから、世間的に注目されるということでもあります。

それと、村民に説明責任を果たしているかというところが随所に出てきておりますけれども、これは今も申したとおり、昨日今日の問題じゃありません。朝日村でも、こういった防犯のために役立つカメラを設置したらどうかというのは、もうずっと昔から、世間がそういうことを言い出した頃から、いろんな折にそういったことが触れられております。

例えば、そういったことで村民の声を生かして、議員さんのほうも何年かにわたって設置が必要じゃないかというような質問もございますし、最近では、ある殺人事件の、今起訴されている方は、そういった防犯的なカメラの設置をされているところを避けて行動するというようなことも報道で伝わっておりますけれども、もし、そういった防犯上のカメラがあるということが分かれば、やっぱり抑止力にもなる、防犯の抑止力になるという意味が、私は一番だと思っています。

それで、そういう中で説明責任を果たしているかの一つとしては、ずっと長い間、村民からの要望もあったということもあります。そして、いろんな凶悪事件が起きるたび、いろんな方面から、朝日村はそういったカメラはあるんですかというようなことも質問として何回も受けています。

そういう中で、説明責任ということであれば、まず情報の発信をどうするかということが議論になるわけですが、これは一般質問でも私は、この情報発信というのは今非常に難しい時代を迎えているということも言いましたけれども、今までも度々、情報発信に関しては、議会の皆さんからいろいろ質問がされています。何で議会に説明しないで、一般の人たちが先に知っているの。または、その逆。何で議会に話をして、我々一番の当事者が知らないの。そういう、どっちが先かという議論がずっと行われてきましたので、私としては、まずは議会の皆さんに方向性を求めた上で、同意をある程度いただいた上で、一般村民に説

明をしていくというステップに今、全てをしております。ですから、今回の場合も、何回か全員協議会で、この件に関する情報発信を議会の皆様にしてまいりました。そして、条例までこぎ着けてきたという段取りを踏んでおります。

そういう中で、パブリックコメントという、いよいよ議会の同意をほぼ得ましたから、一般の村民に向けての情報発信ということでは、パブリックコメントという正式な場を踏み出しました。そこでは、ある1人の方からご意見をいただいたというのが現状であります。そのほか、そういったパブリックコメントをしていますから、皆さん注目してくださいよという意味では、ホームページでの発信だとか、または新聞報道も取材を受けてやらせていただいているだとか、1,000人が今加入のLINEで通知をしているだとか、一連の、我々そういった意味では、広く住民に知らせて意見を求めるという活動をしてまいりました。そういった意味で、説明責任は果たしていると私は思っております。

そういうことでありますので、現状、今の議員のご質問の(1)、(2)に対する答弁はそこまで、それとさせていただきます。

それと、(3)、後で技術的な問題も含めて総務課長のほうから答弁をいたしますけれども、豊田議員もこういう内容を見れば、防犯カメラの設置自体は反対していないということですよね。ただ、説明責任が今で十分かという、そこですよね。私はそう捉えておりますので、これ以上責任を果たすというところは、制定するまでにもうちょっと時間がありますから、十分周知をしていく機会もまたあると思いますので、そんなことでいきたい。または、将来、この条項がやっぱり問題があるから、それは条例を変更したらいいじゃないかというようなことだってこれからできるわけですから、そういった意味で、村民の皆様とこういった問題に対して正面から向き合っていきたいというふうに思っています。

ですから、これが制定、皆さんの同意を得て、まずはこの条例が動き出すと、世間的にも注目される。そして、それが抑止力になる、防犯の抑止力になるというふうに確信をしております。

以上です。

○議長（北村直樹君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 豊田議員のご質問でございますけれども、私、条例のほうを作成してきた担当として、ちょっとお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、先ほど村長からお話がありましたとおり、今回の条例でございますけれども、多くの村民の

皆さんの要望に応えるものでございますので、村民の理解を得られているかというところでございますけれども、そういった要望に応えた条例制定ということで、要望されていた方から見れば、その理解は得られているものと捉えております。

それと、条例の制定の部分についてでございますけれども、なぜ今回条例で制定したかというところでもございますけれども、これにつきましては、地方自治法の規定で、普通地方公共団体は、義務を課し、または権利を制限するには、条例によらなければならないということになっております。

今回、このプライバシーの侵害という部分が、当村としては権利の制限に当たるのではないかとということで、条例の制定をしたところでございますけれども、その部分につきましては、全国の1,700ほどある自治体の1,200以上の自治体が作成しているのが要綱ということで、要綱でこのカメラ設置を制定しているところについては、その部分は、一定の対策を講じていけばプライバシーの侵害には当たらないという考え方をしているから、条例制定ではなくて要綱で行っているんだと思います。

それで、今回の防犯カメラの設置条例でございますけれども、当然、カメラの設置と住民の権利の制限という相反するところがございます。ただ、その住民の権利の制限という部分については、全国的にはカメラの設置が要綱で行われているということは、条例で制定すべき権利の制限に当たらないと捉えている市町村が多いということになります。ですので、その部分については、村もある程度、そういった権利の制限の部分については、ご理解を得られるんじゃないかということで考えているところでございます。

そうした上で、やはり同じ地域に住む住民として、犯罪の対象として狙われているんじゃないかとか、朝日村でも強盗事件が起きるんじゃないかと不安を持って生活している高齢者や住民のことを、やはり他人事として捉えず、自分のこととして助け合いながら暮らしていくのが地域共生社会であると思いますし、そういった社会をつくるために、行政も様々な対策を講じていかなければならないと考えておりますので、今回の条例もそういった形で上程をさせていただいておりますので、お願いしたいと思います。

それと、住民の皆さんの周知でございますけれども、やはりこの周知につきましても、事前に議員の皆様には9月の全員協議会で、やはりこの条例の決定権は議員の皆様にありますので、こういったスケジュールで、こういった説明を行って取り組んでいきたいということで、9月の全員協議会で説明をさせていただいております。ですので、豊田議員のほうも、ぜひこういった住民周知が足りないという状況であれば、豊田議員のほうで住民のほうに周

知していただくとか、意見を集約していただくということも必要かと思しますので、その点
はよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと最後、3番目のご質問でございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、条例
を制定するというのは、地方自治法の規定で、村民に義務を課するとか、村民の権利を制限
するというところでございますので、現在、防犯の取組につきましても、そういった住民に制
限とか責務を与えなくても、当村では犯罪のない明るい朝日村を目指して、平成11年に朝日
村防犯協会というものを設立しまして、村内の全世帯と関係機関を構成員として、まさに住
民協働でこの安心・安全な地域社会の実現を目的として取り組んできております。

今、ここで住民に何か責務を持たせて新しい条例を制定しなくても、この村民の防犯に対
する取組は、今年の防犯協会の総会を見ても、100名近い関係者が出席していただいて、村
民総ぐるみで防犯活動や犯罪のない地域づくりの取組は行われてきておりますので、条例を
制定する必要まではないというふうに捉えておりますので、お願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（北村直樹君） 豊田議員、2回目の質疑はございますか。

豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） （1）の質問に対して、「皆さん」というのは、世間一般のもっと
より広い、日本全体というかそういう、あるいは関東地方広域といひますか、世間的なこと
を指しているんだというお答えを村長からいただきました。村長のお考えは理解いたしまし
た。

私がお聞きしているのは、朝日村の村民についての説明責任は果たされていますかという
ことだったんですが、（2）の説明で、村長は、村民への説明責任は果たしているというの
が村長のお答えでした。それは、ホームページに載せ、パブリックコメントを行い、そして、
それに対応し、あるいは新聞報道を行い、LINEでも説明をしていると。議会の中で、今、
担当課長からもおっしゃられましたように、9月の全協で説明して検討してきている。ある
いは、村長の説明では、数年前から議員からの要望に対して検討課題として、検討を長きに
わたってしてきているということで、説明責任は十分果たしているんだというふうにご説明
いただきました。

その説明責任についてですが、直近のことなんですが、9月の全協で説明いただきまして、
そして様々な疑問、分からないこと、勉強しなければならないことを私は感じて、担当の総

務課長及び作成者の担当の方に様々なことをお聞きし、そして、総務産業委員会の勉強会でも、そういう機会をつくっていただきました。

そのときの、今の説明と同じですけれども、議員は村民を代表している立場だから、議員から上がってきている声は村民の声であり、そして、議員が納得したということは、村民が納得したことだという、そういう説明をいただきました。私は、それに関して、半分以上当たっているなというふうに個人的には思いましたけれども、これは、私の議員としての責務は、今、総務課長からもおっしゃられたように、問われていることだなというふうに考えました。

私は、この件に関して現在の村民の声を全然聞いておりませんでしたので、一般質問の中でも説明させていただきましたが、それから急遽、朝日村の大博覧会、文化祭などの場を通じて、あるいは村内を歩いたり、声をお寄せくださいというチラシを配ることによって、議員ではない、以外の、議員という肩書を持っていない方の一般の村民の26名からの、本当に少数なんですけど、村民の声を聞きしました。その声があまりにも反対が多いということで、あと26名中22名とか、たしかこの防犯条例案について知らなかったということに衝撃を受けました。

それで、説明責任は村の説明責任も果たされていないし、議会の説明責任も、議会ではありませんね、一議員としての私の説明責任も果たしていないというふうに思って、時間が欲しいというふうに思って、もっと時間をつくっていただきたいということを提案しました。

それで、質問です。村民に対する説明は、今後、条例案が成案として出来上がってからではなく、成案になる前に村民の声を聞いていただくというお考えはありますか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質疑に対し、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） いろんな意見は聞いていきたいと思います。それは、聞くから条例を今回取り下げるということではありません。まずは条例を制定させていただいて、そして、なおかつ、今のやり方がちょっとおかしいんじゃないのというようなことがあれば、そういったことは村民の声を聞いて、例えば防犯カメラを増やすもあるかもしれませんし、減らすということもあるかもしれません。それは、やっぱり今後の村民の声も重要視をしていきたいと思います。

○議長（北村直樹君） 豊田議員、3回目の質疑はございますか。

豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） 村民の声を聞いていきたいというお答えをいただきました。しかし、まずは条例を制定していききたいということでしたが、どうしてそんなに急がなければならないのか。

総務課長もおっしゃったように、本当に朝日村のこの条例は、高い志を持って、民主的な手続を経て、村民の不利益になり得る可能性があるということを認めて、皆さんの声をいただき、議会の中でもんでつくっていくんだというすばらしい取組をされていらっしゃるというふうに、私は、それはありがたいことであるし、すごい取組だなというふうに感じています。

ただ、ここまでのことをやっておきながら、なぜもう一步、例えば3月議会にかけていくというふうな形でもう少し村民に、形として形づくる前に村民の声を聞く、周知を行う、一言で言ってしまうと、新聞報道とかLINEとか告知放送、パブリックコメントとかではなく、村民と直接対面で、村長、融和集会を毎月やっていたらいいわけですから、そういう場で、村はこういうことを考えている、みんなはどうだいというふうに聞いていただくような、そういう場をぜひ設けていただきたいというふうに私は考えます。

もう一回お聞きします。制定する前に村民の声を聞いていただけますか。もう一つ、なぜこんなに急いで制定しなければなりませんか。

以上です。

○議長（北村直樹君） ただいまの質疑に対し、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今回の豊田議員のご質問ですけれども、もうさんざん今まで私は答えましたので、答えたとおりであります。

○議長（北村直樹君） 豊田恵美子議員の質疑が3回を終了いたしました。これで質疑を終了し、自席にお戻りください。

ほかに質疑はございますか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

豊田恵美子議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） 5番、豊田恵美子でございます。

議案第58号 朝日村防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定について、反対の立場から反対理由を述べます。

資料配付された陳情書の趣旨、最初の5行を読み上げさせていただくと、村当局の12月定例議会への提案予定である朝日村防犯カメラ設置条例案は、村民置き去りの条例案だと考えます。村民への周知を図り、理解をさらに深め、村民の意思のより反映された成案を得ることのできるよう、議会はブレーキをかけてくださいという趣旨の陳情、その趣旨を私は重く受け止め、そして、現在、様々に議論され、皆が模索している村民と村政、村民と議会との距離を少しでも縮めていく、近づけていくことが、この陳情の趣旨を受け入れることによって、これはチャンスとして生かしていくことができるのではないかというふうに考えております。

村長も言われているように、また、議会でも、5年前から村民の安全を守る、あるいは個人情報を守るということで、個人情報、村民の住所や電話番号が自動的に流出している事態に対しての注意喚起を議員が行われておりました。

それから、一般住民が一般家庭のごみのある会社の前に不法に置いていってしまうということに対しての対策、そして、一般の住民ではないと思われる、多分、業者等による鎖川上流の地域における不法投棄への対処についての対応の要請を求めています。

それに対しての、その当時の村政のお答えは、きちんとその場所を整備すると。森林を間伐して草を刈ってきれいな場所にする。そしてゲートを閉じると。そういうことによって、それは対応していくことができるというふうに考えているというお答えで、防犯カメラの設置に対しては、検討課題ではありますというふうなお答えであったというふうに私は理解しました。

もう一件、古見の、今の集落センター付近での小学生の子供に対する不審者と思われる方からの声かけに対して、どのように取り組むのかということが、やはり対策の検討要請がなされ、もっと有効なというか、具体的な安全・安心の家とか見守り隊とか、通学時への村民による全体での見守り等が取り組まれてきているというふうに理解しています。そのときも、防犯カメラの設置ということが同時に議員からも要請されていましたが、個人情報への配慮等、先ほども村長がおっしゃいましたが、世間がそれを許容するかどうかというところで、

踏み出すことに関しては、まだ時期尚早というふうに考えていらっしゃるように答弁からは私は見受けました。

そして、この3月に、通学路の安全と高齢者宅への不安の解消について、議員から防犯カメラの設置、あるいは個人宅での画像を録画できる設置、玄関のチャイムの設置に関する補助ができないかというような質問がありました。今の村のお考えでは、あるいは、そのときに村内への防犯カメラの設置を要請した議員のほうの認識としても、防犯カメラの設置というのはもう普通のことであって、犯罪を抑止していく心理的効果があり、そして、犯罪解決にはもう実証的に貢献できているという結果もあるので、これは有効な方法であるという認識から提案されているというふうに理解しました。

今回、防犯カメラの設置条例案が犯罪被害者支援者に対する条例とともに提案されたときに、私自身はまだここまでのことを、村民の声をもっと聞いていかなくちゃいけないという認識は、残念ながららというか、申し訳ないことにありませんでした。パブリックコメントを寄せられた方、そして、そのパブリックコメントによって、画像の保存期間が30日から2週間というふうに村のほうはそのパブリックコメントの意見を入れて、より個人情報の侵害が制限される、侵害が行われることを防ぐための制限により一歩近づいた条項に変わってきています。

ただ、陳情書を上げられた内容については、ここは本当に考え方がいろいろあるところだと思います。村民の声を代表している議会でもんでいくということで、村民に直接聞けというのは、議会の議員に何のためにお金払っているのかと、議員は何しているんだというふうに考えられる方もいらっしゃるかと思います。

ただ、私は新人の議員として研修に初めて行かせていただいた中で、議会活動というのはどのように行われるべきかという研修を受けた中で、直接村民の声を聞いて、村民にも議会に来てもらって、みんなでいろいろと話し合っていくということが望ましいことじゃないかと、そういう、議会というのは、にぎやかなところにしていくべきではないかというご説明を受けたと私自身は考えております。

ただ、そんなことはできるの、どうやってやったらできるのという遠い話として聞いてはきましたが、もう一つ、直接民主主義が行われるということに対して、議員としてお手伝いすることはできるのかなと、この案件について私自身も考えました。

直接村民の声を聞いた中でとても驚いたのは、先ほどもちょっと述べたんですが、あまりにも反対の声が多いということです。何で村が防犯カメラを設置するの、どうして朝日村に

それが必要なの、村税をそんなことに使うの。ランニングコスト、管理、維持に関して、村税をそのように使うということに対しては理解できない。学校、あるいはPTA、あるいは教育委員会から要望があったのかというふうな様々な声が寄せられている中で、遠慮がちに、いや、監視社会は嫌なんだよなというふうにおっしゃる方もいました。

私がチラシを配って、声をお寄せくださいということの中でいただいた携帯電話には、明確に、中国のような監視社会にはなってほしくないの、防犯カメラを設置してほしくないという希望が寄せられました。また、ほかに直接村民の方から、中国のような監視社会はつくらないでほしいの、防犯カメラの設置には反対だという意見もいただきました。様々な意見がある。そして、私が聞いた中では圧倒的に、防犯カメラの設置の必要性が分からない、なぜ今、朝日村でしなくちゃいけないのか、そして、監視社会は嫌だというお話でした。

これは村民に対して丁寧な説明を行う中で、村民の権限、権利を少し侵害する可能性があるかもしれない、だけれども、全体の住民の安心・安全のためにこれは必要なことなんで、ぜひ、こういう制限をかけて、この条例できちっとこの制限に基づいてやっていくので、理解してほしいということを、議会も村政もやっていただきたいという期待を込めて、防犯カメラの設置そのものに反対ということではなくて、もう少し時間をかけて、せっかくここまでの準備をされてきていますので、民主的な手続をする中で、これを3月議会ではいけないんだろうかというのが私の皆さんへの訴えになります。

ちょっと話が外れてしまって大変申し訳ないんですが、私が今まで従事してきた仕事の中で学ばせていただいてきたことを少し述べたいと思います。

この防犯カメラの作成の担当者から、刑法が改正されて、そして、このように朝日村の条例も変更になっていくというお話があったときに、なぜこういうふうに変わっていくのかということとは十分理解はし切れているということではないんだけどというお話がありました。私は、たまたま、刑法の改正というのはなぜなされるのかということ、ちょっとお時間いただいて、ここで私の理解を述べたいと思います。

犯罪者は、犯罪被害者にも犯罪者にもなり得て、それは紙一重だと。ある弁護士さんから直接お聞きしたことだけれども、今、自分が座っているこの席は、もしかしたら反対の席に自分は座っていたかもしれない。今はそういう世の中であると。

犯罪者というのはどういう人たちかという、小さいときから多くの方は虐待を受け、教育の機会を奪われてきた人であって、矯正施設で教育の機会を与えて、社会内で生活できるような技術を獲得して社会に返していくと。そのリハビリテーションの場、教育、指導の場

として、そういう行政施設が、日本は今までは懲罰と脅しによって犯罪を抑制しようとしてきたけれども、そうではない方向で犯罪を減少させていくんだという方向が基本的に変わったという、そういう背景のある刑法の改正です。

だから、ここの朝日村においても、もっと地域住民との交流、私がちょっとたまたま知り合った方が言っていたんですけれども、昼には必ずご家族の方からスマホに連絡が入ると、そういうふうな問合せ、つながり、あるいは親族から高齢者の独り暮らしの方にそういう連絡がある、あるいは地域の見守りがあるというふうな、そういう形で、そういう地域社会をつくっていくということがまず基本になるのであって、そこのバランス、そこに割いている村政のエネルギーというか労力というか、そこが十分見えてきて納得できる中で、この防犯カメラの設置条例も村民の納得を得られていくことができるのではないかなというふうに私は考えますので、ぜひ、今ここで議決をするのではなく、議決は回避して、もう少し村民への説明を議会も村政も行うことを訴えて、私の討論を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（北村直樹君） ただいま議案第58号に対する反対の討論がありました。

次に、賛成の討論はありますか。

小林弘之議員。

〔8番 小林弘之君登壇〕

○8番（小林弘之君） 8番、小林弘之でございます。

議案第58号 朝日村防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定について、まず私は、議案第58号 朝日村防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定に賛成するものでございます。

この防犯カメラに関しては、以前から取り上げられている内容であり、防犯カメラ設置に当たり、運用を規定した法律も存在していないことから、不特定多数の村民の撮影をすることになるため、被撮影者のプライバシー等を侵害するおそれがあるため、村、行政の皆さんが慎重に慎重を重ねて、管理方法、運用を考えて、ここまで条例案を作成してきている。全員協議会でも、さんざんもんできました。また、個別でも説明されています。

この防犯カメラ設置、運用に関する条例は、適正な管理を行い、村民等の権利、利益を保護するとともに、村民等が安心・安全に暮らし続けられる地域社会の実現に寄与することを目的とし、公共の場所、道路、公園、広場、公の施設等で、不特定多数の者が利用し、また通行する場所で、あくまでも防犯を目的としたカメラ設置だと私は認識、理解しています。

住民はもとより、何といても登下校する子供たちや女性、高齢者を守ることだと思っています。また、犯罪抑制、予防や警察署からの村民等の捜索などに役立つと思っています。

一例ですが、私が消防団に在籍したときの体験で、警察から要請で、小学生や高齢者の捜索を全団員が出動して捜索したこともありました。そんなとき防犯カメラがあったら、捜索範囲も特定でき、早い時期に解決できたかと思っています。

今のこの社会環境で、どこに行っても防犯カメラはあります。監視カメラもあります。町なかやコンビニ、スーパー、高速道路、駅など、至るところにあります。よって、私は、朝日村でも防犯カメラは必要と考えます。

最後に一言、議員の皆さん、我々議員は住民の負託を受けてこの場にいます。住民が安心・安全に暮らせるように守ってあげるのは、私たち議員の使命だと私は思っております。

以上です。

○議長（北村直樹君） ただいま賛成討論がありました。

ほかに反対討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（北村直樹君） 次に、賛成討論はございますか。

羽多野美映議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） 3番、羽多野美映でございます。

私は、議案第58号 朝日村防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定についてに賛成いたします。

今年3月定例会において、防犯カメラ設置に関する一般質問を行いました。村の答弁は、カメラ設置は以前より検討されてきたが、運用に当たり、被撮影者のプライバシー権の侵害が課題である。しかし、最近の犯罪事情を鑑みると、トータル的な考えの中で運用目的をはっきりさせ、整理して対応していくことが必要な段階というものでした。この時点で、村は、被撮影者のプライバシー権の扱いについては慎重に行わなければならないという意識を持っていたことを確認しております。

私の一般質問後、以前、防犯カメラ設置に関する質問を行った北村議長とは、プライバシーの問題でなかなか簡単には進まない問題だろうという意見の交換をしておりました。しかし、以後、7月12日全員協議会にて、村が防犯カメラ設置についての考えを表明し、条例骨子、パブリックコメントに関する説明等、実にそれまで7か月もの時間がありました。7か

月を長いと取るか、短いと取るか。この間に、情報を知り得る私たちの、議員のすべきことは何だったのか。行政の判断を理由とともに村民に根気よく伝え、理解を求める。もしくは、反対意見を聞き、村民に寄り添う内容とするための提案を行政に伝えに行く。この作業を行うのに十分に足る期間でした。周知の責任は村に問うものでしょうか。我々議員が問われるべきことではありませんか。

犯罪はいつ起きるか分からない。私たちの知らない場所で日々起こっていますし、朝日村で起こらないという保証はありません。そんな中で、村としては、設置について研究し、検討し、そして議会に提出したものであります。その理解をするのに十分な7か月だったのではないのでしょうか。

反対意見は、村政と村民、議会と村民との距離が少しでも近づくことを目的とした対面による場を設定し、村民への条例案の周知を行うことを求めています。それ以前に、この防犯カメラ設置について、過去を遡って質問した議員のうち、北村直樹議長と私の2名が議会に在籍しているにもかかわらず、当時の状況、質問に対する思いなど、当事者の私たちに対して意見を求めることも、質問をされることもありませんでした。

今回、この反対意見の中で、私が3月に一般質問を行ったことについて取り上げられましたが、私は個人的に意見交換をしたことは一切ございません。非常に残念なことです。私たち議員は、住民から選ばれ、その代表者として議会を構成しているということを認識しなければなりません。私たちの一言一句は、取りも直さず住民の意見であり、住民からの声であることを理解し、日々行動する責任があります。にもかかわらず、議員同士の意見交換もなのまま出された反対意見に関しては、甚だ疑問であると言わざるを得ません。誰を見て、何を思って反対されたのか、私は理解することはできません。

この条例制定については、再度、私は賛成の意思を表明いたします。しかしながら、この条例制定後は、朝日村村民全体の立場に立ち、防犯カメラの運用について、確かに村民益になるものかどうか、公平で効率的になされているものかどうか、それを見極め監視していくことが以後の責務となることを承知し、責任を持って職務を全うするものであります。

私の意見にご賛同くださる方は、この第58号議案に賛成くださるようお願いいたします。

○議長（北村直樹君） 反対、賛成討論の公平を期すため、これにて討論を打ち切りをいたします。

これから議案第58号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立多数です。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 朝日村空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 朝日村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改

正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 朝日村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 朝日村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 朝日村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 朝日村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 朝日村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号 松本広域連合規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号 工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 令和5年度朝日村一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号 令和5年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 令和5年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号 令和5年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号 令和5年度朝日村簡易水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号 令和5年度朝日村下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎同意第20号から同意第22号までの上程

○議長（北村直樹君） この際、日程第4、同意第20号から日程第6、同意第22号までの議案を上程いたします。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案提案説明

○議長（北村直樹君） 日程第7、ただいま提出されました同意第20号から同意第22号までの提案理由の説明を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、ただいま上程されました議案につきましてご説明を申し上げます。

本日提案いたしました議案は、人事案件3件でございます。

同意第20号から同意第22号につきましては、固定資産評価審査委員会委員の選任につき、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

固定資産評価審査委員会委員に、上組地区の柳沢俊作氏、新田上地区の上條安志氏、沢上地区の上條幸男氏を選任するものでございます。

任期は、令和5年12月25日から令和8年12月24日までの3年間でございます。

以上、本日提案いたしました案件につきましてご説明を申し上げました。ご審議を賜りますようお願いいたします。

◎議案内容説明

○議長（北村直樹君） 日程第8、同意第20号から同意第22号までの議案内容説明を求めます。

お諮りします。議案内容説明は、全員協議会において行いたいと思っておりますが、これにご異

議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時13分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午前10時14分

○議長（北村直樹君） これより本会議を再開いたします。

◎同意第20号から同意第22号までの質疑、討論、採決

○議長（北村直樹君） 日程第9、同意第20号から同意第22号までの質疑、討論、採決を行います。

お諮りいたします。同意第20号から同意第22号までは人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、同意第20号から同意第22号までは質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定をいたしました。

初めに、同意第20号 朝日村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

柳沢俊作氏について、朝日村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意をすることに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、柳沢俊作氏の朝日村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意をすることに決定をいたしました。

次に、同意第21号 朝日村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

上條安志氏について、朝日村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意をすることに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、上條安志氏の朝日村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意をすることに決定をいたしました。

次に、同意第22号 朝日村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

上條幸男氏について、朝日村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意をすることに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、上條幸男氏の朝日村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意をすることに決定をいたしました。

◎議員派遣について

○議長（北村直樹君） 日程第10、議員派遣についてを議題といたします。

議会会議規則第127条の規定により、別紙のとおり派遣したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり派遣することに決定をいたしました。

◎閉会中の継続調査の申出について

○議長（北村直樹君） 日程第11、閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員長より、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

◎村長挨拶

○議長（北村直樹君） ここで、村長から挨拶したい旨、申出がありましたので、これを許可いたします。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 発言の機会をいただきましたので、閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、上程いたしました議案をご審議いただき、原案どおりの可決をいただきました。ありがとうございました。

朝日村の水道水の現状でございますが、一般質問でも現状をお話をさせていただきましたように、断水だけは現在避けるべく、各方面の皆さんのご協力をいただいております。暫定対策を日々継続しております。まだまだ渇水の時期は続きまして、来年の2月が渇水の底かと思っておりますけれども、それまで引き続き節水をご協力をお願いいたします。

なお、恒久対策につきましては、今後も議会の皆様といろいろご審議をさせていただき、早い対応を取ってまいりますので、ご協力をお願いいたします。

気象庁の予報によりますと、今年の冬は暖冬になる可能性が高いようでありまして。いよいよ、これからスキー場、スケート場、ウインタースポーツが盛んになり、朝日村もそれらの

スポーツ、強力に推し進めてまいります。そういったところに影響が出なければということ
を思う次第でございます。

終わりに、どうか、村民、議員の皆様におかれましては、引き続きコロナやインフルエン
ザにご留意され、ご自愛をされますようお願いを申し上げ、お礼の挨拶といたします。

今定例会、大変お疲れさまでした。

◎閉会の宣告

○議長（北村直樹君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上で、令和5年朝日村議会12月定例会を閉会といたします。

皆様、大変お疲れさまでした。

閉会 午前10時20分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員